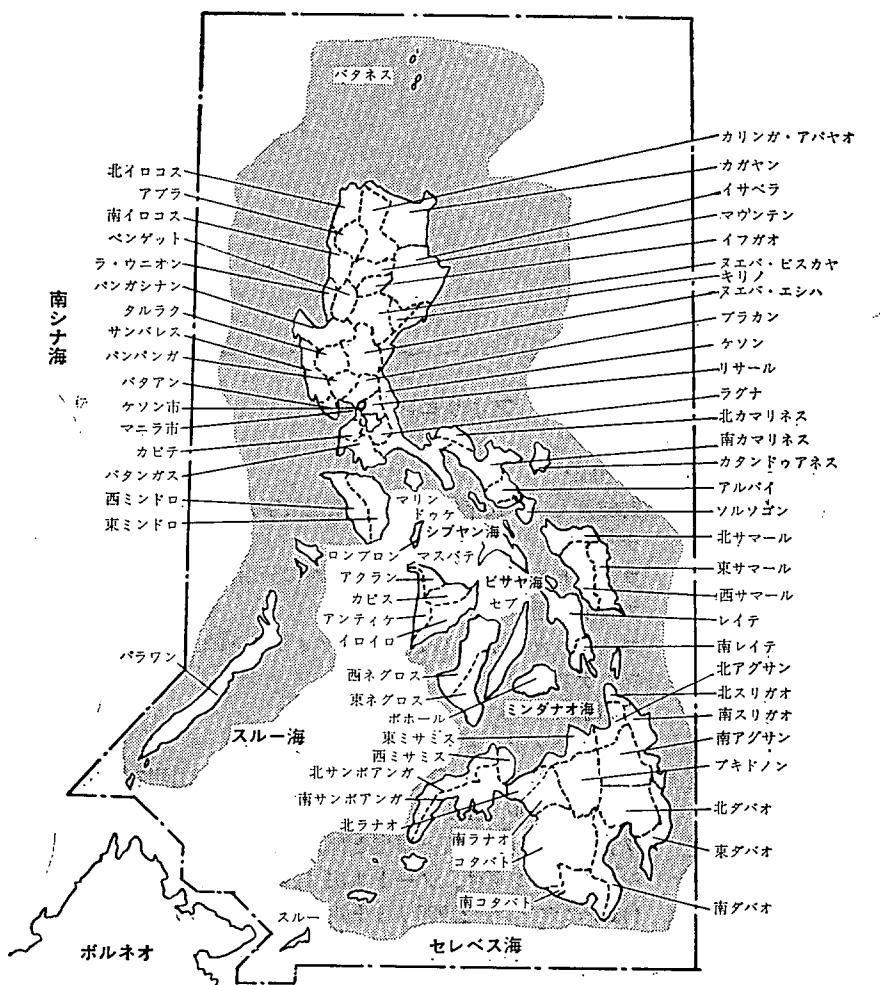


フィリピン



フィリピン共和国

面 積	30万km ²
人 口	3668万人（1970年センサス、確定数字）
首 都	ケソン市
言 語	フィリピン語（タガログ語）（ほかに公用語として英語、スペイン語）
宗 教	ローマ・カトリック教（ほかにフィリピン独立教会、回教、プロテスrant）
政 体	共和制
元 首	フェルディナンド・E・マルコス大統領
通 貨	ペソ（70年2月21日以後変動相場制—72年12月現在約6.78ペソ=1ドル、IMF平価は3.90ペソ=1ドル）
会計年度	7月～6月（1972会計年度とは1971.7～1972.6）
度量衡	ヤード・ポンド法、メートル法（法案準備中） (ほかにガンタ=2.986リットル、カバン=78リットル)

1972年のフィリピン

—米国型「民主主義」への訣別—

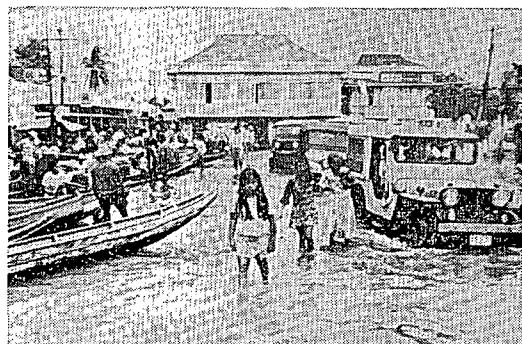
戒厳令体制の出現

〔9月クーデタ〕 マルコス大統領は9月23日未明、暴力による合法政府転覆の危機にあるとして、フィリピン全土に戒厳令を布告したと発表、大統領=軍最高司令官として全権を掌握した。この布告は9月21日に署名されており、22日夜のエンリレ国防相狙撃事件を機に施行が決まったとされている。

布告とともに、「政府転覆陰謀計画に関係した人物」の逮捕、放送局・新聞社の軍管理と報道管制、外出禁止、学校閉鎖、火器禁止などの諸措置が取られた。逮捕者はアキノ、ミトラ、ディオクノ各上院議員ら政治家、憲法会議代表、出版社主、報道人らで首都圏での累計逮捕者が100人を超えた27日段階で、予定対象者の90%が検挙されたと発表されている。逮捕者範囲はさらに拡大され、首都圏で1カ月間に543人と発表されている。

戒厳令の目的として「社会改革」をかけたマルコス政権は、中央政府行政機構改革を規定した大統領布令第1号をはじめ、全土農地改革宣言(布令第2号)、「腐敗・無能」の公務員肅清、食糧供給・物価安定の諸措置(退職・投機の取締り、電力料金引下げ、肉・卵価格安定化など)、火器提出命令など矢張り早め、一般命令、指令書、大統領布令を発した。「新社会」の成立が宣言され、とばく機械の破棄や全土の「清掃美化」などいわば「新生活」運動が政府の首領となり、市民・地域団体の動員で展開されている。午前0時~4時の外出禁止は残っているが、市民生活は急速に平静化し、閉鎖がつづいた大学・高校も1カ月後には全部が再開された。

マルコス大統領は今回の戒厳令が「合憲的、平和的措置であり、文民政府が継続するのである。」と強弁しているが、フィリピンが独立後維持して



集中豪雨の被害を受けた中部ルソンのマロロス町

きた議会民主主義体制を捨てて、大方のアジア諸国と同様の非常体制に移行したクーデタであることはうたがいない。

〔永久政権へ〕 戒厳令のねらいが政権の延命にあったことは最初から透けて見えていた。政府のいう「暴力による政府転覆の危機の切迫」という論拠がうすいという消極的意味からも、マルコスの政権維持の野心が事態の経過の中に明確であるという積極的理由からもそうである。布告によれば近年の左翼勢力の急伸とミンダナオ紛争の結果治安が極度に悪化し、共産党=新人民軍は政府転覆の陰謀計画を練り上げ、「7~8月計画」の都市ゲリラ=搆乱工作から、「9~10月決起=臨時地方革命政府樹立」の段階にあったという。さらに12月の大統領夫人暗殺未遂事件などと関連して、左翼と右翼が協同した陰謀計画に仕立てられ、69年末以来数次の暗殺未遂事件の存在、事件黒幕の政財界有力者の陰謀、マニラ近郊の都市ゲリラ基地群の存在、として現在もくりかえし当局から流されている。

共産党=新人民勢力が、近年の大衆生活の窮屈、とくに農村不安の進行を背景に、地域的に活動を拡大して注目すべき発展をとげていたことはうたがいない。しかしきに布告にいう半年間に正規軍倍増という数字が水まじでないとしても、「正

規軍1,000人その他合わせて7,900人」程度が各地方主要部に足がかりを作りかかった段階である。「農村から都市を包囲する」持久的人民戦争の戦略をとるならば、権力の集中する都市でのゲリラ、いわんや政府転覆に走れる段階ではなかった。

逮捕、拘置された者の顔ぶれは、急進派指導者、活動家を含んでいることはたしかであるが、大部分は有力な反対派政治家、批判的報道関係者であることが特徴であった。(年末、政府発表の逮捕者累計8,281人中、「破壊グループは」29%に過ぎなかつた。)政界反マルコス勢力側に、マルコス永久政権化をめぐる政争の激化と情勢緊迫化につれ暗殺陰謀の可能性はあったが、大統領の軍掌握度や左翼の現状からみて、特に左翼と結んでの政府転覆計画は非現実的であった。

これに対して、マルコスの政権維持・永続化の積極的意図には一点のうがいもない。69年再選を果たして以来、この野心の唯一の障害は現行憲法における三選禁止規定であった。したがって71年6月開会された憲法会議の焦点は、あらゆる制度的改革にまして、いや制度的改革において、マルコス派がこの制約を取りはずせるかどうかにあった。この点、憲法会議は7月7日、政治制度として議院内閣制を採択して現行大統領制と非連続の形態とし、さらに9月6日、歴代大統領と配偶者を新憲法下の首班から排除する「王朝化阻止」決議案を最終的に葬り去った。議院内閣制支持者は当初ごく少数者で出発し、一方王朝化阻止決議案は1年前には絶対多数の署名を得て提案されたものである。形勢が逆転したこの期間に行なわれたマルコス派の猛烈な抱きこみと買収は、5月キンテロ代議員の爆弾発言で暴露されたが、すでにマルコス派が多数を制した会議の大勢を動かすことはなかった。

もちろんこれは改憲の大わくにすぎず、反マルコス派の引きのばし作戦の中で、通常議事では改選期、1973年11月までに草案一国民投票の手続きが終ることは覚束なかった。しかし戒厳令後は、主だった反マルコス派代議員10人が逮捕された後、憲法会議は議事続行を決定、11月29日には草案を完成した。旧憲法下の大統領と新憲法下の大統領兼首相との権限を併せもつ、比類なく強大な暫定政権が無期継続し、現大統領の一切の布告、命令、

布令、指令、法律を有効とする暫定規定をもつ草案は271：14、棄権1で承認されたのである。マルコス政権の永続化の望みは、1973年はじめに行なわれる国民投票による批准を待つところまで達成されたのである。

〔72年の情勢発展〕 年初来の政治、経済、社会情勢の急発展から、非常体制への移行をマルコス政権が追いつめられての起死回生の方策ととる人々も多い。

1970年以来経済安定化措置を進めるフィリピンにとって71年の国際通貨不安の打撃は大きく、72年に持ちこされて4月変動幅拡大、約5%のおくれた再切下げを実施した。しかし輸出の不振はつづき貿易収支赤字は大幅に拡大した。対外債務ポジションをさらに悪化させた。金融引締の継続、治安悪化、外資政策不鮮明で生産、投資も不振であった。これに7～8月の記録的集中豪雨が追い打ちした。物価は食料を中心に急上昇した。

70年以来の生活水準低下、農村不安激化の結果、治安状態は一層悪化した。ビコール地方の武装闘争発展が伝えられ、ミンダナオの部族紛争は執拗に燃え上った。前年の中間選挙で与党が大幅に後退したことによって、73年選挙をひかえて憲法会議を中心に戦争は激化した。これらが重なって人心不安に輪をかけたことはまちがいない。

しかし単なる経済情勢悪化、社会不安の深化がすぐ権力の問題を左右するわけではない。マルコス政権はむしろ、これらの情勢悪化を国家の「非常事態」ととらえて非常措置をとる有力な論拠に利用した。着々ととのえられてきた行動の仕上げをする絶好の背景となった。それだけではない。自らの手で治安悪化を演出していくのである。

7月はじめイサベラ州パラナン沖の座礁した「カラダタン号」の発見は、外国船による新人民軍に対する武器密輸事件に仕立てられた。フィリピン籍漁船であることはすぐ明らかとなつたが、新人民軍が守備しているとして1,000人の兵力で陸海空の攻撃が加えられ、陸揚げしたというM-14小銃約900丁など多数の武器弾薬を押収したと発表された。(布告によると諸地点で5～7月中旬に小銃推定3,500丁その他を陸揚げしたという。)同じ7月から議事堂をはじめ官公署、公益事業、民間建物など

に爆発事件が続発し、共産主義者の仕業として首都警備が強化された。大統領府、国防省筋からは新人民軍の市内潜入、武器搬入、野党幹部、特にアキノ議員の「共産主義者との謀議」が発表された。治安の最高責任者、参謀総長が「爆発やテロ行為はもっと起こる」と言い、大統領自ら公けの席で「何かでかいことが迫っている」(9月15日)と言明する有様であった。そして最後に9月22日の国防相暗殺未遂という仕上げが行なわれたが、布告の署名は21日、のちの言明によると17日に一旦行なっていたのである。72年の情勢緊迫化の過程は、政権永続化をめざす再選以来のマルコスの軌跡の最後の部分にすぎなかつたのである。

マルコス再選以来のフィリピンの政治は、マルコスの三選(=永久化)の制約への挑戦を中心に展開してきた。71年、ロペス、ラウレル両家との確執表面化、与党内を含めた反マルコス派との対立激化という形で展開した中間選挙は、はじめてマルコス派前進の一頓座となった。しかしその過程で取られた人身保護令停止措置は72年初め解除せざるをえなくなったが、左翼組織弾圧に役立てるとともに、最高裁から国内に反乱状態が存在しているという合憲判決を取りつけて(71年12月)、今回の措置の一布石として生きていたのである。

〔独裁化への政治過程〕 それにしても、米国治下の自治の歴史も長く、独立後も曲りなりにも議会民主主義の形式を守ってきたフィリピンで、どうして今それを否定する事態が生じたのか。

直接的にはマルコス再選によって生じたフィリピンの政治的発展の論理による。

1969年のマルコス再選は、共通の性格と支持基盤をもつ保守2大政党間の頻繁な政権交替、それによる支配層の間の利権均霑、消極的变化による国民の不満解消、というこれまでの政治的安定のパターンを一変させた。マルコス大統領は就任(1966年)以来、官僚や党の機構に人事、財政資金操作を通じて自派勢力を扶植した。特に文官統制を利用し、軍予算増額や出身地方(イロコス)閥・自派庇護による軍の掌握力は空前のものと言われる。これが奏功して再選に際しては公共事業を中心とした資金撒布、警察軍による選挙介入が大きな力を發揮した。しかし権力の独占集中は反面で

多数の冷飯組を生む。内攻した与党を含めた反マルコス派の不満は、中間選挙を境に表面化した。いったん形成されたマルコス派は、交替した場合の反作用を考えて政権に執着する絶対的な要求に迫られる。これが戒厳令に至る政治過程の内的論理である。

他方、再選強行はすぐ再選された者に代価を支払わせた。政権第一期のインフレ支出と金融緩和による高度成長政策の結果、財政収支、国際収支は大幅に悪化した。経済成長の6%台回復、公共事業の進展、米の自給達成は一時的な成果に終りそうになった。再選早々ペソ切下げ、金融財政引締め、対外借入規制など経済安定化措置を余儀なくされた。貨幣経済進展、物価高騰で進行していた農村不安と大衆生活破壊は一層進み、社会運動は空前の高揚をとげた。これらの事態への対処のためマルコス政権のもっていた積極性はそれが、対外交渉力は後退した。マルコス政権に政治的経済的安定と懸案の対米交渉推進を期待した支配層の失望は、中間選挙の結果に現われている。期待を早急に回復する強い体制作りが要求されるに至った。

しかしこのような発展は、マルコスという個性的の出現だけによるものではない。なるほどマルコスは、再選強行で見せた強権主義とともに、公共事業や農業開発計画推進、ベトナム参戦や対米懸案などにおける対米交渉力、対日関係や対社会主义関係など对外関係多様化路線、などに見られる「革新性」があり、フィリピンのこれまでの政治パターンの中できわ立って型破りなところがある。これはイロコスの名家とはいえないわゆる大財閥系ではない出身、対日ゲリラとして米軍とのつながりのもとに政治的に進出した事情の所産でもあろう。しかしながら基本的には、1960年代半ばに権力に就いたマルコスに対し、國の内外の条件が要求したものとの意味が重要であろう。

〔内外環境の変化〕 フィリピンを取りまく国際環境の急展開——米中首脳会談実現とベトナム和平の現実化は、かのグアム・ドクトリンでいう「米軍過剰介入の縮小と各國の自助努力」の原則がいよいよ徹底されていくことをまざまざと示した。米国との緊密な関係にあったフィリピンは覚悟を新たにすることを促されたのである。米軍の

撤退は今のところ、インドシナなど大陸部からであって、フィリピンなどの海空軍基地は大国間の勢力バランス上も維持される形勢である。しかしこれは基地負担はベトナム戦収拾方針以来確実に減少し、今後も合理化されるであろう。何よりもその国の現状変更に対して、米国が直接的に介入しない方針が明確化した。マルコス大統領は「われわれはフィリピンが第二のベトナムになるのを欲しない」と反乱の脅威に対し国内問題として自力でたたかっていることを誇示したが（NBCとのインタビュー）、ベトナム的な様相となった時、もはやベトナム戦のような米軍介入が望めないことは彼自身もっともよく知るところであろう。

しかもベトナム戦争収拾による周辺諸国の景気のかけりで、以前のような急速な経済の拡大は望めなくなっている。折しも1974年に失効する米比通商協定は米国の、従来の特殊関係を対低開発国一般特恵に解消するという方針の前に、特恵の当分の継続という要求は困難に直面している。（この面でも交渉の立場はベトナム戦時よりも後退した。）フィリピンの経済に大きな衝撃となることは、特殊関係によってドル防衛政策の打撃が緩和された前年の場合で明らかであろう。

フィリピンの岸を洗う国際的变化に対する対処は、2月のニクソン訪中前後から急速に展開された。社会主義圏関係改善の本格化、地域協力の一層の推進、自主防衛力計画の登場などである。

しかし何といっても、マルコス再選以後急速に拡大してきた国内不安定要因の解決が対処の最大の問題であろう。近年の不安定の拡大が、マルコス政権第1期の野心的高度成長政策のとがめが、一挙にふき出した結果であることは前に述べた。しかしその背後には経済社会構造の問題がある。

50年代に輸入代替の形で推進した第一次工業化は国内市場の狭さから停滞的となり、かえって資本財、原材料輸入急増を招き、依然一次産品主体の輸出構造との間で、国際収支問題が深刻化していた。一方50年代半ばにいったん終息した武装革命闘争が復活、発展してきたことにみられる農村不安の激化があった。マルコス政権の処方箋は開発4カ年計画（農業開発と公共投資）や投資奨励政策であった。63年成立した農地改革法の実施にも熱意を示し、外延的には農地改革区は拡大した。

しかしその結果は、内外経済均衡の破壊、農地改革計画失敗=農村不安激化、社会運動発展とことごとく裏目に出た。

農村不安とそれを基盤とする武装闘争の発展と、ある意味では状況は50年代はじめに似ている。しかし当時はすでに軍事力と小作立法などで武装闘争は鎮圧に向かっていたし、54年のSEATO結成と55年の米比通商協定改訂で軍事的、経済的に外部の強大な援助を期待できた。しかし今はSEATOは形骸化して生命を終ろうとしているし、L-L協定また最終段階にあるわけである。

こうした内外の状況からみれば、フィリピンの安定化の道は、農地改革を中心としておくれた社会を改革し、対外的には自立性を高めるプログラムと、それを遂行しうる権力体制の樹立以外になかった。農地改革は農村治安の回復とともに工業化のための広大な市場を開くことになる。安定した中産階級の創出は、既得権を守ろうとする支配層の一部のたえざる抵抗に対して何よりの支配基盤となろう。多大の犠牲をともなう自己変革のプログラムの実行には、権力を集中した非常体制がなくてはかなわない。マルコスが戒厳令を左と右からの革命に対する「中央からの革命」と言うのはあながち嘘ではない。「反乱の軍事力の一掃だけなく、反乱の社会的根源を除去することが必要」なのである。マルコス政権は生き残るためににはこれしかないとクーデタをえらんだ。しかしそれがフィリピンの客観的要請に応えていない限り定着できないのである。

「新社会」の展開

〔「新社会」の政策〕 戒厳令布告以来、布告、一般命令、指令書、大統領布令などの形で矢つぎ早に打ち出されてきた政策は大統領自身「新社会の7基本計画」と総括している。——①治安、②生産向上、物価引下げ、投資拡大、③土地改革、④労働者保護、⑤政府機構改革、⑥教育改革、⑦社会サービス。

①では革新運動組織や政界有力者の私兵などに対する弾圧とともに、民間に行きわたっていた武器の回収を行った。73年1月3日の発表では48万2248丁の不法火器と133万4000発余の弾薬を押収

した。密輸、強盗団、暴力団の取締りも進められた。②借り入れ政府資金未返済を理由にした反対派のハシント系30余社の接收措置はあったが、民間企業、特に外資の間に根づよい懸念を一掃するため自由主義経済の原則維持を強調した。とくに株式取引税の大幅引下げ、キャピタル・ゲイン税停止などの投資誘引措置によって資本市場活性化を促した。電力料金引上幅縮小や畜産の流通機構改善、値下指導も行なわれた。③新政策の中心である農地改革では布令第2号の全国土地改革宣言につき、同27号「小作人解放布令」が出された。これにより、米とうもろこし農家に限り、地主の保有上限は7ヘクタールとなり、各農家は家族規模の3ヘクタール（灌漑地）ないし5ヘクタール（非灌漑地）の「所有者と見なされる」ことになった。対象農家は全国71.5万戸、150万ヘクタールとされている。償還は過去3年の平均収量の2.5倍を、15年賦で支払い、農民協同組合へ組織することで保証することとした。一方地主への支払は政府企業株式で保証し工業化投資を促そうとしている。④争議や集会が禁じられた一方、全国産業関係委を設置し、企業の解雇や倒産に制約を課した。⑤各省庁の統廃合を進めるとともに「好ましからざる」公務員を大量に追放、処分し服務規律を厳重にした。特に国家経済開発庁（NEDA）創設は懸案の経済行政一元化の改革である。⑥フィリピン教育調査大統領委員会が1970年末答申した教育改革案を採用し1972年教育開発布令を公布した。⑦医療保険、社会保険の給付改善、都市スクオッターや乞食の収容など民生対策である。

治安が第1にきているように、以上の諸施策はまず直接当面の体制強化に向けられている。体制安定のためには改革を進めることによって支持基盤を固めることが要求されるが、改革の中には、ファッショ権力に特有の、見た目によい、即効的な新機軸も多い。全土清掃美化運動、映画・掲示物・落書きなどのエロ追放指令、などいわば国民精神総動員的な新体制運動の傾向がそれであろう。また物価対策などには権力を背景にした経済的強制もあり永続性がうたがわれる。

しかし土地改革をはじめ、これまで実現できなかったか、放置されてきた根本的な社会問題の解決に漸く乗り出そうとしていることも事実であ

る。それだけが政権持続の条件だからである。同時に对外的には「フィリピン人万歳運動」における「バイ・フィリピノ」運動、「シップ・フィリピノ」方針、外国人技術者入国制限など経済ナショナリズムの方向があらわれている。

政策の運命を決するものは結局、国民と資源をどれだけ動員、集中できるかの問題であろう。経済上の自由体制をとる国で、上からの改革として始まったこの過程が成功するためには多大の努力を要する。農地改革に要する資金は土地評価額だけで52億ペソという。徴税行政は強化されるにしろ、野心的、多面的政策措置に対し財源には限りがあるとすれば、对外借入れへの期待が大きくなる。すでに対外借入れ限度は大幅に引き上げられ、農業開発計画強化資金としてDBPが国際借款團から5000万ドルの借款取入れを行なうなどの動きを見せており。しかし、これらは对外債務ポジションを悪化させたり、民間投資増大となって経済ナショナリズムと背馳してくるおそれもある。根本的改革の面が進まなければ、目先を変える新機軸の面がいたずらに肥大化することになろう。

〔反マルコス勢力〕 マルコス政権の前途に立ちふさがる有力な反対勢力は何であろうか。

左翼の場合は、すでに大勢は封じ込められた。学生活動家たちは徹底した左翼狩りの上、再開された学園は教室内にも及ぶきびしい検問監視体制下におかれている。労働組合幹部はほとんど新体制支持を表明している。これらと農村の活動分子をふくめて、大量の集団転向・帰順が相次いでいる。弾圧に対する偽装ばかりではない。「新社会」の建設運動はマルコスの意図通り彼らの目標を先取りした形になっている。中部ルソン、北部ルソン、ビコールの新人民軍根拠地といわれた地方での時々の交戦は彼らの主动ではなく、投降がつづいている。政府の改革が進展すれば、米中接近開始ではじまつた動搖に加えて、頼みとする農村を失うわけで、フクダ運動時のシェラ・マドレの敗走に近い局面が予想される。

むしろ根深いのは南方の回教徒問題であろう。政府側はマラウイ暴動（10月）のように左翼との結びつきを強調して危機感を煽ったが、もちろんその根拠はうすい。さらにスル、サンボアンガで



刺客に襲われるイメルダ大統領夫人（12月）

暴動が続発し村々を奪取する勢いに、政府は1月に入つてインドネシア、マレーシアとの伝統的パートナー貿易を限定的に許可してなだめた。政府、異教徒社会に対する不信、同化拒否を維持する回教徒は、今回の中央権力強化に対し、とくにそれが武器回収や密輸取締りのように利益を侵害した時には、抵抗がつよい。戒厳令権力といえども、浸透は容易ではない。

12月には大統領夫人暗殺未遂事件が発生した。戒厳令後度々行なわれた大統領暗殺陰謀発表と同様、政財界既得権グループが左翼と結託した陰謀と発表されている。マルコスの左右両翼に対するいわば予防クーデタの正当化と緊張持続材料として使われているわけであるが、既得権グループの不満と抵抗が内攻し、特に独裁者となったマルコスを直接狙う必然性が増大している点もみのがせない。

この関連でとくに上院における反対勢力が抵抗をつづけていることが注目される。上院は与野党とも次期大統領選を狙っていた家柄、財力とも有力なマルコス対抗者を多数擁し、また政治制度上の地位からも大統領を掣肘できる唯一の勢力である。新憲法下で一院制の国民議会に移行することは事実上その独自治位を奪う意味をもつ。マルコスが権力集中の構想においてその意図であることもまちがいない。こうして下院野党が新体制支持、改憲案支持を明らかにした現在、改憲国民投票をめぐって上院の抵抗が表面化した。

〔新憲法と今後〕 新憲法草案はフィリピン連邦発足時に成立した1935年憲法に対して、形式上米国の影響を脱しただけではない。議院内閣制の採

用、一院制国民議会、フィリピン人優先、私権の制限などの特徴をもつっているが、それらはいわば副次的である。問題はやはり現大統領が無期限にそのまま新憲法下の大統領兼首相の権限を併せ持つという暫定規定であろう。マルコスが権力集中の体制を完成するのは改憲国民投票の批准を経た時である。合憲的な政治制度変更という形に固執する限り、そなならざるを得ない。比較的長い議会制民主主義の伝統と近年の大衆の政治的成長、着手した改革の規模から言ってそれが政治的安定の道であろう。しかしそれは民主的方法によって非民主的な制度をえらびとらせるというジレンマを持っている。事実それが表面化しつつある。11月29日憲法草案が完成した段階でマルコスを長とする全国批准委員会が成立し、これを中心に官製、民間あらゆるキャンペーン組織を動員して、1月15日の投票日に向け鳴物入りの運動に入った。「新社会の成果を無にするな」と呼びかけた。一方国民の選択を外観上民主的な形式にするため、投票まで自由な改憲論議を保障することを命じ、戒厳令効力の一時停止を発表しさえした。

12月23日に至って、選挙準備期間不足を理由に投票日は延期された。2月19日ないし3月5日とされた第2候補日も新年段階で否定され未定となっている。状況からみて票決結果自体は自明のことと思われるが、投票率は政権の信程度を示す上で重要である。しかし有権者登録の状況は予想以上に低調で政府を狼狽させた。一方野党とフィリピン・プレス・クラブは選択の自由のない投票の違憲性を最高裁に提訴し争っている。表面に出ない形での消極的抵抗はもっとつよいであろう。

1月15日という期日設定自体、マルコス体制のオーソライズを急ぐ焦りを示しているが、それが裏目に出た結果、新しい困難が生じている。現憲法上定められた議会開会日、1月22日を名目的に尊重して休会とし、戒厳令政権との矛盾を生じさせず、来たるべき新憲法下の暫定国民議会にスムーズに移行させようとする政権側の意向（下院も支持）に反して、上院多数派は議会を開会して審議を進める構えである。マルコスにとって全憲的形態を守るために生じたジレンマであり、合憲的形態を捨てざるをえない局面も生じよう。

マルコス大統領は、戒厳令3ヶ月にして鳴りを

ひそめていた敵が巻き返しに転じたとして決意を固めているという。改憲成立そのものは時間の問題と見られるが、そこまでにはまだ波乱が多いのである。

そして文民統制の形であれ、ついに軍を政治舞台に登場させることにより、いずれにせよ今後のフィリピンの政治変化は軍の介在なくしてはすまない局面になったようである。

本格化した自立化志向

米中首脳会談実現によってニクソン・ドクトリンの内包が具体化したこの年、フィリピンの対外関係は漸く自立的志向を本格化させた。米中会談と時を同じくして米国との真意打診とともに共産圏関係改善、自立防衛構想が動き出した。

戒厳令体制の成立自体、国際環境変化への対応の最大のものである以上、そして広範なフリーハンドが得られた以上、戒厳令後も自立化志向は一層推進されることはあるが後退することはなかった。

〔調整迫られる対米関係〕 米中関係の進展を前にしてフィリピンは、伝統的な対米関係をよりどころとした國の体制、とくに、安全保障体制の将来に根本的な再検討を迫られるに至った。米中声明直後開かれた、米大使出席の政府、軍首脳会議では、米軍の東南アジアからの漸次的撤退という点に疑惑が集中した。来比したグリーン特使は「アジアから引揚げる計画はない。同盟国との約束は守る」と保障したが、米中和解が米国が同盟国の国内的変動に対してベトナム的な介入をしないというニクソン・ドクトリンの具体化である以上、本質的に不安が氷解するはずはなかった。フィリピンは対米関係での受益面のできるだけの維持をはかる一方、それに依存しない体制への移行という側面をますます強めた。防衛上、外貨獲得上、米軍事力の傘の必要は戒厳令後のインタビューでも明らかにされている(USニュース・アンド・ワールド・リポート)。北ベトナム攻撃強化に際して、在比基地の使用状況を照会し、米比基地協定に違反しないとの確認を行なったのはもちろん使用を是認の立場からであった。しかし、これを機

会に基地協定での比側の地位向上がはかられた。6月在比基地の使用期限、ミサイル配備の有無などにつき照会し、さらに米側に高級会談を申し入れた。国家安全保障会議は、軍事、経済全般にわたる対米協定再交渉の方針を決めた。ロムロ勧告が示すように、期限短縮、米比合同運営、基地使用料支払い、などが基地協定における地位向上の方向であろう。基地の存続をねがう一方、そこでの地位向上や経済的利益の増大をねらう方向は、米軍基地縮小の全体的趨勢下で時にはジレンマに陥りながらづけられよう。

対米協定全般的再交渉というように基地の問題は、74年に満期となり、特恵期間は73年限りという、通商協定問題とからめられている。米側は、在比米商議所が土地所有等、既得権期間が残る契約の有効性を主張しているものの、パリティ延長は求めないとする立場は明確である。またフィリピンの貿易特恵は対低開発国一般特恵に解消するという立場で強固である。貿易特恵をしばらく何らかの形でつづけるというのがフィリピンのいう「再交渉」(現協定の延長)の中味であるが、その実現性は時とともに不利になってきている。フィリピンは新規の条約(例えば通商・投資・課税条約)という代案で要求を貫こうとしている。そのてこは、在比米権益の扱いである。8月最高裁の下した「私有農地の所有は無効、パリティは一切74年7月失効」という判決は、自立性を回復しようとするマルコス政権にとって、特恵維持を組みこむ最大の武器となろう。新憲法暫定条項第11条において、74年7月4日以降の米人特権を一切否定しつつも、私有地問題で「他の私人に対するものに限り有効」と微妙な表現で交渉の余地を残しているのである。

〔共産圏関係の開始〕 すでに68年に公式表明がなされながら、かけ声倒れで実質的進展の少なかった対共産圏関係は、はじめて本格的な実現の一歩を踏み出した。ベトナム戦収束接近、米中和解で冷戦構造の変質は明らかとなった。中国の急速な国際社会復帰の現実を無視すれば自国が孤立化するだけである。ASEAN諸国中でも対ソ関係もないのはフィリピンだけになっている。共産圏接近の姿勢だけで対外交渉の利用価値がある時

代は去った。米比通商協定失効の接近、輸出の不振などで市場多角化の要請はますます急である。こうして安全保障、経済すべての面で、米国ひとりに頼る体制から真の対外関係多様化へ進むことが求められた。

共産圏の2国、ユーゴとルーマニアとの国交開設は1月決定され、3月に実現した。共産圏中でも「自立的」な国々をえらび外交代表も非駐在という限定的な形をとったが、つづいて、中ソに対して特使を派遣するという積極的な手を打った。

訪中した大統領義弟のロムアルデス特使は2月13日周恩来首相ほか外交の最高責任者と会談して、国交樹立の条件について打診した。当面「2つの中国」を変えられないフィリピンは、台湾との国交のままで外交関係開設ができるないという中国側の原則的立場を確認して、まず貿易面からの関係開設に入ることになったが、ニクソン訪中直前という点に米国追随の形を避ける姿勢が見える。しかも3月初めには対中復交問題を検討する閣内委員会が発足し、在比中国人の教育、経済利権等フィリピン化の方策の検討に入った。この急進展に国内中国人社会は恐慌を呈し、華僑紙身売りの噂や中国系銀行2行の取付けの噂が乱れ飛び有様であった。

一方、ソ連に対しては訪欧中の大統領夫人が大統領個人的代理として訪問、コスイギン首相ら政府首脳との間で文化関係を貿易関係に拡大する問題、更にソフト・ローン供与などの経済協力面にもわたって会談が行なわれたという。戒厳令直後にもビリヤレアル下院議長を団長とする両院代表団が訪ソ、12月にはソ連から外務省第2極東部長とインソーリスト社長らが訪問した。

おそらくソ連は経済協力面でかなり有利な条件を提示しているとみられる。一方12月対外借入でも共産圏からの取入れが可能となった。「2つの中国」や在比中国人の問題がある中国とはちがって制約はほとんどなく、残るのは中ソ間のバランスに対する慎重な思惑であろう。中国の場合も、その後台湾との友誼を強調して一見後退したかにみえて、「2つの中国」の保持自体それほど長くはづかないであろう。ベトナム和平が実現すれば米国も一步を進めるであろうし、73年中に急速な動きが予想される。

とくに貿易面での進展が著しい。対共産圏関係の積極化の中で、3月11日大統領行政命令384号（「共産主義・社会主義諸国との貿易に関するガイドライン」）が発せられ、國の管理はあるが、商品、貿易経路、支払い、手続き等で大幅に他の諸国並みに正常化が行なわれた。戒厳令後の11月大統領は対中直接輸出の政策を声明、さらに一步を進めた。閣内委員会も対共直接貿易促進の政策を決めた。11月発表の5~10月間の対共産圏貿易の実績は、輸出2860万ドル（うち中国1918万ドル）、輸入2730万ドル（同1857万ドル）に上った。なかでも対中関係が活潑であるが、輸出では89%がセメント、輸入では99%が米であり、外貨危機に際して有利な米の買付けの機会を与え、同時に工業製品輸出拡大をねらうフィリピンから、過剰生産能力をもつセメントを買付けるところに、懐のひろい中国の巧妙な経済外交を見ることができる。対台湾の67~71年の平均貿易実績、輸出1710万ドル、輸入1416万ドルと対比すると急進展が明らかとなる。一方、その他ではソ連がコプラ73万ドルを輸入し、ココナツ油も3回にわたって成約、船積が行なわれた。

〔域内協力と自主防衛の動き〕 ポスト・ベトナム時代の接近は、陳腐化したSEATOを「冷戦時代の遺物」にしようとしている反面、ASEANに拠る地域協力を前進させた。同時に関連して、自主防衛努力強化の動きが明確化した。

アジアの緊張緩和の現実に合致しない、形骸化したSEATOを、現実に即応した社会経済的側面重視の方向に変えるというフィリピンの提案は、6月の外相会議で現状維持を主張する米側と対立した。SEATOの無力を眼前に見て大国のご都合本位の運営に対する抵抗は増大するであろう。

ASEANはバングラデシュ承認をめぐる協議=共同歩調に見られるように域内諸国の重要外交決定を規定する力となってきた。特にASEANの中でもインドネシアとの関係緊密化が進んだ。2月15日訪比したスハルト大統領はフィリピン側と、防衛と経済開発で地域協力を発展させるという共同コミュニケを発表した。前者では情報交換、要員訓練、武官交換、共同のパトロール・演習をうたっており、9月にはパンガベアン国防担当国務

相の訪比でさらに進んだ。後者は UNCTAD など国際的場での協力であるが、特に今後ココナツ会議の進展が注目される。

7月の ASEAN 外相会議が北爆強化の現実を前に「インドシナ戦争公正解決要請」にとどまり、フィリピンのアジア首脳会議構想が吹きとんだように無力は否めない。しかし比イ・コミュニケが「軍事条約にもとづかない自主的防衛力強化」というように、米国の後退と複数の大団の進出という新しい局面を前に、自主防衛とともに域内協力の方向は前進するであろう。

米国の防衛力のできるだけ長い滞留をねがうフィリピンも、この地域協力を有力なよりどころとして自主防衛力強化の方向にふみ出した。米中共同声明発表直後、政府、軍首脳の協議のうち、エンリレ国防相は急拠ワシントンに飛んだ。米軍の引揚計画の詳細について打診し、同時に自衛力増強の 5 カ年計画への援助と軍事訓練の約束、ベトナム米軍余剰物資獲得をねらったものであった。米軍駐留保障を求めるとともに、動く現実への素早い対処であった。5 カ年計画は総額 15 億ペソと言われ、小火器・弾薬を中心に国産化をめざしている。自主防衛力増大、国内産業への刺激とともに装備向上の軍の要求に副うものであった。

〔緊張増した対日関係〕 前年來くすぶりはじめた日本企業の活動の問題が年初から急速に表面化した。下院商工委員会は商業会議所、とくにインデンター団体からの訴えで、精力的に調査、聴聞会を行ない、日本企業が外国企業規制法により事業活動に必要な BOI の認可なく不法に営業しているという非難がなされた。支店開設済みの 17 社についても脱税の調査、喚問が行なわれた。商工委員会は 4 月、下院に、これらを防ぐ 3 法案の勧告を行なったが、陽の目はみなかった。上院外交委では 3 月 1 日、多年懸案の日比友好通商航海条約の拒否を全会一致で決めた。商工相は代わってより限定期的な通商協定を結ぶよう進言した。

これに加えて長崎大チームがパラワンに研究用マラリア蚊を持込んだ事件が大々的に取り上げられ、日比関係は最悪の状態におちこんだと評された。4 月マルコス大統領が占部大使と会談後、円借款を危くする恐れがあるとして反目的風潮に警

告したことは火に油を注いだ。

1971年の日本市場の需要減退がフィリピンの輸出不振の主因となるほど日本は貿易・経済相手国として大きな地位を占めるに至った。法的制約のため日本の進出方向は資源確保のほかには輸出市場の拡大など、摩擦の起き易い商業的方向に向かっている。資源供給国フィリピンに対しては片貿易ではないが、原料供給源、製品輸出市場の構造は明確で、フィリピンの工業化推進の上から次第に問題化してきた。マルコス大統領の日本受入れ方針で実質的な急進出をした結果、政争とからんで問題化しやすい状況にある。

マルコス政権にとって日本の迎え入れは、米国に過度に依存した体制からの多様化の第一歩であった。今や急発展の結果、米日両国で以前の米国に当る地位を占めている。外貨準備が蓄積された日本に対して、膨大な対外債務を抱えて、貿易赤字に悩むフィリピンの期待は大きくなり、72年の東京会議でも国際的援助約束 2 億 3000 万ドル中、米国 7200 万ドル。をしのぐ新規円借款 7500 万ドルの約束を行なったなかでも商品借款という形態の援助は、国際収支の点だけでなく国内財政上も重要な要素となるに至った。政治上でも、米日中ソ 4 大国の中立化保障への期待がむしろフィリピン当局者から出ている。しかし戒厳令の出現でいったん表面からは消えたものの、経済ナショナリズムの噴出は長い目ではさえぎれないものである。

困難つづく経済

国際通貨調整の影響が尾を引いて、対外取引の比重の大きいフィリピン経済に重圧をもたらしているうちに、さらに 1929 年以来という 7 ~ 8 月の台風、洪水によって国民経済の中心部、中部ルソン、首都圏を中心に、農業、社会資本、工業などに広範で大きな打撃を受けた。当局は耕地被害 31 万 9000 ヘクタール、社会資本の被害 15 億ペソと見積っている。戒厳令に入ったマルコス政権は困難な経済運営の課題に直面しているわけである。

政府は経済社会面の諸改革と同時に、自由企業体制の保障や資本市場に対する刺激で経済活動活潑化をはかっている。しかしもちろんそのような対策が奏功しあげるのには時間を要するわけで

あるし、各種資本逃避防止策(処罰と特例)にもかかわらず、新事態後の混乱にともなう生産の停滞や、気迷いによる事業活動不活発は否めない。政府筋でも実質成長率を6%と見込み、前年の6.5%に達するかどうかはたしかでないとしている。第3四半期(戒厳令布告はその最後の段階)を中心とした経済の実績は次のようにある。

[財政金融] 1970年以来の引締め政策は上半期中継続された。5月末には銀行協会との協定で決められた商銀の当座貸越ライン解消の方針に沿って、当座貸越がさらに規制された。しかし第3四半期になって次のように、若干の緩和措置がとられた。7月の風水害の結果、8月から水害を受けた産業の復旧のために一連の信用緩和措置をとった(災害融資計画)。7月28日中銀は中部ルソン6州209の金融機関に対し(のち全災害地域に拡大)、2億ペソの再割引貸付の資金を支出、さらに農村銀行、民間開発銀行に4000万ペソの災害資金を貸付・保証資金として運用するよう指定した。②戒厳令直後の9月24日、銀行制度に対する信用低下を避けるため中銀は、貯蓄信用銀行をふくむ全銀行に対し非常援助を行なう権限を与えられた(3億7500万ペソ、12月29日現在残高は8500万ペソ)。縮小気味であった通貨供給高が9月末、対前年末で2億0200万ペソ増、対前年同期比11%増となったのは全くこの政策修正によるものである。国内信用増は対前年末比17億1400万ペソに達した。部門別通貨増減要因では民間が5億1900万ペソの増加要因、公的部門が3億1300万ペソの減少要因、国外は2億3700万ペソの外貨準備増があったが、非インフレ要因である、中央銀行の対外借入3億1700万ペソ(うち3億0600万ペソは日本の商品借款)によって相殺され、300万ペソ減となった。

この中で特に9月だけで通貨供給量が5億5900万ペソ増大したことが注目される。中央政府3億6300万ペソを中心に約5億ペソ(全体の89%)は公的部門から発生し、民間は1億3200万ペソ増(同24%)にすぎなかった。これは災害復旧目的とされているが、さらに戒厳令後の政府諸措置に伴う通貨増発の傾向が注目される。中銀予測では年末の通貨供給高は前年比15%増大して64億3000万ペソである。

1~9月の中央政府現金勘定で見ると、経常勘定受取りが45億3000万ペソと前年同期比4.3%減であったのに対し、支払は46億2750万ペソと同じく6.6%増、利子支払と合わせると2億8780万ペソの赤字となった。政府借入は27億3070万ペソ(主として財務省手形と財務省証券)と前年同期比26%増となり、このうちには日本の商品借款によるもの3億0590万ペソが含まれる。借入純額は7億4640万ペソであった。

[対外取引] 外為収支(第1表)で明らかのように、輸出受取りが10億8500万ドルと前年同期比3.0%減となり、輸入支払が11億9000万ドルと同3.2%増となった結果、貿易収支赤字は前年の3500万ドルに対し1億0500万ドルへと大幅に悪化した。輸出受取り減少は主要輸出品のひきつづく価格低下と木材、ココナツ油、などの生産減、風水害などによる。これに対し輸入支払増は主として輸入価格上昇(1~9月、9.7%)と復旧需要によるものである。1~9月の純交易条件は1971年同期の97.2(1965=100)から80.2に17.5%低下した。

第1表 外国為替収支 (単位 100万ドル)

	1971	1972 ^{b)}
商 品 貿 易		
輸 出	1,118	1,085
輸 入	1,153	1,190
貿易収支尻	- 35	- 105
貿易外取引 ^{d)}		
受 取 り ²⁾	682	931
支 払 い	643	735
貿易外収支尻	39	196
誤 差 ・ 脱 漏	2	2
総 合 収 支 尻	6	93 ^{a)}
中央銀行調整借入れ	25	- 57
取 入 れ	253	242
支 払 い	228	299
外 貨 準 備 増 減	31	36

(出所) Central Bank of the Phils.

1) 中央銀行調整借入れ関係の取引を除く。

2) 金および米政府支出を含む。

a) DBP 現金ローン4600万ドルを含む。

p) 暫定数字。

しかし貿易外収支黒字幅が前年の3900万ドルから1億9600万ドルと大幅に拡大したため、総合収

第2表 対外債務、1972年^{a)}

(単位 100万ドル)

	1971年末残高	1972年中の取引		1972年末残高
		取入れ	返済	
総額	2094.4	423.6	364.2	2,143.1 ^{b)}
中央銀行	246.6	74.2	54.2	266.6
政府	587.1	201.1	141.8	646.4
IMF 引出し	128.5	35.0	29.5	134.0
その他の民間	458.6	166.1 ^{c)}	112.3	512.4
回転短期信用	1,260.7	148.3	168.2	1,230.1
その他の民間	209.3	d)	d)	264.1
その他	1,051.4	148.3	168.2 ^{e)}	966.0

(出所) Central Bank of the Phils.

a) 暫定数字。

b) IMF (SDR) を除く。

c) 米その他商品輸入資金に使用した信用、PNB のクレジット・ライン使用、国際金融機関からの借り入れ等を含む。

d) 債務返済統計にあらわれない、O/A および D/A 契約の輸入から生じた債務に関係する。

e) 6550万ドルに達するマイナスの調整を除く。

支黒字は前年の600万ドルから9300万ドルへと大幅に改善した。貿易外受取りは対前年比で2億4900万ドル(36.5%)の増加であったが、その主なものは輸出前貸使用9300万ドル、観光5700万ドル、日本からの商品借款5300万ドル、贈与4800万ドル、米政府支出4000万ドル、DBP 外債発行4600万ドルなどである。外貨準備は中央銀行の調整外国借入純返済5680万ドルのため3590万ドルだけ増大して2億8000万ドルとなった(第2表)。

1~9月の輸出減を商品別にみると、もっとも大幅な木材は政府の森林保護政策による生産減、その他ココナツ油が大幅であった。輸入を最終用途別にみると生産財が対前年同期比1%減に対し、消費財輸入が19.2%急増した。これは主として非耐久財増(1330万ドル)で生じている。米大量輸入にともなう増加(穀物6470万ドルは55%の増)によるものと見られる。貿易市場としては、首位米国5億4870万ドル、2位日本5億1880万ドルの順位は変わらなかったが、対米で輸入5.5%増、輸出10.9%減、対日で輸入1.6%減、輸出16.4%減と内容にかなりの変化があった。対ECでは輸入16%増、輸出13.5%増であった。

貿易外収支の内容でわかるように、貿易赤字幅の拡大は対外債務への依存の増大を意味する。中央銀行発表の8月末債務構成予測では、残高21億2460万ドルとして、73年6月までの10ヶ月間の元利支払を3億6510万ドルと若干の改善を示している(統計第16表)。しかし債務返済を行なうために

新規外国借り入れを行なっている現状では、72年、予期以上に大幅に貿易赤字がふえた結果、今後の対外債務運営は一層苦しくなる。これに関して対比協議グループは6月の東京会議で日本7500万ドル、米国7200万ドルなど総額2億3000万ドルの開発援助を約束した。

貿易収支が悪化した4月7日、中銀は変動幅を4.5%に拡大することを発表、銀行間ガイディング・レートはそれまでの1ドル=6.435ペソから下落し、年末は6.7805ペソであった。一足おくれて約5%の切下げをしたわけであるが、市場実勢に追随しただけであり、効果的な輸出誘因とはならなかった。

〔生産と物価〕 実質経済成長率6%台達成の政府声明にもかかわらず生産は総じて不振であった。

1~9月の生産量指数で前年同期9.7%増の製造業は5.0%増、前年20.2%増の鉱業は4.7%増、農業は前年2.0%増に対し2.2%減、建設では許可件数10.2%減、支出額で4.1%減、不動産の販売量、抵当取引も著しく減少した。マニラ電力の電力生産だけが6.1%増大した。

不振の原因は、天候不良、輸出產品に対する海外需要不振、木材に対する政府規制、水害時の遊休、農業における病虫害、金融引締め、国内需要不振が挙げられている。製造業の場合、とくに①賃金、利子、電力、原料等のコスト・アップ、こ

れにともない約3%のレイオフが行なわれた。②一連の風水害は工場、設備等の被害だけでなく交通機関麻痺による遊休・搬出不能の結果、滞貨増大を生じさせた。農業では、とくに政府規制と日本の価格停滞で原木生産が21%減少した。また71—72作物年度の粗米生産は作付が4.3%増大してもかかわらず、中部ルソンのツングロ病害により4.5%減少した。砂糖も作付7.5%増にもかかわらず、天候と生産技術のおくれにより、2.8%減少した。アバカ、タバコはそれぞれ9.1%、2.3%減。好調を示したのは、バナナとココナツで、ココナツは2.1%，乾燥ココナツは32%増加した。

鉱業は前年同期の20.2%増にくらべ、わずか4.7%増にとどまった。このうちで銅は10.9%増であった。他の鉱物不振の理由は、一時期の銅への集中、風水害、輸出価格不振とされている。

物価は1～9月間に、全国消費者物価は、13.5%，小売、卸売(マニラ)は前年同期比それぞれ14.1%，11.7%上昇した。2～6月一服していたものが7～8月の風水害による生産・流通・通信麻痺を原因として野菜、果実、乳製品、肉を中心急上昇した。ただ戒厳令権力による売り惜しみ、暴利・投機取締り、砂糖流通への警告、電力料金引下げなどの結果、マニラ消費者物価指数は総合で8月の177.9をピークに10月には171.5と3.6%低下した。低下は食品(6.5%)、光熱費(7.7%)に著しい。しかし、これがかりに実態を示すとしても、生産停滞、事業マインド減退がつづく限り、統制による物価抑制効果は長くつづかないであろう。

名目賃金は1～9月間に前年同期比で、熟練労働者4.8%，非熟練労働者7.1%上昇したが、消費者物価上昇により、実質賃金率はそれぞれ、92.3から86.4へ(1965=100)6.4%，102.7から98.2へ4.4%低下した。

2%株式取引税、マネー・マーケットの高収益、風水害などのため証券市場はひきつづき低迷し、1～9月総合株価指数は平均124.5(1965=100)で、鉱業株-31.3%，保険-25.4%，銀行-20.9%，商工業-12.7%などの業種も不振であり、また同期の取引量は前年比3%減であった。しかし戒厳

令後は、株式取引税大幅引下げ、キャピタル・ゲイン税一時停止(いずれも10月初め)の2措置によって活気づいたと伝えられる。

〔新社会と経済〕 マルコス政権の安定が経済運営の成功にかかっていることはいうまでもない。次々と打出される新政策の中では、懸案に手をつけて最近の停滞を打破しようとする新しい政策体系を予想させるものも少なくない。経済開発庁(NEDA)創設による権限強化、経済行政一元化につづき、大統領諸布令による法制整備(内国税法、関税法改正など)には、輸入代替的工業化から国内資源高度利用、輸出志向的工業化へ、資本集約的工業化から労働集約的工業化へという、近年の政策移行の本格化を予想させる。

ただ問題はそのような政策が展開するための十分の時間が与えられるかであろう。私企業優先のフィリピンの体制では、経済活動の回復、拡大は主として民間の政権に対する信認と事業意欲の回復にかかってくる。しかしくつかの経済界に対する投資拡大、事業活動活発化の施策にもかかわらず、事業、投資意欲は必ずしも回復したわけではない。これは今後の政権の安定度にもかかってくる。改革の進め方いかんではサボタージュも発生する。しかも外見的な改革のうちにはむしろ失業増大の要因がある。行政改革に伴う多数の解職者、スクォーター・街商の取締り対策などがそれである。従来からの失業、半失業の膨大な人口にさらに追加されるわけであり、早急な雇用機会の創出がなければ問題は表面化しよう。また物価の安定対策も、財政支出要因が大きくなり、生産の停滞がつづく場合は、強権的方法で抑えるには限界が表面化しよう。

一方貿易赤字拡大と対外債務負担により国際収支負担がつづいている段階で、大きな事業の展開は対外依存度をつよめる可能性を秘めている。ローン条件の緩和だけでなく最近では国内資金手当にも対外財源依存の傾向がある(商品借款など)。このような傾向の発展は対外自立を標榜するマルコス政権の真価を問うことになろう。

重 要 日 誌

1月

1日 ▶エンリレ、国防相に復帰——マルコス大統領は、前年上院選に立候補、落選した Juan Ponce Enrile を国防相に復帰させると発表。

▶コタバト襲撃で26人死亡——早朝コタバト州 Ampatuan の Banaba 村を約 200 人の黒シャツ団が襲撃、村民 6 人を殺し 58 戸を焼いた。パトロールと増援の警察軍 (PC) により団員少なくとも 20 人が殺された。

3日 ▶対中貿易関係を原則的に承認——タンコ (Arturo R. Tanco) 農相によると、マルコス大統領はタイ米の輸出条件が不利なのにかんがみコナツ油輸出、米輸入のパートナーを中国と直接交渉することに原則的承認を与えた。

▶コタバトで黒シャツ団襲撃——午前約 1,000 人の黒シャツ団が Sultan Sabarungis の 2 村を襲撃、放火略奪を行ない村民 6 人を殺した。PC との交戦で黒シャツ団側にも 7 人の死者。午後にも 4 村を攻撃し、翌日につづく攻撃で村民 13 人死亡。

4日 ▶『アン・バヤン』に中国非難記事?——フィリピン通信 (PNS) によるとフィリピン共産党機関紙 *Ang Bayan* は、ニクソン訪共同発表について「世界革命運動に対する中国の援助の終りと中国の修正主義」を非難する記事を掲載した。しかし翌日同紙編集部はその記事を否定して、「米国=マルコス派=ラバ派の陰謀」であると述べた。

6日 ▶破防法事件予審で副大統領らを挙げる——破防法違反の 63 被告についてケソン市一審裁に提出された予審記録の中で、Teresito Sison 被告口供書はロペス副大統領、アキノ、ミトラ、オスメーニャ各上院議員、オスメーニャ・セブ市長、アラネタ憲法会議代表を「愛国青年団 (KM) に財政援助と武器援助を与えていた支持者」として挙げた。

(注) 同被告はそのような証言を正式に否認。

7日 ▶NEC、米30万トン輸入認可——国家経済審議庁 (NEC) は米30万トン不足を認定。

8日 ▶プヤット、L=L 早期交渉主張——プヤット (Gil J. Puyat) 上院議長は、政府は投資家の不安を取除くため米国と L=L 協定交渉を早期に開始すること、いくつかのヨーロッパ社会主義国との貿易・外交関係樹立提案に対し早期に行動を起こすこと、を主張した。

▶大統領、日本人出国命令停止——マルコス大統領は

レイエス (Edmundo Reyes) 出入国管理局長に対し覚書を送り、38 日本人連絡事務所員の国外退去命令執行は、事務所員として入国ビザを得た日本人の地位について法務省見解が出るまで停止するよう命じた。

9日 ▶バリオ選挙——全国 3 万 3661 のバリオ (村) で役員 (各村長 1, 評議員 6 人) 選挙。

10日 ▶「石油価格値上げ抵抗週間」開始——(～17日)。石油価格値上げ反対人民連盟 (ABLPPL) 指導。青年民主同盟 (SKD) 活動家はこの日米国大使館にピケ。一方マニラの南北から大行進がスタート。

(注) 13 日には ABLPPL 主催でミランダ広場で 4,000 人が参加する石油値上げ反対集会。

11日 ▶人身保護令全面回復——マルコス大統領は人身保護令停止を即時、無条件に解除する布告 890 号に署名した。これはケソン市一審裁の Vicente Ericta 判事が、破防法違反に問われた 63 人中 39 人の逮捕状発行を決めた後でとられた。

12日 ▶軍首脳異動発表——マルコス大統領は次のような軍首脳の異動を承認。フィリピン軍参謀総長—Romeo C. Espino 少将、警察軍司令官—Fidel V. Ramos 准将、軍副参謀長—Rafael Ileto 准将、空軍司令官—Jose Rancudo 准将、陸軍司令官—Rafael Zagala 准将。

▶ロイ外交委員長、日比条約を凍結——ロイ (Jose J. Roy) 上院外交委員長 (副議長) は、「私が委員長である限り日比友好通商航海条約を本会議に提出することは決してしない。しかし通商条約がないまま事業を行なっている日本の事業家に対して重大な反対は何もない」と述べた。

▶ユーゴ、ルーマニアとの国交決定——外交政策会議は国家安全保障会議との合同会議でルーマニアおよびユーゴスラビアとの外交関係開設を承認した。

13日 ▶MMIC に政府 2000 万ドル出資契約——マリンゴ鉱工業社 (MMIC) とフィリピン開銀の間で同社株式に対する 2000 万ドル (1 億 2870 万ペソ) の資本応募契約が締結された。

(注) MMIC の北スリガオ州ノックのニッケル開発プロジェクトは、所要資金 2 億 3250 万ドル。

14日 ▶ACCP、パリティ延長を求めず——在比米国商業会議所は憲法会議付則委員会へ書簡を送り、次のように米比通商協定に対する態度を明確にした。

①1974 年 7 月 3 日パリティ失効後その延長を求めない。②それ以降の外国投資家の地位については、③土

地所有は国籍、所有者の性格にかかわりなく既得権である、①鉱山租借、伐木権、公益事業免許のような契約は契約期間中有効である。

▶回教国大使らミンダナオ視察——フィリピン外務省の招待で、アジア・中近東9カ国の大使らがコタバト、北ラナオ両州の治安情勢を視察（～17日）。

（注） 視察後アラブ連合大使、インドネシア大使は「同地で回教徒に対する予め計画されたジェノサイドは起こっていない。紛争は長期の社会経済問題から生まれたものだ」と言明。

▶国連人口基金援助調印——政府の家族計画プログラムに対し1973～77年に320万ドル。

17日 ▶米大使、パリティについて回答——バイロード
米国大使は憲法会議補則委員長の問い合わせに対し「米
政府は L-L 協定のパリティ条項の延長を求める。米
国は同協定失効後の米国投資家の権利と利益の保護をフ
ィリピンの法律、および裁判所、指導者、国民の正義と
公平の感覚に委ねる」と回答した。

18日 ▶関税引上げの政令——マルコス大統領は関税委
員会—NEC の勧告にもとづき、非必需品367品目の関税
を平均30%引上げる大統領行政命令367号を発した。367
品目は1970年2月の中銀回状289号で輸入を禁止された
「非必需消費、非分類消費、半分類消費」分類の品目。

（注） 1月21日修正一政令367-A。発効2月20日。

20日 ▶台湾外相、マルコスと会談——台湾の周書楷外
相は訪欧・アフリカの途中、マルコス大統領と会見した。
大統領は滞在超過中国人2,700人（一説では3,200人）
の送還協定の実施を要請した。

21日 ▶カーボン・ブラック関税引上げ——大統領行政
命令369号により、従価15%から50%に引上げ。実施2
月19日。

▶UNDP から援助2000万ドル——国連開発計画は、
フィリピンに対する国別援助計画（5年間2000万ドル、
66個別計画プロジェクト）を承認した。調整のための開
発立案のための投資前企画にあてる。

22日 ▶李先念副首相、貿易正常化を希望——同日付
『マニラ・タイムズ』紙 Jesus S. Sison の記事によると
李先念中国副首相は北京で、日本経済の急発展は日本の
軍事的拡張の復活をもたらすだけであると警告、フィリ
ピン=中国間の貿易関係正常化の希望を表明した。

（注） シソンの昨年12月訪中における会見。

▶コタバトで襲撃つづく——この日から3日間、コタ
バト州 Sultan Salbarongis, Buluan 両町でイラガ団と
見られる約10人の武装者の襲撃で回教徒の家約350戸が
焼かれた。

23日 ▶カラウ上院議員正式に L 党へ党籍変更。

24日 ▶年頭教書発表——マルコス大統領は議会開会式

で年頭教書を発表、とくに次の12項目を重点計画として提案した。①治安対策、②インフレ対策、③特別開発プロジェクト、④行政改革、⑤教育改革、⑥農村雇用促進、⑦農村電化対策、⑧農地改革、⑨低価格住宅計画、⑩農業協同組合、⑪郵便制度、⑫軍人退職金。

院外では急進派、民主フィリピン運動（MDP 7,000
人）と稳健派、抑圧反対運動（K LAP 3,000人）の集会
が行なわれた。

25日 ▶大統領、日本の援助増大要請——マルコス大統
領は日本経済協力賠償調査団（大慈弥団長）と会見の席
上、次のように日本の援助増強を要請。①賠償を22日焼
失したマニラ国際空港の通信・地上管制施設にあてる、
②食糧援助は当面の不足を補うだけでなく代金を日本の
必要とする物資の生産にあてる、③日本の援助条件をも
っとソフトにする、④日本側が合弁で BOI 指定分野、
とくに創始分野に投資する、⑤役務契約方式で石油採鉱
に協力する。

26日 ▶ロペス、マルコスを批判——ロペス副大統領は
マニラ・ライオンズ・クラブで、「大統領が年頭教書で
より現実的かつ大胆に現在の国家危機をもたらしたあや
まりをみとめたら、国民の信頼が回復しあじめたであろ
う」と演説した。

27日 ▶コタバトで略奪、放火——朝、同州 Buluan の
Bagumbayan 村で黒シャツ団150人が略奪、放火。住民
300人避難。

▶授業料値上問題で衝突——マニラ市学校地帯で授業
料値上げに反対する学生が路上にバリケードを築き、出
動した警官の催涙ガス・発砲に対し投石と薬箱爆弾で応
戦、双方に負傷者13人。

28日 ▶東南アジア非核化提唱——ラウレル（Jose B.
Laurel）下院議員は本会議で、沖縄返還に伴い米国
の核・化学・生物兵器をフィリピンに持込むことに警告し、
東南アジアでの核爆発・実験・貯蔵禁止を提唱した。

2月

1日 ▶上院外交委、政策全面検討開始——上院外交委
は秘密会で外交政策全面検討を開始し、次の決定をした。
①日比条約は拒否し再交渉を求める。②バンダラデ
シュは承認すべきだが日時は未定。③L-L 協定について
は静観する。

▶学校紛争で11学生負傷——1週間抗議デモが続いて
いるマニラ市イースト大で3,000人の学生デモ。爆発騒
ぎ中に1人が発砲、負傷者11人。

5日 ▶ラウレル、新党構想をほのめかす——ラウレル
(Salvador Laurel) 上院議員はボホール州で、「ナショ
ナリスト党の危機は指導部の問題である。党が私の改革

アピールにこたえなければ、野党や民間を含めた新党を結成する」とのべた。

7日 ▶回教徒、バングラデシュ承認延期を要求——回教徒指導者はマルコス大統領と会見、バングラデシュ承認は、少なくともインド軍撤退後まで延期するよう要求した。代表のタマノ (Mamintal Tamano) 上院議員は「早まった承認は他国に対する武力介入に反対するフィリピンの立場に違反するし、フィリピンにはねかえる危険な前例となろう」と述べた。

▶ベトナムで10フィリピン兵釈放へ——同日のハノイ放送が南ベトナム解放通信の報道として伝えたところによると、ビンジン省革命委員会は71年8月4日ビンジンで捕えられた10人のフィリピン兵を釈放することに決めた。

(注) 2月9日釈放。昨年11月20日捕えられた米軍契約の日本タグボートのフィリピン人乗組員。

8日 ▶ラウレル兄弟、破防法廃棄を主張——ラウレル下院議員と同上院議員の兄弟はそれぞれ本会議で、「破壊活動防止法は今やマルコス政権の抑圧の道具と化した」としてその廃棄を主張した。

(注) 2月8日は現憲法制定記念日。

▶コタバトの戦闘で死者9人——前日から同州 Palimbang と Sultan Sabarongis で行なわれた PC 「統一」機動隊と約60人の武装集団の交戦で。

9日 ▶外相、現政権中のソシ承認表明——ロムロ (Carlos P. Romulo) 外相は下院外務委員会で次のように述べた。

ユーゴ、ルーマニアにつづき他の社会主义国を承認する。ソシとの国交樹立の方法を検討中であり、現政権任期中に承認するであろう。

▶PCI、金融緩和要請——フィリピン工業会議所代表はビラータ (Cesar Virata) 藏相をたずね、金融緩和、財政緊縮、均衡財政、対外借入限度法修正を要請した。

10日 ▶日本副領事、下院出席を拒否——占部駐ビ大使はロムロ外相に外交覚書を送り、さきに下院議長が行なった、野上武久副領事が下院に出席して日本企業駐在員事務所について証言するよう求めた要請を拒否した。

▶中・日へのココナツ輸出方針——タソコ農相は、フィリピンココナツ業連合会 (UCAP) の、コプラ・ココナツ油の世界価格急落に対する援助要請に対し、マルコス大統領は次の措置を承認したと述べた。①国営輸出貿易公社 (NETRACOR) を通し中国、日本など第3国への輸出、②アジア・ココナツ機構 (ACC) 内の販売協定、③ココナツ油の戦略備蓄設置。

12日 ▶全共産圏との通商決定——外交政策会議は、国連禁輸下の南ローデシアと南ア連邦をのぞき、共産圏諸

国をふくめ、あらゆる国と通商を行なうことを決定した。同日ロムロ外相は、外務省は4月国際稻作研究所が招請する中国の沙風農相の入国に賛成であると語った。

13日 ▶ロムアルデス特使、周首相と会談——中国訪問中のマルコス大統領特使ロムアルデス (Benjamin Romualdez) 知事 (大統領夫人の弟) は人民大会堂で周恩来首相と2時間にわたり会談。韓念竜外務次官ら同席。(6~13日中国に滞在)

14日 ▶織維生産能力拡大ガイドライン発表——11日金融財政政策委員会 (FFPC) が承認した基本ガイドライン。これは4週間前FFPCが織維業を過密産業リストから除外したのに伴ってとられ、生産能力拡大を輸出拡大と地域的分散の観点から行なおうとするもの。

15日 ▶比・インドネシア共同コミュニケ発表——13日からフィリピンを訪問したスハルト大統領は比側との間で共同コミュニケを発表した。要点次の通り。

①両国は ASEAN、アジア・ココナツ共同体、UNC-TAD の場で協力を緊密にする。②域内平和の維持・増進のためには国家的活力を強化し、防衛と経済開発に関し緊密な地域協力を発展させることが最良の方法である。③両国の協力の進展は、軍事条約にもとづかない自立的防衛能力強化のための広範な情報の交換、要員訓練、武官の交換、共同パトロールと防衛演習にも示されている。アジア太平洋の他の友好諸国が機会ある毎にこれらの演習に参加することを歓迎する。④フィリピンの対インドネシア投資と経験・技術を相互に分け合う機会は増大している。⑤1959年文化協定の後援により文化交流は緊密化しているが、教育・研究・文化・科学交流によりこれを強化する。

17日 ▶法相、国防相らミンダナオ視察——コタバト、ラオの紛争再燃にともない大統領の命令で。サントス (Vicente Abad Santos) 法相、エンリレ国防相、ラモス PC 司令官。

▶大統領訪中計画否定——マルコス大統領は記者会見で、訪中計画を否定した。またある新聞がロムアルデス特使が大統領夫人訪中の事前の打診をしたと伝えたことに対し、論評を拒否した。

20日 ▶大統領、教育改革実施を命令——マルコス大統領はマニュエル (Juan S. Manuel) 文相に対し、大統領フィリピン教育委員会の勧告した教育改革実施を開始せよと命令。教育制度全般にわたっているが、とくに教育財政の地方分権化、技術教育機関設立、高校総合化、カリキュラム改善など。

21日 ▶対ソ・コプラ輸出成約——コプラ輸出業者 AIC Development Corp. とソ連国営商社のブローカー三井物産との間で、コプラ 3,000 トンをソ連に輸出する契約

調印。三井物産はすでに38万ドルの L/C 開設。

22日 ↪砂糖、セメント価格引上げ——物価統制委員会 (PCC) は砂糖とセメントの小売価格引上げ申請を承認したと発表 (単位ペソ)。精製糖 (キロ) 1.00→1.10, 褐色糖 0.75→0.85, 粗糖 (ピクル) 40→45, セメント (工場出し, 袋当り) 4.30→4.75, 小売 4.85→5.40。

♪米最高裁, 米兵の上告棄却——米国最高裁は, フィリピンで誘拐・暴行未遂で起訴され, 本国に転任となつた米兵 Bernard Williams 軍曹の, 米空軍のフィリピン帰任命令は無効とする上告を棄却した。

(注) バイロード大使は24日, 外交覚書で同軍曹を早期に帰任させると通告。

24日 ↪バングラデシュを正式承認——マルコス大統領は緊急外交政策会議の後で, バングラデシュを正式に承認しラーマン首相を正式に招請した, と発表。外交政策会議決定は全会一致。

♪ロムアルデス特使訪中報告——ロムアルデス特使は外交政策会議に次のような訪中報告を提出した。

①中国当局はフィリピンと文化・貿易・経済関係を樹立する用意がある, ②中国は台灣政府と国交がある国とは外交関係を樹立しない。この点は明確で非妥協的である, ③在比中国人および政府に敵対的なグループの扇動, 組織, 資金援助について。革命家は自力に依拠するが, 帝国主義侵略者に対する民族解放戦争支持を約束する。

25日 ↪对中国交樹立で交渉中——大統領府筋によると, レイエス (Narciso G. Reyes) 国連大使は中国国連代表部と中国との国交開設について交渉中である。

(注) ロムロ外相とタタド情報官は翌日中ソとの交渉進行中という報道を否定。しかし27日にはタタド情報官が, 中ソとの国交樹立の問題はひきづき考査検討中であると述べ, 国連中国代表と「現段階では交渉と呼ぶべきでない」接触が行なわれていることを肯定した。

28日 ↪米共同コミュニケを検討——マルコス大統領は政府, 軍首脳を召集して米共同声明を検討した。バイロード (Harry Byroade) 駐米国大使も同席した。記者会見でのマルコス大統領とロムロ外相の言明次の通り。

大統領：米中がアジア太平洋で霸権を求めるといふ約束は心強い。米軍が台湾だけでなく全東南アジアから漸次引揚げると約束したという報道は公表されたコミュニケで裏づけられていない。全東南アジアとすれば例えばタイやフィリピンからの基地引揚げということになるが, そうではない。バイロード大使はこの点で説明できなかった。近く来比するグリーン特使に期待する。

外相：アジア太平洋での霸権を求めるといふ約束をソ連, 日本が受け入れれば, アジアは事実上4国の保

障を受けることになる。これはアジアの将来の安定の最強の保証であり, 長く待たれた大陸の新しい平和体制の開始を意味する。

♪香港商社, 比商品とのバーゲン申込み——在香港の Kai Ley Trading 社 Chang Wei 社長はマルコス大統領を訪問, 正式に次の申し出を行なった。①フィリピンの米10万トンの輸入に対し10年間延払いを行なう, 年利9.5%, または, ②今後同社から米を輸入する条件で, タイからの米輸入代金の40% (約1000万ドル) を融資する。コプラ・ココナツ油 (3万トン), 粗糖 (3万トン), セメント (35万トン) などの現物による返済も可。

3月

1日 ↪対中復交に閣内委員会設置——マルコス大統領は対中復交に向かう適切なステップを検討する閣内委員会 (委員長ロムロ外相とし, 國防, 法務, 財務, 教育, 國家經濟審議庁, 中銀, 投資委員会の長から成る) を設置した。同委は主権, 國の安全, 尊嚴を保つことに留意し, ①国内中国人学校のフィリピン化, ②国内中国紙のフィリピン化, ③巨大な中国人経済利権を最小限にし, できればフィリピン化, ④国内中国人のフィリピン社会への統合, のための方策を勧告する任務をもつ。

♪エンリレ国防相訪米——(～11日)米軍の東南アジアからの予想される縮小とフィリピン防衛のための市民軍構想に関係があると見られている。

(注) NEC は米軍の漸次的離脱に対し兵力・兵站能力向上のため5年間に15億ペソ支出を原則として承認。10日付『マニラ・タイムズ』によると, 大統領筋は国防相訪米はベトナムから引揚げる米軍武器・施設の大口獲得交渉と, 米軍引揚計画の詳細な考え方を知るため, とのべた。

♪上院外交委, 日比条約を拒否——上院外交委員会理事会は全会一致で, 日比友好通商航海条約を拒否した。

♪帰任米兵に有罪判決——アンヘレス市第一審裁判 Ceferino S. Gaddi 判事は1968年9月の暴行を目的とした強制誘拐事件に関し, Ronald McDaniel 軍曹ら3米兵を有罪と認め禁固10～17年から4～10年の判決を下した。共犯の Bernard Williams 軍曹は一旦本国に転任されたのち2月29日米空軍側が「行政上のあやまり」を認め帰任となった。

2日 ↪米大統領から親書——バイロード米大使はマルコス大統領を訪問, 訪中に関するニクソン大統領からの親書を伝達した。マルコス大統領は記者会見で, 台湾政府に対する米国の態度の変化と思われるものに懸念を表明した。

大統領は国防相訪米について次のように述べた。①安全保障, とくに究極の自衛のための5カ年計画採択の努力と関係がある, ②責任ある高官から米比軍事援助条約

とその下でのフィリピン軍訓練について政策の確認を求める、③米軍余剰品獲得問題を含む。

▶ポーランド、貿易代表部設置へ——訪比中（2月25日～）のポーランド経済顧問 Jery Kapusinski は、同國が2、3カ月以内にフィリピンに貿易代表部を任命すると言明。

▶ユーゴへ特使派遣——レイエス国連常駐代表はベルグラードで Krste Crvenkovsky 副大統領と会見した。国交樹立の条件整備のため。ほかにブルガリア、ルーマニアを訪問する。

▶中国人学校フィリピン化方針——マニュエル文相は、对中国交樹立計画に沿って国内中国人学校（155校、学生7万5000人）のカリキュラム、教科書、学校管理、教職員をフィリピン化すると述べた。この政策は米中関係改善以前からとられ、昨年はフィリピン人教職員増加とカリキュラム、教科書の変更を勧告した。

▶タルラクで BSDU 員脱走——5日付共産党機関紙『アン・バヤン』によると、タルラク州コンセプションの Dungan 村のバリオ自衛隊員12人（村長、村評議員などを含む）は官給火器弾薬を携えて脱走、新人民軍（NPA）に投じた。

▶ミルク価格引上げ——キアソン（Troadio T. Quiazon, Jr.）商工相（物価統制委員長）は、原料、労賃コスト上昇を考慮してミルク価格引上げ（国産品即時、輸入品10日後）を承認した。

3日 ▶大統領夫人、訪欧——イメルダ・マルコス夫人はスペイン、イギリス訪問に出発（～26日）。大統領名代としてスペイン皇太子結婚式に参列。

▶行政改革計画提出——マルコス大統領は、社会経済開発のための行政機構合理化を調整する計画を議会に提出した。

4日 ▶グリーン特使、公約不变を確認——ニクソン訪中について説明のため来比（3日～5日）したグリーン米國務次官補はマルコス大統領と会談した。大統領によると、同特使は「米国はフィリピンおよびアジアの同盟国との条約の約束を守る。米国側にアジアから引揚げる計画は全くない。第7艦隊の攻撃力は縮小しない。米中間に密約はない。ニクソン大統領は台中両政府が決定した立場に留意しただけだ」とのべた。大統領は日中を含めたアジア諸国首脳會議開催提案をくりかえした。

▶南カマリネスでコルpus追跡——PC は南カマリネス州 Ocampo の New Moriones 村で集会中の新人民軍を攻撃、Diego 指揮官を殺し、2人を捕えた。元 PC の Victor Corpus 中尉が脱出したとの情報で PC は同夜 Ocampo, Sagnay, Buhi, Tigaon 諸町で追跡。

▶NPA、カバス町襲撃——未明ジープに乗った重武

装の1隊（NPA とみられる）がタルラク州 Capas の町を襲撃、夜勤中の警官1人が死に、2人が重傷を負った。

7日 ▶華僑企業に警戒強まる——中国との国交樹立の見通しが中国人社会とくに経済界にわるい噂をかき立てている。「福建タイムズ」社は同社が売りに出されたという根強い噂を否定、また中国人の支配する2銀行、交通銀行とパシフィック・バンキング・コーポレーションは「急激な預金引出しによる取付け」の噂を否定した。中央銀行は8日、両銀行の経理状態は健全であるし必要があればいつでも援助できると保証した。

9日 ▶マラリア蚊逃亡事件——世界保健機構（WHO）西太平洋理事 Francisco Dy 博士は、日本の科学者チームが無許可でパラワン島に持込んだ研究用アフリカ産 Anopheles Gambei 種蚊の群生が昨年逃げ出した可能性があると発表して懸念を表明した。

（注）同実験は昨年12月終了。

▶マルコス、米中共同声明について——マルコス大統領は TV 記者会見で米中共同コミュニケにつき、次のように表明。——中国がアジアの主導権を求めるといいう言明に勇気づけられているが、これは共産主義指導者の標準的言明をくりかえしたにすぎず、私はアリストとしてその誓約を考えなければならない。

▶PAL、中国乗入れを交渉中——フィリピン航空 Refael Igoa 副社長は「PAL は外務省の祝福をえて、1949年まで持っていた権利を使って比中間に航空路を開く計画を中国当局に提出し暖かく受けられた。この問題で中国民航との間で重要な会議の約束をした。我々の提案は香港経由、広州、上海、できれば北京に航路を開くものである」と語った。

10日 ▶ユーゴ、ルーマニアと国交樹立——マルコス大統領は、フィリピン政府がルーマニア、ユーゴスラビア両国政府と即時大使館レベル（非常駐）で外交関係を開くことで一致したと発表した。ベルグラード、ブカレストでも同時発表。

▶NEC、米20万トン追加輸入承認——農業経済局の不足量予測は22万9000トン～25万4000トン。NEC は承認に当り米輸入により外貨が流出しないという条件を付けた。

11日 ▶共産圏貿易ガイドライン発表——マルコス大統領はユーゴ、ルーマニアとの国交樹立に伴い、共産圏貿易に関するガイドラインを発表した。①現在のすべての輸出品は対象となる、輸入は機械、原料（国産していない燃料を含む）を優先、②通常の政府、民間チャネルで、はじめは輸入は国営貿易公社を通す、③共産圏の船舶寄港をみとめる、④商工省が移民局と連絡して通商代

表部問題などを扱う、⑤支払は中銀が受取る交換可能通貨。(大統領行政命令384号、全文は参考資料)

►マルコス夫人訪ソ発表——マルコス大統領は「訪欧中の大統領夫人が14日から6日間、大統領の個人的代理として訪ソする。国交のない今、現在の両国文化関係を貿易関係などに拡大する可能性を探る権限を与えた」と発表した(ロンドンでも同時発表)。大統領府によると重要産業、政府経済プロジェクトに対するソフト・ローン提案などこれまで行なわれなかつた経済協力の可能性をソ連側と検討するよう命ぜられている。

►PC 士官、NPA 活動容疑で逮捕——軍情報部は、PC 第2管区所属の Rex Baquiran 中尉、25歳を、脱走して NPA に加わるよう士官学校生徒に働きかけたとして逮捕した。中尉は1日以来部署を離れていた。

►中国の領土権主張に反論——国連第72回海底委員会で中国代表が南沙群島を含む領土権を主張したことに対し、フィリピン代表イングレス (Jose D. Ingles) 外務次官が反論、「フリーダムランドはスプラトレー群島を除く53の島しょ群で比政府が有効に占有し支配してきたし現在もしている」と述べた。

12日 ►地域開発を閣僚に割当て——マルコス大統領は全国を11開発地区に区分し、外務、財政、法務を除く11閣僚に1地区担当を命じ、地域開発調整に当らせることにした。

13日 ►破防法反対集会——議会前で「市民的自由を懸念する市民の運動 (MCCCL)」主催の破防法反対、政治犯釈放要求集会が開かれ1,000人が参集。

14日 ►商工相、日比通商協定を提案——キアソン商工相は現状では、日比通商関係を規定する明確な条件をもった通商協定を交渉することを提案した。

15日 ►日本側、マラリヤ蚊問題で釈明——占部駐比大使と、来比した長崎大熱帯医学研究所片峰理事、中林バラワン・チーム団長らはマルコス大統領に会い、明確な承認なく蚊を持込んだことを釈明し、蚊が逃げた可能性はないと述べた。大統領は、マラリヤその他熱帯病とジストマ撲滅の比日合同研究を要請した。

►高物価、軍事化反対婦人集会——新婦人青年同盟などの主催によりミランダ広場で、参加約2,000人。会場に向けたデモ隊はアレリヤーノ大前でガードマンの発砲により死者1人、負傷者3人。

►糖業に緊急融資——マルコス大統領は中央銀行とフィリピン国立銀行に対し、1972~73作物年度の生産不足を防ぐため糖業に1億4000万ペソの範囲で追加緊急融資を行なうよう命じた。これは全国甘庶栽培者連合会の要請に応じたもので、民間銀行22行が援助を表明している。

18日 ►大統領「二つの中国」堅持を確認——マルコス大統領はライオン・インタナショナルの地区会議で演説し、「中国との国交樹立の問題は中国政府が前提としてどれだけ堅く台湾政府との断絶を要求するかにかかっている」と述べた。

►タルラクで村民集団避難——タルラク州カパスの村民は、前夜の NPA の伏撃で6人の村民が殺され2人が負傷し村長が誘拐されたことへの恐怖から集団で避難した。17日の伏撃では PC=警察合同パトロールに3人の負傷者を出した。

20日 ►最初のロケット成功発表——大統領府は、フィリピンのロケット第1号「ボンボン2世」が去る12日発射に成功したと発表。ロケットは直径155mm、液体燃料使用。速度、航続距離は未発表。材料、組立はフィリピン人が当ったが、指導は米人コンサルタント。資金はマルコス財團で、大統領はロケット生産計画を同国の自立防衛計画の一環と述べた。

►ラウル一行、中国指導者と会見——(新華社)訪中(12日~21日)中のラウル上院議員一行は李先念副首相、張溪若人民外交学会長、韓念竜副外相らと会見した。

21日 ►農地改革教育基金設置で比米協定——教育特別基金 (PL88~94) 残高128万1935ドルを使用して。

23日 ►台湾との友好強化を保証——マルコス大統領は、台湾の Liu Chien 駐比大使の信任状捧呈式で、フィリピンは台湾との友好の継を維持するばかりでなく伸張すると述べた。

►下院商工委、日本企業に措置勧告——下院商工委員会理事会は、フィリピンで不法に営業している47日本企業を起訴することを勧告し、BOI が営業活動を停止させ、日本企業が脱税している法律の欠陥を改める3法案の提出を決定した。

►世銀と IDA、対比借款 3200 万ドル承認——世界銀行と国際開発協会はワシントンで、フィリピンの国家電力公社の電力開発(発・送電に対するそれぞれ2200万ドル、1000万ドル)借款を承認したと発表。

24日 ►NPA-PC 交戦で6人死——イサベラ州 San Pablo の Tora 村で政府軍が NPA キャンプを発見したことから交戦となり、NPA に戦死5人、PC に戦死者1人、重傷者3人。

►NPA 64人集団投降——NPA のゲリラ11人と先月はじめイサベラ州 Canayan の De Vera 村で徴募された53人は、集団で同州 Faustino Dy 知事に投降した。先月はじめ同州 Jones と San Guillermo でも約50人が集団投降した。

28日 ►ソ連へ政府貿易使節団——マルコス大統領はバ

ギオ市での記者会見で、比ソ貿易関係樹立のため近くモスクワに政府使節団を派遣するかもしれないと述べた。大統領は翌日、ベネディクト (Roberto Benedicto) 駐日大使に使節団派遣を準備するため東京でソ連大使と接触するよう命じた。

29日 ▶39活動家、ナガ市で告訴——軍弁護人はナガ市第一審裁に39人の活動家を破壊活動で告訴した。ケソン市一審裁で予審中の63被告中の3人が含まれている。

▶アルメンドラスを上院議員当選と宣告——選挙委員会は、Alejandro Almendras を昨年11月の上院議員の第8位当選者と宣告。

30日 ▶共産圏からの入国緩和——フィリピン政府は在外公館に大統領行政命令384号を配付。同日外務省は11月23~26日、マニラで開く東南アジア芸術家会議に、北朝鮮、中国、モンゴリア、北ベトナムを、また11月25~12月3日の国際芸術協会執行委にチェコ、東独、ソ連を招くと発表。

(注) 31日 Geotina 関税局長は各税関に、大統領命令に伴ない共産圏から輸入するあらゆる品目は今後没収や接収の対象にしないように回状を発した。

▶ロペス副大統領出馬表明——バギオ市での記者会見で、「1973年の大統領選挙にはナショナリスト党その他の党からでも出馬する」と言明。

31日 ▶2法成立——大統領の署名により輸出信用保険・保証公社設置法と危険薬物法が成立。

4月

1日 ▶国連での対中接触を指令——マルコス大統領はバギオ市で、レイエス国連常駐代表に対しロムアルデス訪問で始まった対中関係正常化手続きに関する交渉を続けるよう指令した、と発表した。

2日 ▶南イロコス紛争に海兵隊配置——マルコス大統領はエンリレ国防相の勧告で、紛争中の南イロコス州への海兵隊配置と、南北イロコス、アブラ、ラウニオン諸州をカバーする軍機動隊編成を命じた。

▶大統領、対日関係で自重を要望——マルコス大統領はバギオ市で、最近占部駐比大使がフィリピンでの反日感情に日本政府が注目していることを伝えたことを明らかにした。大統領は反日感情の高まりが日本の対比借款に及ぼす悪影響に懸念を表明、国民の自重を要望した。

4日 ▶外貨預金法成立——マルコス大統領は外国通貨預金法 (RA 6426号) に署名した。

▶野党、外交政策会議ボイコット決定——リベラル党的ロハス (Gerardo M. Roxas) 総裁は、同党ミトラ議員が上院本会議で「マルコス大統領は外交政策決定に当たり上院を素通りする道具として外交政策会議を利用している」と非難した後で、同党は今後外交政策会議に出席

しないと発表。

7日 ▶ペソ変動幅拡大——通貨委員会は外為市場におけるペソ相場の変動幅をガイディング・レートの上下4.5%に拡大することを決めた。1970年9月以来中銀と銀行協会の申合せで1日の変動幅は1セントボ以内であった。リカロス中銀総裁はこの措置につき「主としてペソの強さを試すためだ」と述べた (回状340号—資料参照)。

同時に通貨委は、D/A およびオープンアカウントによる輸入に対し制限を課した (回状341号—資料参照)。

9日 ▶バタアン・デーで自主防衛強調——マルコス大統領はバタアン陥落30周年記念式典で演説し「バタアンの教訓は、危険がなお遠くにある時も軍事的に備えること、安全を同盟者だけに頼ってはならないこと、である」と述べた。バイロード米大使は、米国は軍事力をフィリピンにとどめ将来の侵略阻止にそれを有効に使用する用意がある、と述べた。

▶MDP、反日デモ——民主フィリピン運動主催の、「日本独占資本のフィリピン侵入による『第2の日本の侵略』に反対する集会」がミランダ広場で行なわれた。

13日 ▶医療保障制度反対デモ——医療保障法反対人民運動 (KBLBM) に結集した青年、学生諸団体1,000人が議会前で。

(注) 医療保障法 (RA 6111) は4月1日から施行。

14日 ▶南イロコス州の武装解除命令——マルコス大統領は南イロコス州 Luis Singson 知事に覚書を送り、48時間以内に同知事の手にある全武装力を解散し PC に武器を提出せよと命じた。

(注) 17日同知事派にだけ適用されるとの「誤解をただすため」州同全地方役員、政治指導者に適用される指令を出すと発表。

15日 ▶NPA、2哨所を同時攻撃——朝推定40人のNPAがイサベラ州ジョーンズの Minuri 村と Napalibong 村にある2カ所の陸軍分遣隊を同時攻撃、兵士2人を負傷させ装甲兵員輸送車などに損害を与えた。

(注) 16日陸軍第4歩兵大隊が同地に再展開、別に新しいレンジャー中隊派遣。

16日 ▶英仏から借款取入れ——『マニラ・タイムズ』紙によると、フィリピン開発銀行 (DBP) は今月フランスの5銀行借款團から4000万ドルを取入れる計画。同じ借款團による1967年の第1回分につづくもので諸産業の設備・機械の輸入に使用。

一方英國のロスチャイルド銀行グループは DBP に300万ポンド (約789.5万ドル) のクレジットラインを与えることになった。繊維産業の増設に使用される。

▶イサベラで NPA 隊全滅——同州エチャーゲの Dipanong 村の政府軍との戦闘で NPA の1隊は7人全

員が戦死。

(注) うち1人が1971年3月29日軍を脱走した Crispin Tagamolila 中尉 (Cely 指揮官) であることが23日近親によって確認された。

17日 ▶自動車国産計画参加5社決定——投資委員会(BOI)パテルノ委員長は、漸進的自動車国産計画参加組立業者として申請のあった7社から次の5社が選定されたと正式発表。G.M.=フランシスコ・モーターズ=ユーティボ社、クライスラー・フィリピン社、デルタ・モーターズ社(トヨタ)、DMG社(フォルクスワーゲン)、フォード・フィリピン社。

18日 ▶第5次IPP、第3次EPP承認——NEC発表によるとマルコス大統領はこのほど、第5次投資優先計画94業種(新規10)、第3次輸出優先計画(新規はB表の2品目のみ)を承認した。5月2日から申請受理。

▶NPAとの交戦つづく——NPAはイサベラ州Benito SolivenのDagupan村で新しく展開した第4歩兵大隊の前哨に攻撃を加え兵士1人が重傷。前日San GuillermoのMacaniao村の戦闘で指揮官1人が殺されたことへの反撃。

▶官邸デモの学生10人捕まる——夕刻大統領官邸ゲート付近で数発の薬箱爆弾が爆発、通過中のKMデモ隊200人のうち10人が官邸警備隊に捕えられた。

20日 ▶米15万トンをバーターで輸入——米とうもろこし庁(RCA)は香港2商社との間で米15万トンを同額の国産原料品(ココナツ油、コプラ、合板、原木、挽材、セメント、アバカなど)とバーターで輸入する契約を結んだ。Kailey Trading社、中国米10万トン、Oriental Enterprise社、タイ米5万トン。

(注) 5月4日RCAは香港のYing Sum Trading社と5万トンの同様の取引を発表。しかしRCAは5月15日、2社が期限までに契約履行保証金26万3000ドルを納めないと契約を破棄したと発表。

▶女医代表団訪中に出発——(～5月13日)。20人、団長Dr. Helen Abundo。中華医学会の招きで針療治視察のため。

21日 ▶過密業種の増設許可方針——BOI発表によると、金融財政政策委員会はこのほど、過密38業種に対し、①輸出向け、②首都圏以外、の場合に限り優遇扱いで増設することを認めた。

▶ソ連、対比航空協定申入れ——マルコス大統領は、エアフロート極東代表が同社とフィリピン航空会社が相互に運航する航空協定締結を申し入れたと語った。

(注) 別の報道では単なる立寄り、この場合はシンガポール、ジャカルタ路線。

23日 ▶マラボン工場争議で流血——16日以来争議中のリサール州マラボンのL.K.Guarinシャツ工場で、早朝、トラック4台のPC-警官がバリケードに突入、発砲

で少なくとも3人が死に2人が重傷。逮捕された58人の労働員、支援活動家は不法集会と殺人未遂で告発された。

(注) 官憲側は死者が出たことを否定、労組側は翌日9人が行方不明と発表。

24日 ▶大統領、NPAの現勢を評価——マルコス大統領は、「最近の一連の政府軍対NPAの交戦からみてイサベラ州のNPAは軍が当初予想したより強大な追隨者をもっている。ただ武装した支持者だけでなく大衆支持基盤が大きい」と述べた。

25日 ▶サンバレスでNPA7人戦死——夕方から翌日にかけサンバレス州BotolanのMorasa村でPC対NPAの交戦がありNPAは7人(指揮官1人、婦人3人)が戦死。同所ではその前にも交戦がありPC側に死傷各1人。

▶南イロコスで爆発、死傷者多数——未明、南イロコス州Cabugaoの祭りの最中に2人の男が手投弾2発を投げ、13人が死に、シンソン知事ら239人が負傷した。マルコス大統領は「同州の何人かの人々から、同州に戒厳令を布くよう提案を受けたが、その根拠につき国防相に調査を命じた」と語った。

26日 ▶米国対比軍事援助——米国務省発表の1973会計年度対外軍事援助予算7億8000万ドル中、フィリピンは2196万ドル。

27日 ▶北ラナオで政府軍伏撃さる——午前北ラナオ州Taguloanで9人のPCパトロールが約50人の武装集団に伏撃され、2人が死んだ。武装者側は死者4人。

29日 ▶ラウレル議員の対中政策8項目提案——上院外交委員会が対共産圏貿易ガイドライン作製に至らないので私案として提出。

30日 ▶日本・香港合弁投資銀行に参加——ハウス・オブ・インベストメント(ユーチェンコ・グループ)はこのほど、大和証券(40%)、ハッチソン・ボアグ社(ホンコン、40%)合弁のダイワ・セキュリティーズ・インターナショナル(香港)に出資(20%)することを決めた。

5月

1日 ▶オブレを労相に再任——マルコス大統領はクリストバル労相代理の辞表を受理、Blas F. Ople前労相を再任した。

2日 ▶ペソ変動制維持表明——マルコス大統領は記者会見で、「最近の通貨不安にもかかわらずフィリピンは難局を切り抜けられる。1970年、71年の最悪の危機はすでに乗り切った。政府に現在ペソを切下げる計画はなく変動制は維持する」と述べた。

3日 ▶農村電化借款1900万ドル調印——AIDとの間

で、農村電化協組設立のための借款協定1940万ドル。

4日 ▶下院、「米国第51州運動」調査決定——下院は「フィリピンを米国の1州にする運動」(会長 Rufino D. Antonio 元下院議員)の調査を行なうことを決定、外務・国防・法務委員会に付託。

▶米国農産物購入協定に調印——米国公法480号にもとづき、総額2784万8000ドル。購入品目は棉花、タバコ、飼料、ろう。代金は農民融資、水開発、農業技術、農村電化、家族計画に使用。

5日 ▶南ラナオで回教徒襲撃事件——7日 PC本部に達した報告では約300人の武装回教徒が南ラナオ州BalabaganのBuenavista村を襲い、戦闘の結果死者12人。2日回教徒が3人殺されたことへの報復。

▶小松製作所の資産差押え——リサール州第一審裁判は、イースタン・フォークリフト社の損害賠償250万ペソ請求訴訟により小松製作所の在比資産の全面差押えを命じた。小松製フォークリフトの国内販売契約の「一方的、不当な破棄」に対して。

6日 ▶コレヒドール陥落30周年記念式典——コレヒドール島で。占部駐ビ大使は日本代表としてはじめて招かれ出席した。

8日 ▶国家安全保障会議、ベトナム情勢検討——マルコス大統領は会議後の記者会見で次のように述べた。

ベトナム情勢は重大ではあるが危機的ではない。北ベトナムが万一勝利すればその道義的影響として、フィリピンにおける破壊活動の動機、目的、献身を伸長することになる。しかし南ベトナムで共産主義者が軍事的に勝利することを米政府が許すことはないであろう。

▶共産圏船舶の寄港自由化——外務省は在外公館に対する回状で、社会主義国商船の入港許可と船員ビザ發給は、通常の要件に従うよう指令した。

▶物価安定行政命令——マルコス大統領は行政命令325号を発し、基本・必需物資10~12品目の物価安定措置をとった。民間と協力して策定したマスター・プランを官房長官を長とする調整委員会で実施する。品目指定、消費協組結成など。

10日 ▶外交政策で上院の協議を求める決議——上院は大統領に対し、外交政策を発表し実施する前にまず上院と協議することを求める決議(上院決議第52号)を全会一致で採択した。

▶大統領、ロペス兄弟との関係改善——マルコス大統領はマニラ電力社長ユーヘニオ・ロペス一世を私宅に訪問、次いでロペス副大統領を「私的」に訪問した。

(注) 大統領は翌日「私はロペス兄弟との友情を回復した」という声明を発表。

▶IMF、対比スタンダバイ・クレジット承認——4500万ドル、1年間(パリで発表)。

11日 ▶PCC、ミルク、薬品の最高価格設定——物価統制委員会は、乳児食、粉ミルク、コンデンス・ミルクの最高価格を最高20%引下げ、薬剤、薬品183種の最高価格を1970年3月現在価格の15%高に設定することを決めた。

▶米大使館前反戦デモで5人負傷——米国の北ベトナム封鎖に抗議してMDP2,000人のデモが米大使館前で行なわれ、薬箱爆弾爆発で5人負傷。

12日 ▶機雷はスピックから移送と回答——バイロード米国大使は、前日ロムロ外相が「在比米軍基地がベトナムでの軍事作戦の中継地域として使用されているか」と照会したのに対し、次のように公式回答した。一ベトナム封鎖に使われる機雷はスピック海軍基地から積出されるが、機雷投下をする飛行機はトンキン湾上の母艦から発進するので米比軍事基地協定には違反しない。

外務省もこの見解を支持したが、上院外務委員会は緊急調査を開始。

13日 ▶商業会議所訪中代表団帰国——5名、団長 Teodoro C. Araneta。滞中期間5月1~10日。

▶世銀、畜産振興に借款750万ドル承認——フィリピン開発銀行に対するバンク・ローン。

15日 ▶ベトナム情勢検討会議——マルコス大統領は閣僚、両院幹部、関係知事、市長を招いてベトナム情勢を検討した。大統領は記者会見で、「出席者は米国が米比基地協定に違反していないことに同意した」と述べた。

ロムロ外相は説明の中で、セラノ=ボーレン覚書によりSEATO条約と米比相互防衛条約に伴う軍事戦闘行動は事前の協議を要しない、と述べた。

16日 ▶PCC、砂糖価格決定——物価統制委員会は、粗糖と精製糖の生産者・卸売・小売価格の上限を決定した。70年6月決定の価格に比べれば34%増であるが、現行市場価格から小売で約22%の引下げ。

(注) PCCは26日、業界が砂糖農園・工場労働者の賃上げを実施していないとして、価格を4.25%引下げ。

▶ベトナム戦局に伴うオロンガボ市の繁盛——5月11~14日間に米軍警察の把握した米軍人自由外出者数4万7728人(平日3,000人)、これらの支出額推定200万ドル。

▶外国公館周辺デモ規制——ロムロ外相は11日の米大使館デモに対する米側抗議覚書に関連し、マニラ市長に対し外国公館の500フィート以内でのデモ隊禁止を要請した。

17日 ▶2米兵、米軍活動について証言——クラーク米軍基地第405航空整備中隊所属の2軍曹(在比GI運動会員)が比上院外交委員会で次のように証言した。

①クラーク基地の全 F4 戦闘爆撃機第 405 中隊はベトナム作戦に従事中、②全 B-57 中隊は出撃準備中、③第 7 艦隊主力はスピカを母基地としている、④スピカ弾薬庫はベトナムへ最大量の弾薬を供給。

18日 ▶第 7 国会第 3 通常会期閉会——(1月24日～)。第 6 特別会期は22日開会(～6月22日)。

▶在比基地の攻撃作戦使用を否定——マルコス大統領は全国食糧農業会議の現場員会議の演説で次のように述べた。

15日のロムロ声明は外務省の理論的な法律的検討にすぎない。米軍は事前協議なしに直接在比基地を攻撃戦闘作戦に使用したことではない。

北ベトナムが休戦に応じても彼等の破壊活動はつづき、わが国はじめ東南アジアに拡大しよう。現在の状況がつづき米軍が完全撤兵すればサイゴンは失陥し、ラオス、カンボジア、タイがこれにつづくかもしれない。

▶ラウレル兄弟、ロペスと会談——ラウレル兄弟(サルバドール上院議員、ホセ前下院議長、ホセ三世前駐日大使、銀行家マリアノ)はロペス副大統領を訪ね会談した。兄弟は副大統領に、ナショナリスト党総裁を引受け党再統一に積極的役割を演ずるよう要請。

19日 ▶CC代表、金銭授受暴露——憲法会議の席上、レイテ代表 Eduardo Quintero は、昨年3月以来18回にわたって総額1万1150ペソを同僚代表から手渡されたと発表した。

20日 ▶米大使館デモで34人負傷——ベトナムの米軍活動と在比基地使用に反対する MDP のデモ隊5,000人は米大使館付近で阻止をはかった警察軍首都本部と衝突。弾薬箱爆弾、火炎瓶と発砲により34人が負傷、逮捕80人。デモは15～19日間の米大使館前連日ピケの緒めくくりとして行なわれた。

▶このほど比ソ友好協会設立——名譽会長マルコス夫人、会長オブレ労相。

24日 ▶小麦、原棉輸入に信用3000万ドル供与——米国商品信用公社はフィリピンの米国農産物輸入に対し新たに3000万ドルの信用供与を承認した。小麦2000万ドル、原棉1000万ドル。

25日 ▶仏銀行団、借款2億フラン供与——DBP 発表によるとフランス5行の銀行団は DBP に2億フランのクレジット・ライン供与を決定。国内6社がフランスから機械・設備を輸入するのに使用。

▶米大使館前で MDP 反戦デモ——参加5,000人。警察と PC 600 人が一帯を固め立入りを許さず。

27日 ▶油脂輸出差別に抗議——ロムロ外相はバイロード米国大使に外交覚書を手交し、米国食糧薬剤局が設定

した、ココナツ油に「健康に有毒」という標示を義務づける規則は他の油脂に比べ差別的であると抗議した。

29日 ▶公益事業委、MERALCO の暫定値上げ承認——需要者の52%は対象外(7月3日再確認)。

30日 ▶社会党全国執行委、役員改選——5月1日の大会決議により行なわれた。Ignacio P. Lacsina 委員長、Teodosio Lansang 書記長は再選されたが、第1副委員長 Felixberto Olalia(全国労組評議会)は「毛主義的見解」のために解任し、代わりに Rogelio Morales(フィリピン商船大学長)をえらんだ。

▶PLDT、借款1400万ドル取入れ——設備拡張資金、米輸銀、コンチネンタル・イリノイ・ナショナル銀行各250万ドル、カナダの輸出開発公社900万ドル。別にイタリアのイストティウート・モビリアーレ・イタリアーノと550万ドル交渉中。

▶教育家代表団訪中に出発——教育家、マンパワー専門家18人、Eleuterio Adevoso 団長。

31日 ▶NBI、キンテロ宅手入れ——国家捜査局(NBI)は夕刻入院中のキンテロ憲法会議代表留守宅を手入れ、37万9320ペソを押収したと発表。捜査令状はマテ下院議員の口供書にもとづきマニラ一審裁が発行。

▶KAPP 結成大会——自由農民組合(FFF)、フィリピン自由労組連合(PAFLU)、フィリピン労組会議(Phil-contu)の労働3団体は合同してフィリピン工農業労働者会議(PCIAW、タガログ語略称 KAPP)を結成した。

▶2つの合弁国際開発事業——アヤラ社はベクテル・オーバーシーズ社と東南アジアの土地開発、プロジェクト管理での合同プロジェクト契約。AG・アンド・P 社はインタナショナル・システムズ・アンド・コントロール社と合弁で東南アジアで国際土木建設事業。

6月

1日 ▶労農訪中代表団北京着——15名、労働運動指導者 Felixberto Olalia 団長、中華人民对外友好協会の招きで。

3日 ▶フク6人捕まる——陸軍第20歩兵大隊はパンパンガ州 Sta. Ana の San Roque 村でフク・グループ(ディワ指揮官)と交戦、6人を捕え4人(MASAKA員)を投降させた。軍側は死者1人。

4日 ▶ソ連から最初の旅行団来比——ソ連对外友好文化交流協会連盟の東南アジア副部長を団長とする学術文化関係の16人。

▶共産圏記者の入国緩和——大統領命令により、全外国人記者の査証上の分類を画一化して共産圏記者の入国を可能にした。

(注) 先月シンガポール駐在 Vladimir Dushenkin タス通

信記者が認定を申請。

▶マルコス、マカバガルに反論——マカバガル (Diosdado P. Macapagal) 憲法会議議長はマルコス大統領に書簡を送り、「憲法会議の党争を終わらせるため、1973年以降貴下および夫人はいかなる政治的野心も放棄せよ」と訴えた。これに対してマルコス大統領は「1973年に我々夫妻に出馬の計画がないことは文書、報道、声明を通して表明した通りである」と述べた。

5日 ▶米比基地協定で会談申入れ——マルコス大統領はバイロード米大使に、米比軍事基地協定を交渉するトップレベルの会談を申入れた。これに先立ちロムロ外相は同大使に、在比基地をいつまで使用する意向か、これらの基地に長距離ミサイルを配備する意向があるか、あるいはすでに配備したか、を確かめる外交覚書を提出した。

▶パンタイ事件 4被告に終身刑——巡回裁判第2管区により Vincent P. Crisologo ら3人は2終身刑、1人は1終身刑（事件は1970年5月22日）。

6日 ▶米側、ミサイルの存在を否定——米国務省スポーツマンは5日付ロムロ外相の覚書について「大陸間弾道弾も中距離弾道弾も在比基地に配備されていないしその計画もない。基地は無期限に保持したいが期間は両国間の交渉で決まる。ニクソン訪中・ソの在比基地の必要性との関連を論ずるのは尚早である」と述べた。

▶中ソへ代表団派遣を計画——大統領府筋は、マルコス大統領は中ソとの貿易・外交関係樹立の可能性をさぐるため両国へ閣僚代表団派遣を計画している、と述べた。代表団は中国へはロムロ外相、ソ連にはメルチョール官房長官が団長となり、2週間以内に出発する予定という。

7日 ▶大統領府：「米軍基地保有を求めず」——大統領府は5日付 *US News & World Report* 誌の「フィリピンは米国が軍事基地を保持し、両国共同で基地管理ができるように希望している」との大統領会見記事について、「同会見は1月12日に行なわれ、その時以来この問題に対する政府の立場は進化した」と述べた。

8日 ▶NSC、対米全協定再交渉承認——国家安全保障会議は米国との間にある全協定（軍事、経済）の再交渉に同意した。マルコス大統領は「近日中に米軍基地に対してとる選択を検討し、最終決定が行なわれ次第、少なくとも軍事協定については正式トップ・レベル交渉が7月はじめまでに開始されよう」と述べた。

10日 ▶南サンボアンガでイラガ団襲撃——夜明けに南サンボアンガ州 Ibil でイラガ団の襲撃が2件あり、死者17人、負傷者50人。

（注）12日、町の発表によると住民3万6000人が避難。

11日 ▶対米通商交渉の立場確定へ——大統領府高官筋によると、大統領はビラタ (Cesar Virata) 藏相にきたるべき対米通商交渉に臨むフィリピンの立場の確定を命じた。これは1974年米比通商協定失効後、フィリピンに新しいいかなる貿易特恵も考慮しない、という米側の立場が最近伝えられたからである。

▶リビア、回教徒支援表明——カダフィ・リビア革命評議会議長は米軍撤収2周年記念日に当り、パレスチナ人、アイルランド人、米国の黒人と並べて、「フィリピン政府と戦う回教徒を支援するため、資金、義勇兵、武器を送る意思がある」と表明した。

12日 ▶大統領、米軍基地の有効性に疑問表明——独立記念日演説。

▶MDP、独立記念日デモ——7日中部ルソンと南部ルソンから出発した MDP の米帝反対、民族独立要求大行進がマニラに入り、夕方1万人が米大使館前で集会。イリガン市では活動家グループと警官隊との衝突で30人が逮捕された。

13日 ▶エジプトから回教徒に援助——カイロ訪問中のペンドゥン (Salipada Pendatun) 下院議員はサドト大統領と会談後、「フィリピンの回教徒はエジプトから食料、薬品、衣料を受取ることになろう」と語った。

▶コタバト州で PC・回教徒交戦——白屋同州 Carmen で。回教徒に少なくとも死者15人、負傷者多数。回教徒指導者は Datu Gumaoan (Matalam 元コタバト州知事の甥) と言われる。

15日 ▶南サンボアンガ州へ増派命令——マルコス大統領は「南サンボアンガ州紛争地域へ即時1箇中隊を増派し、必要なら『統一』機動隊をコタバト州から南サンボアンガへ移動し、かつイラガ団とバラクダス団両者への共産主義者挑発者の浸透という報道を検討せよと命じた」と語った。また「リビアのカダフィ議長は回教徒大量虐殺というあやまつた報道を受けている」と述べた。

16日 ▶59被告、破防法で起訴——破防法違反容疑で7ヵ月間拘留中の63被告中の59人。

▶比米通商・投資・課税条約を準備——ビラタ藏相は記者会見で、政府は1974年 L-L 協定満期後これに代わるものとして、フィリピンにだけ特恵を与える比米通商・投資・課税条約を交渉する。近く閣僚委員会が公聴会を開き関係産業の意見を聴取する」と述べた。

▶ドル建て証券取引承認——（中銀回状344号、資料参照）。

18日 ▶マカバガル、ふたたび大統領に要請——マカバガル憲法会議議長はマルコス大統領にあてた親書と声明で、同会議への介入を止めるよう要請した。大統領は同日、マカバガルが辞任して「実体のない非難」を証明 せ

よという声明を発表。

▶回教徒新武装グループ出現か——マルコス大統領夫妻は専用ヨットで東ビサヤとミンダナオ紛争地の視察に出発。警察軍発表では、南サンボアンガ、南ラナオ両州における回教徒の新しい武装グループ「ガルーダ」の出現によってミンダナオ情勢が緊迫化した。国防相は17日、南北サンボアンガ、スルのPC司令部を南西司令部の作戦指揮下においていた。

▶NPA 20人を逮捕——PCはイサベラ州 Cordon のNPA隠れ家をおそい20人の容疑者（女子学生2人）を捕えた。

20日 ▶大統領不出馬表明——マルコス大統領はレイテ州 Tolosa で与党幹部に、「私も妻も1973年の選挙に出馬の意図はない」と語った。

21日 ▶中銀、日本為銀14行とスタンダバイ・クレジット契約更新——5000万ドル、1年間。

22日 ▶東京で対比協議グループ第2回会議——（～23日）。世銀主催、豪、加、西独、印、日、ニュージーランド、比、西、スイス、英、米、ユーゴ、IMF、UNDP、ADB、が参加。

（注）28日ピラータ代表声明の約束額：WB 7500万ドル、ADB 2500万ドル、日本 7500万ドル、米国 8500万ドル、計2億6000万ドル。

▶基地協定改定に3つの選択——ロムロ外相は国家安全保障会議理事会に、比米基地協定再交渉に際して次の3つの選択を勧告した。①期限短縮（25→10年）、②米比両国軍人による合同運営、③基地使用料支払い。

▶南サンボアンガの襲撃で10人死——前日から同州 Alicia で2回にわたりイラガ団が襲撃、死者、回教徒に8人、イラガ団に2人。同日マルコス大統領はサンボアンガで、イラガ団の脅威下にあるスルその他地域でバリオ自衛隊（BSDU）の設置と南サンボアンガ州と3特別市での銃砲帶出禁止の命令を発した。

23日 ▶第6議会第7特別会期開会——（7月28日）。

▶ミンダナオ反対に作戦開始——軍は大統領の承認をえて、ミンダナオのクリスチャン・回教徒武装集団、その他犯罪分子に対する陸海空の「索敵撃滅」作戦を開始した。

▶リビアに抗議——駐カイロ Yusup Abubakar 大使は11日のカダフィ声明に対してリビア大使に抗議の覚書を手交。

25日 ▶大統領「共産主義者の浸透」に警告——南部視察から帰ったマルコス大統領は、「わが国の共産主義破壊活動の脅威は驚くべきもので、大衆ベースからの支援を受けて村に『見えざる政府』を作った。共産主義者はまたミンダナオの武装集団イラガ団とバラクダス団に浸透した」と述べた。

27日 ▶外相、SEATOの大改造主張——ロムロ外相はキャンベラの SEATO 年次閣僚会議（～28日）開会式で、アジアの緊張緩和の結果 SEATO は情勢に合致しなくなったとして、「目的を再検討し大規模な改造をする必要がある」と述べた。

29日 ▶経済人代表訪中に出発——17人、滞在7月1日～21日。経済開発会議（CED）と同所属会社の経営者から成り、調査事項は貿易、金融、経済政策、産業組織、社会政治政策、人民公社制度。

30日 ▶外相：SEATO 廃止は求めず——ロムロ外相は特別記者会見で「フィリピンが SEATO 廃止を求めることはない。大統領の訓令は最近の情勢に合わせて SEATO に新しい方向づけをすることであった」と述べた。マルコス大統領も前日同趣旨の発言をした。

7月

4日 ▶米大使館デモで35人負傷——比米友好記念日のこの日、MDP 系反米デモがミランダ広場から米大使館に向かって行なわれ、社会党=フィリピン青年自由同盟（MPKP）派との衝突、次いで市警・警察軍との衝突で合わせて35名が負傷。

▶南サンボアンガの襲撃で16人死——同州 Mabuhay と Tabina の海岸沿いの3村が夕刻から翌朝にかけて船に乗った武装集団におそれ、全戸が焼かれ、死者クリスチャン16人、負傷者多数。一方北ラナオ州 Dimataling で4日朝武装者150人の襲撃。

5日 ▶ピコール NPA 最高指揮官戦死——ピコール地方 NPA 最高指揮官 Ruben Jallores（ベンヒエ指揮官）は朝5時、南カマリネス州オカンボの San Antonio 村で PC 523 中隊に追いつめられ部下2人とともに戦死。

6日 ▶パラナンの怪船に海空軍派遣——エンリレ国防相は、イサベラ州 Palanan 沖に座礁した国籍不明船の捕獲のため空軍戦闘機と軍艦の派遣を命じた。同船は4日夜半到着し食料、無電機、共産主義文書、軍事資材を陸揚げしようとした、発見した PC パトロールに対し武装分子が発砲して寄せつけないと報じられた。

（注）交戦した NPA 兵力について軍発表は100人、300人、正規軍200人と民兵800人など軒々としている。

▶ユーゴ大使信任状提出——Jose Smole 駐日大使、非常駐。

▶南サンボアンガで18人死——同州 Dimataling で軍とバラクダス団の交戦により、死者18人、負傷2人、行方不明1人。

7日 ▶憲法会議、議院内閣制採択——記名投票結果：賛成158、反対120、棄権2、欠席34。

▶共産主義者への外国援助強調——国家安全保障会議

(野党欠席)でマルコス大統領は「イサベラ州パラナン沖の外国船は共産主義者破壊活動に対する外国援助の証拠である」と述べ同地への軍増強を命じた。

▶戒厳令の有効性勧告——大統領の要請で、戒厳令の際大統領が権力を掌握することが憲法および選挙法に違反するかどうか、検討していた軍法務局と法務省の法律家は、情勢次第で、大統領が戒厳令を布告し、選挙を停止し、1973年以後も職にとどまることは完全に合法であると勧告した。

(注) 大統領報道官、法相、軍法務局長は8日この報道を否定。

8日 ▶アラブ調査団、調査終わる——ミンダナオ紛争現地調査(1日～)を終えたアラブ諸国調査団はマルコス大統領と会見、国家による回教徒大量殺りくキャンペーンの証拠はないが宗教紛争であり、軍民当局の扱いは差別的である、と述べた。大統領は、「イラガ団は回教徒を政府やクリスチャンに対抗するよう煽動しようとしているグループに指導されている。共産主義者は両派に浸透して、政府軍を中部ルソンから引きつけ、マニラを開放することを企てている」と語った。

▶ベニテス上院議員訪中終わる。

9日 ▶怪船はフィリピン籍——マルコス大統領は、「パラナン沖で座礁した船 Karagatan 号はフィリピンの法律で登録されており、持主は調査中である。事件は国内共産主義者と外国武器供給者の提携を示す証拠である」と語った。

(注) 同船は最初日本籍 Kishi Maru, Kuya Maru, Hakkuryo Maru などとされ、次いで軍筋から北朝鮮籍と発表された。25.81登録トン。

10日 ▶メナドーダバオ航路開設——このほど正式運航開始。インドネシア Bourag 航空が週2回以内、不定期便。

11日 ▶イサベラで陸海空の作戦——増援によって、1,000人の兵力となった政府軍は前日朝から NPA に対する攻撃を開始した。この日は NPA 集結点に対するジェット機とヘリによる空襲と砲艦「パンガシナン号」による艦砲射撃が加えられた。NPA はカラガタン号から揚陸した補給物資を守っていると言われる。

一方カラガタン漁業社の Rolando Estrella 社長は、カラガタン号は去る3月日本から買った中古船で漁業委員会に登録して漁業に従事中だったと語った。

12日 ▶中部ルソン集中豪雨渦——プラカン、パンパンガ、ヌエバ・エシハ、タルラク、パンガシナン諸州を中心とした集中豪雨禍に対しマルコス大統領は全ルソンを災害地域に指定した。

13日 ▶ADB、NPC に2100万ドルの借款——アジア開発銀行は国家電力公社の第2ミンダナオ電力プロジェク

トに対する2100万ドルの借款を承認した。25年、据置4年半、年利7.5%。

14日 ▶ASEAN外相会議終わる——(13日～、マニラ)。アジア首脳会議を検討する専門委員会設置、「東南アジア平和、自由、中立地帯」の共通解釈、核実験非難、インドシナ戦争の公正な解決要請。

▶CCP、中国通商代表団招請——商業会議所 Miguel S. Arambulo, Jr. 会頭は中国国際貿易促進委員会に貿易代表団を送るよう招請状を送ったと発表。

▶日本からプロジェクト借款3000万ドル——海外経済協力基金と契約調印。昨年合意した6500万ドルの一部。20年、7年据置、年利3.5%。

15日 ▶軍首脳と有事計画練直し——マルコス大統領は軍首脳を官邸に召集し、パラナン事件にかんがみ軍の有事計画練直しを命じた。大統領は「共産主義者の陰謀は軍がこれまで考えてきた以上の規模だ」と語り、またパラナンに大統領護衛大隊から「義勇兵」を送ったことを明らかにした。カラガタン号から発見した武器は累計 M-14 銃 591丁となった。

17日 ▶議事堂内で爆弾発見——朝10時頃、時限焼夷弾。14日には議会と付近の財務省ビルで同時的爆発が起こっている。

▶ロムロ外相、仏核実験に対し5度目の抗議。

18日 ▶ソ連最高會議副議長来比——Tatyana Nikolaeva 女史、ソ連対外友好文化協会連合代表として比ソ友好協会(7月22日発足)の招きで。

▶BSDU 隊員7人 NPA に投げ——タルラク州コンセプシオンの San Francisco 村バリオ自衛隊員12人のうち7人が脱走、新人民軍に投じた。昨年11月以来32人。

19日 ▶ルソン集中豪雨禍拡がる——台風と重なったモンスーンのため中部ルソンとマニラ一帯に集中豪雨がつづき、先週の台風被害と合わせ死者155人、避難者50万人。マルコス大統領は災害地域のタルラク、パンガシナン両州(のちブラカン、パンパンガ、ヌエバ・エシハ、バタアン)で政府救援機関に食糧、民間交通手段の微発を命じた。

(注) 同日現在、1月以来の6度の台風で死者397人、財貨損害1億7000万ペソ。

22日 ▶回教徒にアラブ諸国から援助——アラブ諸国歴訪中のペンドツン議員はカイロで「アルジェリア、モロッコ、リビアの指導者から50万人以上の回教徒難民に対する援助の約束を得た」と語った。

25日 ▶借款増額交渉を指令——マルコス大統領はビラータ蔵相に対し、対比協議グループと再交渉して今年の借款額を2億5000万ドルから3億ドルに改訂し、同時に必要ペソ資金を見積るよう指令した。

▶必要物資300品目の最高価格設定——物価統制委員会は首都圏およびラカン州の退散、暴利を阻止するため野菜、果実、肉、鮮魚、乾魚、缶詰、薬品、建設資材、繊維、既製服など必需物資300品目の上限価格を設定、即時発効した。首都圏の場合は23日付の命令を改訂したもの。

28日 ▶議会第8特別会期開会——(～8月31日)。

▶大統領、2省の監督権握る——マルコス大統領は、災害復旧の非常期間中、行政効率化のため公共事業通信、農業天然資源両省の「運営監督」権を掌握すると発表。

▶中部ルソンに2億ペソの融資——通貨委員会は、中部ルソン6州の農家に貸出すため、農村銀行、商業銀行支店など各種金融機関209に総額2億ペソの融資を承認した。

29日 ▶中国にココナツ油輸出——レガスピ・オイル社は、中国国家糧油公司との間でココナツ油4,500トンの輸出を成約したと発表。

8月

1日 ▶食料、輸送微発地域拡大——あらたにラグナ、サンバレス、ベンゲット3州およびバギオ市。

▶中銀、IMFと協議開始。

4日 ▶ガット加盟準備勧告——外国貿易会議(商工・財務・中銀・外務・投資委・DBPの長で構成)は大統領府に対し、ガット加入の全面的な準備を行なうよう勧告した。

5日 ▶政府、緊縮計画策定——マルコス大統領は閣僚、議会指導者との協議で風水害の復旧のため、公務員昇給昇格ストップ、空席不補充、官庁予算の5%保留など12項目のガイドラインを決めた。公共施設復旧資金は20億ペソで、主として世銀・アジア開銀借款、米・日からの米輸入見返資金、日本からの商品借款など対外借入れ。

6日 ▶燃料・石油も接收——マルコス大統領は水害地域の食料・輸送手段接收に加えて燃料・石油も接收するよう命じた。

7日 ▶米30万トン追加輸入承認——経済審議庁は水害その他で米が不足するにかんがみさらに30万トンを長期ベースで輸入することを承認した(累計80万トン)。現在在庫8万トン、11月到着予定27万トン。

(注) 15日 RCA 発表によると、日本から10万トン、米国PL-480から15万トンの輸入が政府間で契約。

▶ローン返済停止を命令——マルコス大統領は、水害被災者のPNBからの作物ローン、DBPからの農業・商業ローンの元利金返済を1年間停止するよう命じた。(11日、社会保障制度、公務員保険制度からの住宅ローン

に拡大。)

8日 ▶養魚池、水田水路破壊承認——マルコス大統領は、公共事業省に対し、河水の流れをせき止め洪水の原因となる養魚池、水田水路の破壊を承認した。(10日ベシグ川など中部ルソン諸河川の不法建築物と首都圏不法占拠者に対して7日の猶予後撤去を執行すると発表。)

9日 ▶学生救援隊を手入れ——PCはアンヘレス市にある民主フィリピン運動とフィリピン反帝運動の医療救援センターを手入れ、医師、看護婦など29人を破防法違反で逮捕、10日夜釈放。

10日 ▶73会計年度予算可決——上院が両院協議会報告を承認したことにより。総額51億5626万ペソ(原案は57億ペソ)。(大統領署名9月14日)

11日 ▶はじめてのハリ麻酔——サント・トーマス大病院で甲状腺腫手術の際成功。5月の医療婦人代表国訪中の結果。

12日 ▶タガビリ族襲撃で26人死——10日以来Tagabili族が南コタバト州Surallahのクリスチャン居住村・部落を襲撃、少なくとも26人死亡。

(注) 17日、PC第4軍管区司令官、町長、Manuel Elizalde大統領少数民族問題補佐官の間で平和協定締結。

▶ビサヤ、ミンダナオも災害地域に——マルコス大統領は干ばつのつづくビサヤ、ミンダナオ14州を災害地域と布告。

14日 ▶PCC、砂糖在庫接收——物価統制委員会は首都圏、中部ルソンの民間倉庫から精糖69万5275袋(100ポンド袋)を接收、15日から放出を開始する。

16日 ▶警備強化指令——ラモスPC司令官は、前夜のフィリピン電信電話社とフィリピン糖業局の同時的爆発事件にかんがみ首都圏の重要公共機関の警備倍増と、第1、第2管区各部署に「左翼テロリストの活動」強化に対する警戒を命じた。

19日 ▶最高裁、74年以後のパリティ否認——最高裁は「憲法のパリティ修正によって米国民とその所有・管理する企業は、相続による場合以外はフィリピンで私有農地を取得・所有できない。パリティ修正によって取得したその他諸権利は1974年7月3日に失効する」との判決を下した(17日付)。これはリサールー審裁が1969年、1954年に同州マカチ町に2,616平方メートルの土地を取得した米人William R. Quashaの提訴を支持したのに對し国側が上告していたもの。

21日 ▶ミランダ広場事件1周年記念集会——「市民的自由を憂慮する市民の運動(MCCCL)」主催、参加1万5000人。「マルコス政権下で増大する軍事化」を非難。

22日 ▶大統領、パリティで保証——マルコス大統領は「パリティ権により米人が取得した財産を1974年以降公

式な補償なく接収することはない」と保証した。また法相、検事総長に判決と接収を防ぐ立法の検討を命じた。

▶韓国外相來比——Yong Shik Kim 外相。国連朝鮮問題討議タナ上げ支持を要請するため。

26日 ▶日本との借款交渉成果発表——マルコス大統領は日本との借款交渉について次の通り発表：①6500万ドル借款の残額4011万ドルは電化・灌漑プロジェクトからルソン洪水制御計画に使途変更、②約束された7500万ドルの商品・プロジェクト借款の早期締結、③日本は米10万トンを30年賦（据置10年）で売ることに同意。

▶公益事業の非米人外人の雇用を禁ず——最高裁は、ルソン・スティップドリング社の提訴に対し、「公益事業は米国人以外の外人は雇用できない」との判決を下した。

28日 ▶対中貿易正式決定——国家輸出貿易公社(NE TRACOR) Jovito Rivera 総支配人は、マルコス大統領から中国との正式貿易関係樹立を進めるよう指示を受けたと発表。

▶SEC、外人持株報告を命令——証券取引委員会は外人持株が40%を超える会社、商事組合、社団に対し、米人、比人、その他外人別の持株を9月15日までに報告せよと命じた。

▶国防省、「NPA 計画」を暴露——エンリレ国防相は軍情報部が6月18日イサベラ州 Cordon の Tarinsing 村で入手したという「フィリピン共産党の1972年地方行動計画」についての秘密ファイルを発表した。そのうちの「7-8月計画」は都市中心部で「テロと混乱」を起こさせる各種破壊活動を規定しているという。

29日 ▶カラガタン号事件で34人を告訴——PC 犯罪捜査部は7月2日頃イサベラ州 Palanan の Digoyo Point で新人民軍のためにロケット砲、M-14 銃 600丁以上など多量の武器を陸揚げしたという「カラガタン号事件」の関係者34人を、破防法違反でリサール一審裁に告訴した。

▶中国貨物船初入港——中国紅十字会からの水害救援物資（100万元相当）を積んだ中国貨物船安寧号はマニラ港に入港、30日引渡し式。

30日 ▶「フィリピノ・イデオロギー」協定成立——次の9労・農・専門職・青年団体は「フィリピノ・イデオロギー」育成協定に調印：キリスト教社会運動、フィリピン労働会議(KAPP)、フィリピン自由労組連合(PAFLU)、自由農民連合(FFF)、フィリピン労組会議(PHILCONTU)、自由教員同盟(SAMAG)、自由農民青年団(KMM)、独立同盟、フィリピン聖職者団。

▶卓球チーム訪中に出発——16人、アジア卓球選手権大会参加のため。

▶外務省で不発時限爆弾発見。

9月

1日 ▶イラガ団襲撃で死者16人——南サンボアンガ州 Dinas でイラガ団が回教徒宿营地を襲撃、少なくとも16人が死亡（うち11人はイラガ側）。

2日 ▶インドネシアと軍事協議——マルコス大統領は記者会見で、「インドネシアの Maraden Panggabean 大将（軍副最高司令官、国防担当国務相）の訪日は東南アジアの破壊活動活発化に対して国防計画の情報交換のためであり、両国合同軍事演習計画を協議中である」と述べた。

▶自動車国産化計画に5社決定——マルコス大統領は漸進的自動車国産計画に参加する組立業5社をBOI選定通り決定した。（4月17日参照）

▶政府軍6人、待ち伏せて殺さる——イサベラ州 Caugayan の Bacolod 村で NPA と見られる武装者の伏撃で、政府軍に死者6人、1人重傷。

4日 ▶外国企業に株式報告義務——証券取引委員会は、私有農地を所有するか公益事業を運営するか天然資源を開拓する、外国人持株が40%を超える会社、商事組合または社団に対し、1974年7月3日までの期間、各四半期が終わる15日以内に、外人株保有の内訳を報告させることを決めた。公示30日後に発効。

▶中国船舶長ら会見とりやめ——マルコス大統領と会見のため官邸におもむいた中国船安寧号船長ら3人は、大統領が約束時間変更して直前に台湾側代表と会見したため、抗議のため会見を取り止めて退出した。

5日 ▶マニラの百貨店で爆発——ジョーズ百貨店、夜8時半、死者1人、負傷約60人。

6日 ▶「王朝化阻止」決議案否決——憲法会議は、大統領経験者と配偶者の大統領、首相への就任を禁ずる決議案を、155対131で否決した。

7日 ▶政府、治安対策協議——マルコス大統領はマニラ市長とマニラ警察当局を呼び、テロ爆弾事件にかんがみ政府緊急計画を協議。一方、エスピノ (Romeo Espino) 軍参謀総長は軍情勢説明で、「イサベラ州武器陸揚げ、爆発頻発、その他テロ行為は共産主義者の仕業」と説明。

8日 ▶糖業労働者の賃金引上げ——賃金委員会は9月15日から糖業労働者の賃金率を次の通り実施すると布告（日給、ペソ）：工業・非農業労働者は11、農業は地域により6、7、8。

9日 ▶CPP、テロ事件につき声明——共産党機関紙『アン・バヤン』で「首都圏の一連の爆発事件は米帝=マルコスのしわざ」と非難。

►マニラ市庁で爆発——夜10時半、負傷2人。

10日 ►「当面、人身保護令停止考えず」——マルコス大統領は「共産党、とくに毛主義者の勢力はこの半年間に倍加したが、今のところ人身保護令停止の計画はない。しかし軍に公安状態の評価を命じた」と述べた。

深夜マニラ電力首都施設で2件の爆発事件。

11日 ►大統領、地方首長に警告——マルコス大統領は第55回誕生日に当り、地方首長（全知事、市・町長）を官邸に召集、軍から共産主義者破壊活動について説明するとともに、首長の中の「同調者」に警告、地方に設置を計画している破壊分子撃滅攻撃隊（正規軍、警察、民間義勇兵）に協力するよう要請した。同日午後ミランダ広場で「米国=マルコス=ラバ派」のテロを非難するMDPの3,000人の集会。

►市内でNPAと銃撃戦と発表——首都警察は夕刻市内パンダカンの貯油施設爆破のため潜入した新人民軍8人中6人を捕え、銃撃戦で両者各1人が死んだと発表。同日深夜市内水道本管が2カ所で爆破。翌日マニラ警察は、NPAではなく通常の犯罪者と発表。

12日 ►「非常権力行使を検討中」——マルコス大統領は国家安全保障会議後、「毛主義者の活動強化に対処するため憲法下で非常権力に訴えるかどうか検討中である。いずれの決定にせよ権力行使は穩健に行ない、状況にのみ従う」と述べた。

►首都警備増強——エスピノ軍参謀総長は陸軍、海兵隊等の予備兵力を投入し首都圏PC(1,500人)を増強して公共・民間施設等に配置。警察パトロールも増強。参謀総長は「爆発やテロ行為はもっと起きるであろう」と宣言。

13日 ►アキノ、「射手座作戦」暴露——アキノ上院議員は本会議演説で、軍企画作戦部(J-3)が大統領の命令で、首都圏、リサール州12町、ラカン州をPC統制下におく「射手座作戦」計画を準備していると暴露した。

►「NPAの武器押収」と発表——大統領府筋は、治安隊(2日前に編成)がアンティポロ方面からマニラ市内に入ろうとするトラック2台の武器(爆発物、迫撃砲、ロケットなど)を押収したと声明。これは首都圏で都市ゲリラを行なっているNPA向けという。

►大統領、軍強化4法案の審議要請——①予備役士官の現役化権限、②軍法務局長の優遇、③国内治安政策統合機関設置、④SEATO企画武官を少将とする。

►戒厳令情報で回教徒学生恐慌——何人かの回教徒学生指導者によると、この3日間でマニラ回教徒学生数百人がまずミンダナオ8州、次いで全国に戒厳令が布告されるという情報のため学業を止めて帰郷した。

14日 ►政府、反共非常計画発表——マルコス大統領は

政府の共産主義者対策非常計画を発表するとともに、国防相に野党幹部、マニラ市長、市警察に説明を行なうよう命じた。

同日夜リサール州マカチのサン・ミゲール社ビルで爆発。

15日 ►大統領、経済界に警告——マルコス大統領は比華商議所総会で演説、「共産主義運動に資金を出して保証を得ようとする」ことに警告した。

16日 ►「野党幹部・共産主義者の結託」を暴露——マルコス大統領は次の内容の声明を発表(国防相も同日同趣旨の声明)。

情報によれば、リベラル党指導者たちは最近フィリピン共産党のシソン議長と会見し、宣伝、資金、武力援助について両党の関係強化を話し合った。9月7日にはシソンが野党1幹部と会見した。

17日 ►6団体手入れで48人逮捕——PCは早朝、首都圏のMDP、KM、SDK本部など9団体の手入れを行ない48人(大部分学生)を逮捕した。(翌日34人釈放)

18日 ►ケソン市庁で爆発——午後3時半、負傷25人。

►石油製品値上げ承認——石油業委員会は石油各社に對し、國內で精製される全石油製品(LPGを除く)の卸・小売価格引上げ(リットル当たり2セントボ)を承認した。

19日 ►83CC代表宣言——前日の憲法会議議場(ケソン市庁)爆発事件に関連し、83代表は国民に対し憲法会議に対する大統領府の支配、干渉について訴える宣言を発表。

►「アキノ=シソン謀議」を暴露——マルコス大統領は記者会見(全国放送)で、エンリレ国防相の「極秘情報」にもとづき、9月7日共産党シソン議長と会見したのはアキノ上院議員であると暴露した。アキノ議員はこれを全面的に否定するとともに、「証拠があれば告発するのが大統領の義務である」と反論。

20日 ►大統領、軍首脳らと緊急会議——マルコス大統領は官邸で国防省・軍首脳、法相、官房長官と緊急会議を開催。アキノ議員が出席という2つの文書が提出され、その1つによると軍に浸透した新人民軍兵士による大統領官邸爆撃の陰謀があるという。大統領は軍予算中計画済みのものの全額支出を承認。

►戒厳令に反対する96人の声明——ディオクノ上院議員を代表とする96人は「爆発事件を止めさせるのに戒厳令の必要はない」と題する「市民の声明」に署名。

21日 ►急激な軍事措置の観測強まる——マルコス大統領は前日につづき一切の会見約束を撤回して国防相、軍参謀総長と治安悪化に対応する急激な軍事措置について協議。マルチョール官房長官は、治安対策がとられない

と、風水害のほか爆発事件のため今年の GNP は 3 %に低下しようと大統領に報告。

国防省は教育省首脳に対し、破壊活動を行なっている学生活動家の報告を命じた。

▶軍事支配反対集会——ミランダ広場、「市民的自由を憂慮する市民運動」主催で参加 3 万人。

22日 ▶国防相暗殺未遂——国防相スポーツマン発表によると、エンリレ国防相は夜 8 時頃帰宅途中マンダルヨンで武装者を乗せた車に発砲されたが無事。

▶第 9 特別会期終了——(9月 4 日～)。

23日 ▶全土に戒厳令布告——マルコス大統領は午前 2 時全土に戒厳令を布告した(午後 7 時放送)。布告 1081 号(資料参照)は 21 日に署名され、22 日 9 時に実施が承認された。取られた主な措置——①「政府転覆の陰謀計画に関係した人物」の逮捕、②放送局、新聞社の軍管理、外国通信社支局閉鎖、報道管制、③外出禁止(午前零時～4 時)、④学校閉鎖(25 日から 1 週間)、⑤国内航空ストップ、フィリピン人の国外旅行禁止、⑥国際電信電話不通(再開 24 日朝)、⑦接收公益事業—3 航空会社、フィリピン電信電話社、マニラ電力社、全国上下水公社、国鉄、⑧集会、デモ、集団行動禁止、⑨火器の保持・所有・戸外携帯の禁。

24日 ▶閣議で改革案討議——午後行なわれた閣議の討議事項：①政府機構改革と腐敗・無能の公務員追放、②食糧供給と物価安定。退職、投機に警告、③電力料金引上げ可能性検討。

火器屋外携行を禁ずる一般命令第 7 号公布(23 日付)。大統領布令第 1 号(24 日付、中央政府行政機構改革)一さきの行政改革委の総合行政改革計画の採択、認可、公布。まず大統領府情報部は情報省に昇格。

同日、全国民に対する国防相メッセージ、軍将兵に対する参謀総長メッセージ発表。

▶大統領府情勢報告——タタド大統領情報官は正午過ぎ全国放送で次のように報告。①軍調査によれば戒厳令に対する国民の全般的反応は、この措置がもっと早く取られるべきであったということである。②23 日は全国で 1 件も犯罪の報告がなかった。③国内航空は午前 6 時から午後 6 時まで再開した。

▶議会代表団訪ソに出発——団長ビリヤレアル下院議長。ビリヤレアル団長は 26 日東京で、「戒厳令は結果如何で 6 カ月ないし 1 年つづくかもしれない。フィリピンはソ連の同意を待っており、いつでもモスクワに大使館開設の用意がある」などと語った。

25日 ▶逮捕者 53 人の氏名公表——タタド情報相は戒厳令規則によって逮捕された 53 人(誤認逮捕で釈放された 4 人と「保護拘禁者」を含む)の氏名リストを公表し

た。うち上下院議員各 3 人、憲法会議代表 3 人、州知事 2 人、出版社主 2 人、報道人 6 人。

▶官房長官、戒厳令期間について——ワシントンの世銀総会出席中のメルチョール官房長官は、戒厳令がどれくらいつづくかわからないが、恐らく 2 年以内であろう、と述べた。

▶憲法会議続行決定——憲法会議は全会一致で、戒厳令施行にもかかわらず議事続行を決めた。代議員中次の 4 人が逮捕中——Napoleon Rama 副議長、Bren Buiao, Enrique Voltaire Garcia, Jose Mari Velez.

▶PSC, RCA 廃止——マルコス大統領は、公益事業委員会廃止、米とうもろこし庁廃止と国家穀物庁への吸収を命じた。Jose Evangelista PSC 委員長、Eliseo T. Villamor RCA 長官は解任。また公共事業省は国道局の 3 公務員を汚職で免職。

26 日 ▶全土に土地改革布告——マルコス大統領は大統領布令第 2 号を発し、全土を土地改革地域と布告した。また同令第 3 号で公共事業法を成立させた。

▶マルコス、改革を約束——マルコス大統領は戒厳令後初の TV 放送で次のように声明した。

社会・政治・経済改革の一環として新しい刑法典、行政法典、その他法典を作成する。全国に土地改革を布告する。共産主義破壊活動に悪意をもって参加した報道機関は罰する。事業と投資は保護する(同日夜「外国の友人に對し對外的約束はすべて尊重する用意がありまた可能である」と言明)。

▶逮捕者 98 人に——タタド情報相はその後の逮捕者 45 人を発表。PC 非行者 8 人も逮捕。

国防相は火器禁止を拡大し、あらゆる殺傷武器の戸外携行禁止、火器売買禁止・在庫接収が発表された。ラモス PC 長官は全国民に火器提出の最後通牒を発した。

情報相は、新たに 1 新聞(フィリピン・ヘラルド)、1 ラジオ・TV ネット(ラジオ・ミンダナオ)、4 現地語週刊誌を認可した。これで新聞は政府系『ディリー・エクスプレス』に加えて 2 紙に、商業ラジオ TV 局 2、プロテスター系ラジオ局 1、政府ラジオ局 1 となつた。

▶拘置者、最高裁に出廷——弁護人を通じ最高裁に人身保護令状を請求していた拘置者 10 人が出廷。

27 日 ▶逮捕対象範囲拡大——マルコス大統領は一般命令第 2 号を修正し(2-A)、「政権奪取陰謀」参加者として逮捕できる者を 19 カテゴリーとした。この中には脱税、物価操作、公務員汚職などが含まれる。その他の措置：PNB 定款改正、知事・市長・議員に対する護衛の撤廃、米とうもろこし販売機構改革。

大統領は、次の通り声明した。一政府は大量検挙により対象者の 90 % を捕えた。(戒厳令継続期間については)

必要なだけ、できるだけ短かくである。1973年以降大統領にとどまる意図はない。改革第一段階が73年末までに終わるよう希望する。

同日、情報相発表による新規逮捕者は15人(市長2人、新聞人3人など)。この日小学校は再開。

28日 逮捕者累計111人に——私兵を維持しているかで逮捕された2下院議員、州知事1人、オランダ人 Cornelio van Beek Lagerway 師、英人 Ellie Haddon Davies を含む。火器押収累計2,744丁、弾薬2,700包。これまでに軍士官9人、兵17人が民間人に対する暴行などで軍刑委員会により懲戒。

高校、大学は「反政府活動に参加していた若干分子の隔離など」が行なわれるまで無期限閉鎖と発表。その他：戒厳令違反の軍人を裁く特別軍事法廷設置、外国人保護を国防相に命じ。

戒厳令支持表明団体——経済団体：工業会議所(PCI)、商業会議所(CCP)、比華商業会議所連合、農業天然資源会議所(CANR)。労働団体：PTGWO、FFW、PTUC、FUR、NLU、ALU-VINCUMTU、OEF、APCWU、NATU、PCWF、GMSU、TUPAS、NLUC、ULO、PHILCONTU、PAFLU、UOEF、PALSA、FFF の指導者。

29日 公務員肅清開始——マルコス大統領はTV放送で「官僚機構の浄化、汚職・非能率・無知・不要の職員」追放のため、閏税局200人、内国税局192人など公務員466人を解雇し、最高裁、会計検査院、控訴裁などを含む全公務員に10月15日期限で辞表提出を命ぜると発表。

(注) 政府職員・雇員総数は約40万人。

教育改革と法務省改革——マルコス大統領はさきのフィリピン教育調査委員会勧告にもとづく教育改革(大統領布令6号)と法務省の機構改革実施を命じ。

米政府、金融界依然静観——(AP)米政府と米金融界はフィリピンの戒厳令布告に対し沈黙と静観の態度を守っている。国務省は情勢について論評を拒否、IMF総会に集まった金融界指導者は対比投資家に「冷静に振舞い、静観しつつ批判するより同情する」よう勧めている。

30日 逮捕者200人——情報相発表によると、逮捕者数は約200人に達した。新逮捕者中には、マスバテ州知事 Moises Espinosa(装甲車1台、火器20丁押収)、元共産党指導者 Luis Taruc、中華商報編集者 Goh Eng Guan らがいる。また Antonio Roxas Chua ら4人の砂糖業者が糖価操作のかどで訊問を受けた。逮捕軍人数52人。

大統領、電力料金引下げ命令——公共事業通信省宛指令で、5月29日公益事業委がマニラ電力社に与えた値上幅36.5%を20.9%に縮めるよう命じ。

その他の措置：軍兵士住宅手当増額、映画検閲委に映画検閲ガイドライン指示。

10月

1日 特別軍事裁判所設置——マルコス大統領は、破壊活動と国家安全、侵略に関する民事裁判事件はすべて新設の特別軍事法廷に移すよう命じた。同法廷は、破壊活動、陰謀、ハイジャック、反乱または反乱・破壊活動教唆、公務における不忠誠、不法集会・結社、横領、権力乱用、脱税、収賄、汚職などの犯罪に唯一の裁判権を持つ。

また海外に隠匿・不法の財産を持つ者で年末までに正當な納税申告をする者は追及されないと発表。

その他の措置：肉・卵価格引下げのため家畜家禽飼料法を施行する大統領布令と関連の指令、清掃運動参加を命ずる一般命令。

2日 株式取引税率引下げ——マルコス大統領は、株式取引税率を現行2%から0.25%に切下げる大統領布令に署名。

石油探鉱開発に外国企業誘致——マルコス大統領は大統領布令で、「国産石油の発見・産出とその後の資金充当を促進する法律」を成立させた。外国企業がフィリピン側と投務契約によって石油探鉱することを可能にする。

不法火器使用に厳罰——大統領布令第9号で。とくに無許可火器を使用して殺人を犯した者は軍裁で銃殺または電気椅子による死刑。また関係各機関への指令で「不法建築物(いわゆる不法占拠)」の撤去を命じた。

新人民軍と交戦——タタド情報相は、政府軍は1日新人民軍ゲリラ約20人と交戦し少なくとも1人を殺し8人を捕えたと発表。また9月28日にも南カマリネス州ティガオンで両者の激しい戦闘がありゲリラ側に負傷者多数。

3日 物価統制委、新糖価設定——キロ当り5セントボル引上げるが、市場に出回るようになると発表。

両省で追放410人——大統領指令で免職・退職者は公共事業省404人、外務省6人(累計887人)。一方、警官の規律維持のため警官を処分する裁決委員会設置と、民間ガードマン3万人の有効な監督のために民間警備会社法改正、を指令。

回教徒代表、平和回復と言明——Barli Abubakar ホロ市長ら回教徒与野党代表24人はマニラで、戒厳令後南ミンダナオでは平和が回復したと報告。

4日 LP 下院議員団、支持声明——野党下院議員17名中マニラの11人は「重大な国家危機にかんがみマルコス大統領の改革運動の広範な目的を支持する」との共

同声明を発した。

▶公務員さらに 206 人追放——マルコス大統領は好ましくない汚職公務員の追放範囲を広げ、教育省、郵政局の職員、従業員 206 人を追放処分（累計 1,066 人）。

▶報道検閲中止など協定——政府はアジア新聞財團代表者との間で、新聞と政府との関係を段階的に正常化し、検閲をやめ、報道関係拘留者を釈放する協定に調印。新聞放送界、情報相、国防相から成る自主規制協議会設置など。

5 日 ▶キャピタル・ゲイン税停止——内国税法、関税法を改正する大統領令で 73 年 6 月 30 日までの間キャピタル・ゲイン税の課税を停止。

▶公務員規律に関する規則改正発表——（大統領布令第 6 号）。

6 日 ▶日比経済合同委設置へ——永野重雄日本商工会議所会頭は、訪日中のフィリピン経済使節団（4 日～14 日、団長パテルノ BOI 長官）との懇談会で日比経済会同委員会設置を正式提案、比側もこれに同意した。

7 日 ▶大統領布令で洪水制御計画法成立——資金源：特別首都洪水税（映画入場料に 25 センタボ）、各種公共事業法収入、不動産税増額。

9 日 ▶来年中に新憲法制定——マルコス大統領は米国 NBC テレビとのインタビュー（衛星中継）で、「来年中に新憲法草案が国民投票で承認され、戒厳令が来年末には解除できるよう希望する。その時には退任したいが国民が強いれば新憲法下の首相になる」と述べた。

▶世銀、比政府に警告——同日付 *Financial Times* 特派員によれば、世銀はこのほどフィリピン政府に対し外貨規制がいびつであり現在の諸計画は非現実的である旨警告した。

▶食肉価格引下げ発表——マルコス大統領は、首都圏食肉取引業・冷蔵業・小売業界団体の自発的申し出にもとづき、10 月 15 日から牛豚肉小売価格を大幅に引下げる」と発表。

▶大学高校再開許可——マルコス大統領は、大学の授業再開を選択的に承認した。未承認は UP (医・農・林学部を除く)、PCC、マニラ市大、フィリピン商船大、首都圏・州都・市の高校。（さらに 14 日一部を除き全面的許可）

10 日 ▶警官 1,500 人裁決へ——情報相発表によると、暗黒街との結託、保護料・不当所得、不道徳、無能などで告発された首都圏 1,500 人の警官を近く裁決する。

▶山中の反乱者に反撃作戦——マルコス大統領はリサール、ケソン州のシェラ・マドレ山脈に集結中の反乱軍 350 人に軍が大規模な反撃作戦を行なうことを承認した。

13 日 ▶大統領布令で家賃無期凍結措置——家賃統制法

（法律 6359 号）改正をして月 300 ペソ以下の家賃に対し。

▶公務員の肅清つづく——Nemesio Prudente フィリピン商大学長と 15 人の会計検査官の辞表受理。地方判・検事などに免職や停職。

14 日 ▶「大統領・国防相暗殺」陰謀——公式筋は、政府情報網が共産主義指導者の組織したいいくつかの「決死隊」がマルコス大統領とエンリレ国防相の暗殺をねらっていることを探知していると発表。

▶戒厳令布告以来の PC 戦果——反徒との交戦 14 件で死者 15 人、負傷 6 人、捕獲・投降 207 人の損害を与えた。

15 日 ▶大統領布令で新労働争議調停機関設置——争議権をうばった代償として労働省内に産業紛争の迅速な解決に当る国家労働関係委員会を設置。

16 日 ▶製鉄 2 社を接收——情報省発表によると軍はイリガン総合製鉄所とエリサルデ製鉄-庄延社を接收、経営、管理、操業面での接收作業は 15 日に完了した。鋼板とブリキの生産確保のため。

17 日 ▶日本から新規円借款——東京で書簡交換、123 億 2000 万円（4000 万ドル）。海外経済協力基金を通じた商品借款で年利 3.5%，7 年据置後 20 年払い。

▶大統領暗殺グループ逮捕——公式筋は大統領暗殺を企てたグループのうち主犯の 1 人と逃亡帮助の 1 外人を逮捕したと発表。また国外脱出用飛行機、船、防弾装置付の自動車なども押収。

（注）翌日公式筋は、この事件に先立ち 10 カ月間に 4 件の暗殺未遂があったと発表。

18 日 ▶大統領、愛知特使と会談——マルコス大統領は日中正常化を歓迎しながらも、その日米安保条約や日比貿易への影響に懸念を表明した。

19 日 ▶スルで回教徒反対と交戦——政府軍はスル州 Luuk の Tapul 区で回教徒反対と交戦、回教徒に死者 5 人、PC は 2 人死亡、4 人負傷。回教徒は元 UP 教授で KM 西ビサヤ委員長の Nural Hadji Miswara が指導しているといわれる。

▶ルバング島で元日本兵 2 人発見——PC との交戦で 1 人死亡。

20 日 ▶4 米人逮捕と発表——民間人 3 人は共産主義および反政府活動文書の保持・配布、軍人 1 人は銃砲不法所持で（米人累計 17 人）。

21 日 ▶農地改革布令に署名——大統領布令 27 号。対象は米とうもろこし私有地 150 万ヘクタールを耕作する 71 万 5000 農家。

▶戒厳令 1 カ月の成果——大統領の国民への報告。首都圏の逮捕者累計は破壊分子、武器その他密輸者など 543 人（125 人は釈放または民事裁判へ）、公務員追放 4,865 人。

(注) 全国の逮捕者は推定2,000人以上。

►マラウィで暴動——マラウィ市で朝100ないし400人の「毛主義」回教徒が暴動を起こしたが、政府は海兵隊、陸軍300人を空輸して26時間後に鎮圧。ミンダナオ国立大訪問中の占部日本大使は無事脱出。タタド情報相発表によると、死者は反徒約60人、軍3人、民間10人。反徒はミンダナオ国立大学と兵舎を占拠し、赤旗をかかげて反乱に加わるよう呼びかけたが住民の支持はなかった。ラモス PC長官によると反徒は、元同市警察署長 Sacar Basman を首領とする7回教団体。31日「アジアの隣国で訓練された」3指導者逮捕。

23日 ►学校すべて再開——残る3校、シリマン大、フィリピン商大、フィリピン理科高校が授業再開を承認された、と情報相発表。

►米人に対する公正な取扱いを約束——マルコス大統領は米国商業会議所アジア太平洋会議で演説(代読)、「政府は外国投資を歓迎、奨励する。接收を行なうべき時は公正な補償を行なう」と述べた。

24日 ►中銀、消費物資輸入一部緩和——生鮮果実など非必需および非分類品目について1968年輸入額の25%以内。

►軍裁対象犯罪拡大——外貨ヤミ取引きに(一般命令2-B号)。27日にはダイナマイト漁業に(同2-A号)。

►外相、EC委員長と会談——訪欧中のロムロ外相は、ブリュッセルでマンスホルト EC委員長と会談。

26日 ►大統領、USAID首脳と会談——Donald Mc Donald 副長官と米国援助について。内訳: 水害社会資本復旧5000万ドル、同難民援助3000万ドル(ニクソン約束)、農村電化・地方開発7000万ドル(PL 480号)。大統領は復旧と土地改革問題について世銀協議グループ会議早期開催を希望した。

27日 ►内国税法改正——大統領布令30号。四半期毎に企業源泉税を徴収する制度採用。

28日 ►ハシント5社を接收——マルコス大統領は国防相に対し、イリガン製鉄の政府に対する債務(4億ペソ以上)未払いを理由に Fernando Jacinto Sr. 所有5社の接收を命じた。

29日 ►「実行機動隊」設置——土地改革、協同組合、農業生産、地域開発などを促進するため地域ごとに各省から派遣。

同日 非行警察官に対する処罰強化を布令(12-B号)。

►提出火器総数——27万8162丁(提出期限10月25日)。

30日 ►大統領布令で関税法改正——関税法典(法律1397号)および改正関税法典(先議会通過)の改正。従価20%, 30%, 50%, 70%, 100%の5段階制。

►「政治犯の選択的恩赦を考慮」——タタド情報相は、

「大統領は反徒からいくつかの打診を受けている。共産主義運動と絶縁し協力を誓えば、政治犯(109人)を個別的に釈放することを考慮している」と述べた。バタンガス州の反徒指導者 Ruelney 指揮官は大統領に慈悲を求める手紙を送り、UP 東ビサヤ分校の KM 団員54人が同組織を脱退して政府協力を誓ったという。

11月

1日 ►7省を新設・改編——新設: 国家経済開発庁、地方行政地域開発省、農地改革省、情報省。改編: 公共事業運輸通信省、農業天然資源省、保健省。政府の全般的再編計画(布令1号)にもとづき今後も漸次実施。

►大統領、対中貿易強化の政策声明——コプラ、ココナツ油、木材、鉱石の直接輸出を開始すると言明。

2日 ►議会側「実行機動隊」参加へ——両院指導者はマルコス大統領と会談、超党派で「新社会」建設の諸プロジェクト実施監督の機動隊に参加することで合意。

►郵便料金5割アップ発表。

6日 ►イフガオで反徒92人投降と発表。

7日 ►「シップ・フィリピン」政策——大統領指令書第37号(蔵相、中銀総裁宛): ①輸入は一切 F.O.B. ベース、②国内船会社エージェント、船主に対する運賃支払はペソ建、③外国籍船の場合エージェントが中銀を通して海外船主に送金、④輸入の自国船積取り優先。

8日 ►関西経済同友会使節団訪比——(~10日) 18人、団長山田稔ダイキン工業社長。

►APの報道に検閲——タタド情報相は、AP通信が戒厳令当局の「報道ガイドライン」に違反したとして今後事前検閲を課し、フィリピン国内での配信を禁止した(14日解除)。

9日 ►ADB 2225万ドルの対比ローン承認——イリガン-カガヤン・デ・オロ-ブツアン道路の建設・改良の外貨資金。

10日 ►インド人高利貸逮捕——首都圏で10人、市場商人に法外の高利貸付をしていたため移民局の手で逮捕。

►公務員に対する贈物授受禁止大統領布令。

11日 ►労働省ガイドライン発出——従業員の解雇・停職・レイオフ、事業所閉鎖は労働長官の事前の書面のクリアランスを要する。

12日 ►ラナオで政争停止——ラモス PC 司令官の調停により北ラナオ州 Karomatan で南北ラナオ州の政治指導者間の和解が成立。Dimaporo 兄弟(Ali 下院議員と Naga 町長)と Princess Tarhata Alonto Lucman 南ラナオ州知事ら。とくに兄弟は装甲車2両、火器751丁を提出。

►フィリピン全国協組銀行解散へ——大統領はこのほ

ど、全資産を PNB に移し、営業清算のための機動チームを設けるよう指令。

13日 ▶「土地移譲作戦」開始——大統領布令 2号、27号関係の土地移譲を円滑に進めるため。パイロット州：ヌエバ・エシハ、イサベラ、ラグナ、南カマリネス、イロイロ。任務は過去3年の米とうもろこし生産記録確保、地価確定、地価勘定。

▶政治犯の欠席裁判を認める大統領布令署名——軍事委の権限、手続き規則を改正し、陰謀事件の軍裁被告に正当な公告の後欠席裁判できる布令。

▶対中貿易拡大策で合意——共産圏貿易閣内委員会は直接貿易促進とそのための貿易代表団交換で合意。経済関係については覚書協定の用意がある。

▶5~10月対中貿易実績発表——輸出1918万ドル(共産圏全体 2860万ドル)、輸入1857万ドル(同 2730万ドル)。輸出はセメント(89%)、合板・ペニヤ、ココナツ油、輸入は米(99%)、各種原料品。

14日 ▶旧日本兵捜索で協力を約束——マルコス大統領は日本人記者団と会見、小野田少尉の救出にあらゆる協力を惜しまず、また全土で旧日本兵の情報収集、捜索に全力を擧げるよう指示したと発表。

(注) 22日からミンドロ島で「桜花作戦」開始。

15日 ▶比米投資会社設立発表——米国際再保険会社(AIRCO)系、米側はフィリピン・アメリカン生命保険社、チーズ・マンハッタン銀行が各20%の株を保有。

▶マラウイ暴動指導者投降——10月21日のマラウイ暴動の回教徒諸グループの最高指導者 Sacar Basman(元マラウイ警察署長)が投降、捕えられた暴動参加者の累計は26人となった(町長2人など)。

17日 ▶大統領、自由企業体制を確認——マルコス大統領は閣議で、鉄鋼会社接収に伴い、実業界に社会主義的方向への移行を恐れる空気があるのに対し、富と私有財産の扱いについて自由企業体制を守ることを確認した。

18日 ▶ベトナムでフィリピン LST 手入れ——ベトナム国警と税関はニャチャン港で、共産主義者への武器売却と武器不法所持のかどでフィリピン海軍 LST を捜索、武器多数を押収。

20日 ▶2紙の刊行承認発表——*Bulletin Today* および *Balita ng Maynila*。

▶外国貿易区を「輸出加工区」に改編——大統領布令で外国貿易区庁憲章を改正、「輸出加工区(EPZA)」と改称。

▶3機関を NEDA の管轄下に——大統領布令で、大統領府所属の石油業委員会、物価統制委員会と労働省所属の賃金委員会を国家経済開発庁の管轄下においた。

21日 ▶荷主会議復活——同日の会議で復活決定。貿易

観光省は25万ペソの資金援助を与え、海運同盟と運賃引下げを交渉させる。

▶HMB幹部捕獲——パンパンガ州 Arayat の Cupang 村で旧フク序列第2位の幹部 Adriano Galang (Ging 指揮官)。そのほかパンパンガ、山岳、南イロコス諸州で1人を殺し19人を捕えた。

22日 ▶警察の戸別キャンペーン——マニラ市警約200人は、清掃運動、武器差出しなどについて戸別のキャンペーン開始。

▶大統領暗殺計画で米人引渡し要求——公式筋の発表によると、フィリピン政府は米国に対しマルコス大統領暗殺計画(資金100万ペソ)に関係した米国人数人の引渡しを要求中。容疑者の1人 Lawrence Truckman は香港に逃亡したことを突き止めたという。

▶漁業開発会議発足——議長タンコ農相など関係各省庁で構成。第1回会議で世銀借款などによる総額1200万ドルの国内漁業近代化プロジェクト討議。

▶大統領布令で保険法改正——保険委員会強化、国内会社保護、保険業ガイドラインなど。

23日 ▶マス・メディア会議結成——大統領布令36号により設置され、情報相、国防相が共同議長。

▶ラジオ・テレビ解説員に軍裁判決——Roger Arienda、反乱と火器不法所持で禁錮12年、重労働4カ月。

24日 ▶大統領、民間の協力を要請——官邸で行なわれた PCI、CCP、CANR の合同会議で演説、私企業接収の考えを否定するとともに、GNP 成長を至上とせず富の公正な配分を強調した。大統領の挙げた新社会の7基本計画——治安、生産向上・低物価・投資拡大、土地改革、労働者保護、政府機構改革、教育改革、社会サービス。

▶徴税について大統領諸布令——滞納者への条件的軽減、自発的隠し財産申告者への免税、内国税法の改正。

▶最高裁石油値上げ凍結——9月18日決定と10月26日付実施命令(11月26日発効)の一時凍結。

25日 ▶大統領暗殺未遂につき情報相発表——「証拠によれば同事件は最終的にクーデタに至る右翼陰謀である。関係者は逃亡した Lawrence Tractman 以外に拘置中のベトナム復員兵 Edward Lehman で、彼らはフィリピン人有力者の結社に雇われた。」

(注) 27日、「関係外人は米人6人、パナマ人1人。首謀者は著名なフィリピン人右翼指導者、退役軍人、報道人であるが、左翼分子を利用するはずであった。陰謀は早くも69年12月から企てられた」と発表。米国 FBI が捜査に協力中という。

27日 ▶1月15日の国民投票決定——大統領、両院議長、憲法会議議長、関係各相、選舉委員長、知事市長連盟会長など国家指導者の会議は、30日採択予定の憲法草案を1月15日の国民投票に付することで一致。大統領は

国民投票を「新社会」改革計画への信任投票とみなすと宣言した。

28日 ▶DBP、国際借款団から5000万ドル取入れ——同日ロンドンで調印。日本の16行グループ、2500万ドル、欧・米・豪13行、2500万ドル。期間3年据置きの5年、金利ユーロドラー6カ月物に2%上乗せ。農業開発計画強化の資金。

▶大統領、反乱第2波に警告——フィリピン歴史協会議(官邸)で、「左翼武装勢力は除去したが右翼グループの武装力は依然情勢を危くしている」と述べ、「戒厳令布告署名ははじめ9月17日に行ない、21日まで自らの行動について神に念じ内省した」ことを明らかにした。

▶フォード「フィエラ」発売開始——東南アジア向け低価格多目的車、1,100～1,300cc級5車種、8,000～12,000ペソ。

29日 ▶CC、新憲法草案採択——第3(最終)読会で発声による採択結果は271対14、棄権1。マルコス大統領は軍当局に対し、国民投票まで新憲法の自由でとらわれない討議を許すよう指令したが、同時に「戒厳令は国民が欲する限りつづく……正常に復するには憲法を承認しなければならぬ。そうしない限り戒厳令はつづく」と警告した。

▶ミンダナオで武装反乱——マルコス大統領はテレビで演説し、バシラン、スル両島で「外部の支援を受けた」回教徒「ミンダナオ独立運動」の武装反乱が発生し、政府軍の1分遣隊が壊滅、戦闘は続行中と発表した。

▶大統領布令で中央銀行法と一般銀行法改正。

30日 ▶CC、新憲法草案署名完了——代議員316人中、最終結果では273対15、棄権1。

▶「フィリピン人万歳運動」発足——Mabuhay Ang Filipino Movement。市民、専門職、経済、教育27団体加盟。その一環として国産品・サービス振興をめざす「バイ・フィリピン」運動。

▶野党、超党派の改憲国民投票を約束——リベラル党下院議員共同声明。

12月

1日 ▶大統領、自由な改憲討議を指令——軍に対し草案について公けの自由な討議を許すよう命じた一般命令、および1月15日を国民投票日と定め、賛否の運動規則を定めた大統領布令。また実際の破壊活動に関係しない報道人、刑法で起訴されない憲法会議代表の条件付き釈放を命じた(同日の一時釈放者:ミトラ上院議員、憲法会議代表7人、報道人7人)。

2日 ▶大統領、有権者に改憲投票訴え——全国批准調整委(大統領を委員長、Guillermo C. de Vega 大統領

顧問を事務局長とする両院議長、知事市長連盟会長、CC代表、情報相、労相ら9人から成る新憲法情報伝達機関)の会議で。

3日 ▶「外出禁止令部分的解除も考慮」——大統領声明によると国民投票までの新憲法の自由な討議を保証するため、すでにどの地域で解除するか決定する権限を国防相に与えたという(翌晩、情報省は声明を発しこれを否定)。

4日 ▶さらに15人の一時釈放——CC 3代表、記者5人を含む(14日:16人、15日:23人)。

7日 ▶大統領夫人暗殺未遂——午後ナヨン・ピリビノ公園の全国美化清掃運動表彰式で山刀により両手に重傷犯人は警備員にその場で射殺さる。タタド情報相は夫人暗殺計画は大統領暗殺の右翼陰謀の一部であると言明。

(注) 犯人はバタンガス州 Calaca の測量士 Carlito S. Dimailig と10日発表。

▶NEDA 長官にシカット NEC 長官任命。

8日 ▶マルコス、改革推進の決意表明——「私はわが社会の安定に対する脅威を根絶する計画を継続し、改革計画を推進する決意を一層固めている。」

▶Quintin Yuyitung 渡米——70年5月台湾に強制送還された華僑商報紙出版者。8月、2年の刑期を終えた後、台湾旅券で。

9日 ▶ソ連高官、大統領訪問——ソ連外務省極東第2部長 Ivan Shpedyko はコスイギン首相から大統領夫人への見舞を伝達するとともに、ソ連はフィリピンとどの分野、いかなるレベルでも関係を結び協力する用意があると伝えた(訪比同行者はインツリスト社長ら)。

▶情報相、3人の黒幕発表——「大統領暗殺一政権奪取の右翼陰謀」のかどで逮捕された3人の者の自発的自白によって、野党指導者、与党政治家、退役軍人などが連坐。現在拘置中の者の中には、Sergio Osmeña III, Jesus Cabarrus, Jr., Eugenio Lopez Jr. がいる。右翼陰謀は1969年12月に始まり、1970年以来大統領暗殺計画は7回あったという。

同日 PC 犯罪調査部、国家捜査局は犯人の親戚・友人宅を手入れ、首都圏で85人検挙。

(注) UPI によると政府筋は11日、1週間以上も前に退役海軍准将と退役(陸軍)准將らが陰謀関係者として逮捕されたと言明。

10日 ▶タルラクで反徒189人投降——主として同州 Concepcion と Capas 出身者で町長4人、町村の役員を含む(戒厳令以来 PC 第1管区で累計5,347人)。

12日 ▶外人技術者の入国制限——大統領府通牒612号。全部または一部国民化された次の経済分野で働くとする外人技術者は今後、移民・送還委員会に入国申請を提出し、大統領府の承認を受けること。小売業、鉱業、石

油探査、運輸、農業、天然資源開発、特定商工業分野(米人は憲法のパリティ条項により例外)。

13日 ▶政府企業のクリスマス・ボーナス大幅引下げ命令——公共サービスに資金をふり向けるため、2.5カ月分から1カ月分へ。

▶多量の埋蔵武器発見と発表——PC と NICA は、プラカン州 Valenzuela の Marulas 村の民間人裏庭で外国製高性能ライフル300丁以上、各種弾薬 6 万5000発、共産主義文献、破壊的文書発見。ラモス PC 司令官によると、首都圏に対する都市ゲリラの前哨と見られ、右翼の支援を受けた共産主義者の政府転覆陰謀の証拠という。その後の発表によるとマニラ外廓の都市ゲリラ「作戦基地群」は Antipolo, Marikina, Marulas という。

▶IDA から長期クレジット 1270 万ドル——情報相発表によると15日貸出され、各種教育改革とマンパワー養成に使用。

14日 ▶大統領布令で外国借入を拡大——外国借入法(RA 4860 号) 改正により、政府が以後外交・貿易関係があるか、国連およびその関係機関に加盟しているあらゆる国から借入可能となった。さきには同法改正により外国借入限度が5億ドルから10億ドルに拡大。

▶漸進的オートバイ国産化計画来月開始——BOI 発表、すでに4社(ヤマハ、カワサキ、スズキ、ホンダの各ブランド)の参加と年産台数承認。

17日 ▶IFC など長期信用1500万ドル供与——IFC 700 万ドル、マニュファクチャラーズ・ハノーバー、ケミカル・バンク、東京銀行、ユニオン・バンク・オブ・スウェツアーランド800万ドル。PDCP を通して輸出産業を中心と製造業、運輸、電力業の投資に使用。

▶4月にマニラで米国と本国送還協定交渉——マルコス大統領声明。

19日 ▶大統領、有権者に投票を訴えるメッセージ発表——「新社会」の理想が体現されている新憲法を批准しなければ始まった改革は何ひとつ永続しない。

20日 ▶戒厳令効力一時停止を発表——マルコス大統領は新憲法批准キャンペーンのため召集した州知事、市町長の会議で、新憲法草案の自由で公然たる論議のために17日、戒厳令の効力を投票日まで一時停止するよう命じたと発表。

(注) 戒厳令の解除ではなく、憲法に関し出版物、印刷物の検閲の中止。外出禁止は継続されると発表。

21日 ▶大統領：国民投票延期を考慮——広報期間が短かいとして延期要請が選挙委員会と地方自治体から出ているので各層と検討する。また、最高裁にも延期が1件提訴されている。

(注) UPIによるリベラル党党首、憲法会議の反対派代表数人、全国プレス・クラブ Eddie Montecarlo 会長ら

のグループとその弁護人は、18日最高裁に対し、国民投票は違法であり、戒厳令のために選択の自由がないとして、中止の仮処分を正式申請した。

22日 ▶小作人 431 人に地権証書授与——小作人解放布令実施第1陣、プラカン、ヌエバ・エシハ、南カマリネス、イロイロ諸州にわたる。大統領は土地を喪失する小地主に対し政府が年金、養老年金を設けると発表。

▶PCIB、預金者に株式公開と発表——フィリピン・コマーシャル・アンド・インダストリアル・バンク。1月15日から、預金者1人当たり3~10株(1株130ペソ、賦払可)で投票権ある株主になれる。

23日 ▶改憲国民投票延期——マルコス大統領は、憲法草案の自由で開かれた論議を許すため1月15日予定の改憲投票延期を決定、有権者登録締切り12月23日も延期。日取りは1月5日までに、2月19日か3月5日に決定する。

24日 ▶クリスマス・イブの外出禁止令解除。

▶LP 下院多数派、改憲支持表明——ペンダツンら9議員、LP 党員は憲法草案に対する党の批判の方針に従うよう拘束されないと発表。

25日 ▶ミンダナオ、カガヤンの治安情勢——マルコス大統領は改憲国民投票日取り再決定に当り、反徒との戦闘がつづいているミンダナオとカガヤン谷の治安情勢について国防相の総括的報告を受けた。この1カ月間の死傷者数は政府軍側100人以上、反徒側はその4~5倍、避難者数はミンダナオで50万人、カガヤンで10万人という。

(注) 大統領は26日ミンダナオ視察に出発。同日国防部発表によれば空軍 C-47 機1機がスルで行方不明になり、反徒に撃墜されたうたがいがあるという。

27日 ▶「上院の陰謀露呈」と報道——同日付『ディリエ・エクスプレス』紙。権威ある情報によれば、先週大統領と会談した上院諸議員は、議会を1月22日開会後無期ないし1日ずつ休会するという提案を拒否した。同提案は、新憲法下で設置される国民議会と戒厳令当局を尊重して、現行憲法の命ずるところに名目上合わせる手続きで下院側と上院議員により行なわれた。上院議員の何人かは過日拘置中のアキノ、ディオクノ両議員と面会、上院の立法権で戒厳令を解除する動議を出し調査権行使する戦術を決めた。

28日 ▶マルコス「陰謀者」に警告——関係諸グループにメッセージを送り、「政府危機を挑発して私がこれまで行使しなかった権力を行使する結果を招かせるな」とアピール。一方全国批准調整委員会デ・ベガ事務局長(大統領顧問)は上院諸議員に、立法権行使しようとする計画について立場の再考を求めた。

▶ソ連へコブラ 5,000 トン輸出承認——商工相発表、

64万7500ドル、船積みは1月5日から(本年3回目)。

▶南ミンダナオに軍増強——大統領の命を受けたエスピノ参謀総長は、反徒に幾村かを奪取された南北サンボアンガの海岸諸町に軍を増強し沿岸パトロールを动员。

29日 ▶下院・軍指導者、大統領に白紙権限——改憲国民投票日取りと議会開会問題で白紙の決定権。市民、ビジネス諸グループ、憲法会議代表も「新社会の成果を帳消しにする危機を防ぐ大統領の行動に自発的、圧倒的な支持」を表明。

▶最高裁、破防法の効力支持——さきのタルラクー審裁の「違憲、無効」判決をくつがえす。

30日 ▶反対派に「外国資金援助」——マルコス大統領はミンダナオ、北ルソン視察から帰着し、戒厳令と新憲法とに対する反対派に外国資金援助が系統的に行なわれ

ているとの情報に「重大な懸念」を表明した。

31日 ▶新年前夜は外出禁止令解除——爆竹、その他爆発物は厳禁。

▶政府、外資4社と石油探査用役契約調印——Chevron Overseas Petroleum ほか3社、スル海域で探査のため5年間に800万ドルの投資予定。

▶ハシント系26社接收発表——軍特別機動隊により、政府および正当な債権者の利益を守るため。ハシント家の政府に対する負債4億、資産1億4800万、負債1億2400万、株式2400万、個人資産3800万(9月末現在、ペソ)。

▶大統領布令で「市民集会」設置——各バリオ単位、構成員は15歳以上の居住者。

参考資料

1. 戒厳令布告（布告1081号）（全文）
2. 戒厳令以後の非常措置リスト
3. フィリピン軍編成
4. 社会主義・共産主義諸国との貿易に関する政策ガイドライン
(大統領行政命令384号)（全文）
5. 中央銀行の主な金融措置

1. 布告第1081号

（フィリピン全土に対する戒厳令状態を宣言した大統領布告全文）

慎重に評価され、かつ確実な情報によれば次のような事実が明らかとなつた。すなわち、非合法分子たち——彼らは共通の類似したイデオロギー的信念・意図・策略・目標を持ち一外国からの活発な精神的・物質的援助を受け、きわめて狂信的でよく訓練され堅固で残忍なグループの人間に指導されており、また彼らの目的達成を早めるためわれわれの憲法上の諸自由権の保護の下に隠れ家を求めようとしている者達である——がついに陰謀を企み始め、実際に彼らのもつ資源と力をと最終的目的のために集結はじめたのである。彼らは事実上わがフィリピン政府に対し武装した暴動と反乱を計画し、着手し、実行している。その陰謀は我国の政治的・國家的権力を力で獲得し、合法的に成立した政府を転覆し、われわれの現在の政治的・経済的・法律的秩序を全く新しい形の秩序に変えてしまおうとするものである。その新しい政府の形態、法律制度、その神・宗教に対する考え方、その個人の権利や家族関係に対する観念、その政治的・経済的・法律的・道徳的観念はすべてマルクス・レーニン・毛沢東主義の教義と信念に基づくものである。

これらの非合法分子は協力して外見上は合法的で無害な、しかも彼らが巧妙に漫透し工作した、フロント組織として活動しているのであるが、それらは実際のところ破壊的であり、かつ我国の農民、労働者、専門職、知識人、学生、マスコミ関係者の中から新しい支持者を慎重に補充することによって継続的かつ組織的に人員を強化拡大している。その結果、彼らはわが国社会のほとんどあらゆる階層と分野にわたって、統制力と影響力を拡げることに成功した。そのための彼らの絶えまない努力は次のようなことに向けられている。すなわち現政府の政

治的・社会的・経済的・法律的・道徳的な基盤を腐食し弱化すること、および彼らの影響と統制下にある農民、学労者、学生、テロ組織に影響力を行使し、それらをあやつって、合法的に成立した政府や司法官憲、さらに最も悪質なものとして社会の平和な市民に対して暴力、略奪、破壊活動および危害の行為をするようにしむけることである。事実彼らはすでにそのような行為をしてきたし、依然としてしつつある。

陰謀を狂信的に遂行し、国民に対する暴力、略奪、サボタージュ、危害を蔓延させ、犯罪的計画と違法な活動を指導し、究極の陰険な目標達成のための主要な手段として、彼ら非合法分子たちは実際中央委員会を組織し、確立し、現在なお維持している。中央委員会は若い熱心な過激派学生とインテリによって構成されており、現在、わが国の合法政府に対する武力闘争と宣伝活動を指導している。またこの委員会は、その意思と偽の権威を国民のある一部の層、特に地方の住民に押しつけている。それはさまざまなもの、虚偽、強制、威圧、脅迫、陰謀、裏切り、暴力その他のテロ手段を用いて行なわれ、しかも合法政府と平和を愛する国民に対する反乱と宣伝活動を支えるための資金と物質的手段を確立するため、わが国民から違法な税金その他の形による献納をきびしくとりたててきたりし、現在もそうしている。

わが国において全面的な規模の武装暴動と反乱を企て、着手し実行するための、すでに立てられた計画を遂行するため——実際のところすでに実行されているが——これら非合法分子はよく訓練され十分に武装され、徹底的に教え込まれ、非常に大規模な反乱軍——一般には「新人民軍」として知られている——を組織し、確立し、現在維持している。新人民軍はこれまで合法政府に対する仮借ない残忍な武力闘争を活発に行なってきたし、依然として行なっている。その地方と都市中心部における全く不法な侵入、襲撃、狙撃、攻撃、テロ、違法行為は、わが国の多くの地方で無関係な市民、政府軍人、地方公

務員に対する油断ならぬ血の凍るような暗殺をもたらした。中でもカガヤン渓谷、中部ルソン、南部タガログ、ピコール、ビサヤ、ミンダナオの諸地方である。彼らの大膽で野蛮なゲリラ活動は国民に恐怖と恐慌をふりまいており、混乱と無秩序の傾向を生み、政治的・社会的・精神的・経済的不安定状態を発生させ、そして社会の人間と財産に多大のとり返しのつかない損害を与えている。

これらの非合法分子、その幹部、同調者、仲間、支持者、シンパたちは現在に至る多年の間に継続的、大量的、破壊的な教宣活動を増大させてきた。その宣伝のはこ先は、合法政府とその機構、機関、公務員そしてわれわれの社会的・政治的・経済的・宗教的団体に向けられており、その方法は、巧妙にねじ曲げられ、非常に誇張された報道やニュース解説を出版したり、放送したり、拡めることにより、また誤った、堕落した、不正で、下品な声明や発言、活字や映像によっても行なわれている。それらは、新聞、ラジオ、テレビなどの媒体を通じ、リーフレットや学園新聞やこれら非合法分子が発行し、現に発行しているある種の新聞、とりわけ『アン・バヤン（人民）』紙、『プラン・パンディラ（赤旗）』紙、『アン・コムニスタ（共産主義者）』紙などによってもたらされる。それらはすべて、明らかに国民の間に合法政府とその機構、機関、公務員に対する中傷、不信を起こそうと周到に意図され計画されているものである。すなわち、国民の前に、わが政府が社会と国民に対する機能と責任を果たすには余りにも弱体化し無力になったことを明らかにし、そして、国民の信頼と忠誠心を覆して破壊し、また、合法政府、その機構、機関、公務員に対する援助をさせないようにし、かくして合法政府とわれわれの民主的な生活様式を維持し、守ろうとする國民の意志を、徐々に侵食、弱化させ——すでにそうなっている——ようともくろんでいるのである。

これらの非合法分子は、わが合法政府と國民に対し、武器をもって立がち上り、つまり、武装侵入、襲撃、狙撃、野蛮な殺人、強奪、略奪、強盗、放火、公私建築物の破壊、無関係で無防備な市民の生命や財産への攻撃を含む武装暴動と反乱を起こし、現に行なっているのである。それらはすべて、公の秩序と安全、國の治安を深刻な危険に陥れ、現に危険に陥れつつある。彼らは、國民の健康、安全、福祉を考慮することなく、狡猾で明白な計画性と慎重さをもって行動している。その彼ら非合法分子が、今や次のような計画を実行に移しつつある。それは、広範で、大量的かつ組織的な破壊活動を行なって、不可欠の公益事業・サービス、特に水道、電力、通信・輸送手段を麻痺させ、わが國と國民に重大

な各種の損害を生じさせ、その結果、國民の間に深刻な精神的恐怖と恐慌状態をつくり出そうとするものである。

最高裁判所は、その係属事件——判例番号 L-33964号、L-33965号、L-33973号、L-33982号、L-34004号、L-34013号、L-34039号、L-34265号、L-34339号として記録されており、私がフィリピン大統領として、1971年8月21日に、布告889号（修正）として出した、人身保護令状の特権を停止したことによる諸事件——の判決で次のように認定した。実際のところ、政府を転覆するため、公然と武装蜂起したかなりの人間の1グループによって、わが国には暴動と反乱が現実に起こっている、と。ここに1971年12月11日に出された最高裁判決がある。

「…法に照らせば、フィリピン、とりわけマニラにおいて1920年代末から30年代初めに共産主義者の活動があったことは明白である。かれらは当時主として、反乱、扇動を直接の目的として目指していた。フィリピン・コモンウェルスが樹立された結果、かれらの動きは目立って衰えたようにみえた。しかし、太平洋における第二次大戦の勃発と、フィリピンの軍事占領とその後における解放に伴う惨禍、荒廃、大規模な破壊、非合法の銃器類の横行——こうしたものが、40年代末に、共産主義者の脅威を復活させた。それは、占領中、中部ルソン地方でフクバラハップと呼ばれる軍隊を組織し、作戦をることができる程の力を持った。解放後は、人民解放軍（HMB）と名前を改め、共和国軍としばしば衝突した。その結果キリノ大統領は、1950年10月22日、布告210号で人身保護令状の停止を宣言し、モンテネグロ対カスタニエーダ事件で布告の効力を判決により是認された。この布告の公布数日前、1950年10月18日、フィリピン共産党政治局員が、マニラで逮捕された。その結果、反逆罪で起訴され有罪と認められてそれぞれの刑を受けた。」

「50年代は安寧秩序に関する限り、共産主義者の活動は、比較的小康を保った。それでもなお、1957年6月20日、共和国法律第1700号——別名破壊活動防止法として知られている——が、発布された。その立法主旨は、同法律の前文で述べられている。すなわち、

「……フィリピン共産党は、政党ということになっているが、実際には、共和国政府の転覆をはかる、組織的陰謀団体である。かれらは、力や暴力だけではなく、偽りや破壊や他の違法手段を用い、その目的とするところは、フィリピンに外国の支配と統制に服する全体主義体制をうちたてることにある。」

「……フィリピン共産党の継続的な存在と活動は、フィリピンの治安にとって、明白、かつ、現存する重大な

危険をなしている。そして、

「……フィリピン共産党と、その活動によって引き起こされている、その活動範囲は国内だがその方向において国際的な、組織的で機能的で執拗な破壊活動に直面して、いまやわが国の自由と治安に対する、このような継続的な脅威に対抗するために特別の立法が緊急に必要である……」

1971年9月4日に上院の特別七人委員会によって提出された、中部ルソンについてのレポート——この写しは、上告人らの事件の記録の中にファイルされているが——の中に次のような言葉がある。

「1963年につづく数年は、わが国でいくつかの大衆組織が次々に誕生した。とりわけ労働党（現在のフィリピン社会党）が労働者の中に、農民自由同盟（MASAKA）が農民の中に、愛国青年団（KM）が青年・学生の中に、ナショナリズム推進運動（MAN）が知識人・専門職の中に。フィリピン共産党（PKP）は、過激な民族主義を促進するため、これらの組織に浸透し、影響を与え、利用するために、あらゆる労力を傾注した。」

その間、フィリピンの共産主義指導者たちは、2グループに分裂した。一つは、主として若い過激派から成り、毛沢東派を構成しているが、1969年初頭に、フィリピン共産党を再建し、新人民軍を確立した。この一派は、毛沢東主義者の「持久的人民戦争」論、すなわち「民族解放戦争」論を支持している。その「人民民主主義革命綱領」は、中でも次のように述べている。

「フィリピン共産党は、人民民主主義革命の一般綱領を実行する決意である。すべてのフィリピン共産主義者は、新しい型の民主主義を完成させ、真に完全に独立した、民主的で、統一した、公正で、繁栄するフィリピンを建設するための、価値ある大義のために生命を犠牲にする覚悟である。……」

「いかなる革命運動でもその中心課題は、政治権力を獲得することである。フィリピン共産党は、国際的、国内的双方の情況が武装革命の道をとるのに有利な時に、この課題を行なう。」

「1969年、新人民軍は、——国防省の記録によれば——襲撃を行ない、誘拐に訴え、その他暴力事件を引き起こすこと230件以上、その間404人の死傷者を生じ、一方、243人の損失を受けている。1970年に、その暴力事件数の記録はほぼ同じであるが、新人民軍の死傷者は2倍を超えた。」

「いずれにせよ、2つの事実は疑いない。(a)すべての共産主義者——旧来のグループに属していくようと毛一派に属していくようと——は、暴力がかれらの中心の、究極の目的達成に不可欠であると信じこんでおり、そのよ

うな信念に従って行動している事実。もっとも、彼らは、所与の時に特定の場所でどんな方法をとるかでは一致していない。(b)当然ある共和国軍以外に新人民軍が存在しそれと対立している事実。このような新人民軍は、それ自体反乱の存在を示す証拠であり、特にその確立が再建共産党によって公表されたことを考えれば特にそうである。このような発表は、合法的に構成された当局に対する、公然たる挑戦としての性質をもち、宣戦布告と同然であり、かりに敵対行動が現実に開始される以前であるとしても、すでに、戦争状態、または、交戦状態というに十分である。」

「したがってわれわれは、政府の転覆のため公然たる武装蜂起をし、以前から現在に至るまでフィリピン政府に対する反逆に従事している、かなりの人数のグループが存在していることに疑念をもたない。」

これらの非合法分子はかなりの程度にまで、合法的な当局が法律と憲法に従ってその機能と義務と責任とを果たすことを妨げ、国民と国家に、各種の重大な損害を生じさせることに成功している。

大規模な無政府状態、無秩序、騒乱、破壊が、全国的に存在することが明らかである。それは、わが合法政府の軍隊と新人民軍およびその衛星組織との、一つの現実の戦争に匹敵する程度に達している。なぜなら、まったくの不法な侵入、襲撃、狙撃、攻撃、暴力、殺人、暗殺、テロ行為、虚偽、威圧、脅迫、強迫、裏切り、陰謀、放火、略奪、強奪が、前述の非合法分子によってなされ、現になされつつあり、彼らは、わが国の政治的・国家的権力を握るという第1の、また究極の目的を全面的に達成するまで、またそうしないうちは、卑怯な努力と計画をやめないと全国民に誓っている。それは、現在の合法政府を転覆し、われわれの民主的生活様式とわれわれの既存の世俗的・宗教的制度と考え方を破壊し、現存する政治的・社会的・経済的・法律的および道德的秩序に代わって、全く新しい秩序をうちたてようとするものであり、その統治形態、その個人の権利や家族関係についての考え方、その政治的・社会的・経済的・道徳的観念は、マルクス・レーニン・毛沢東主義の教義と思想に基づくものである。

最高裁は前述の判決で、前記の非合法分子による非合法活動は、公共の安全と国家の安全にとって、明白で現存する重大な危険に現になっている、という結論を出したが、その基礎として次のように認定している。

「……大統領は、次のような確実な情報と報告を得、それは後に上院特別七人委員会の上記報告書によって多くの点で確認された。すなわち、フィリピン共産党は、単に迅速な武装蜂起というレーニンの考え方から従うのみ

ならず、ホーチミンのテロ戦術を採用し、非協力的地方公務員の暗殺という手段に訴えている。そして、このやり方のために暴徒は、5人の町長と20人の村長と3人の警察署長をすでに殺害し、また1970年にマニラ首都圏で14件のかなりの爆破事件を起こしている。また制憲議会議場が1971年6月12日に爆破された。ミランダ広場事件の直後、ケソン市=サンファン町境界にある、国家上下水道公社(NAWASA)の本管が爆破された。つづいてその直後、マニラ市役所、選挙委員会ビル、議事堂およびケソン市クバオのマニラ電力支所が爆破された。またホセ・J・ロイ上院議員、エドゥアルド・コファンコ下院議員の各邸宅が同様に爆破される一方、オルティガス通りのマニラ電力本部建物と、カロオカン市のドクターズ化学薬品社ビルが爆破された。

「……さらに再建フィリピン共産党は、持久的人民戦争という毛沢東の考え方を採用しているため、政府の、政治的・経済的・知的指導者の、また国民自身の抵抗する意志を麻痺させようとねらっている。またこのような考え方忠実に従って、共産党はもっとも広範囲で強烈な反乱をひきおこす計画をもち次の点に特に力を入れている。すなわち、都市中心部におけるフロント組織の確立、武装都市ゲリラの組織化、学生グループ、労働組合・農民・専門職グループなどに対する浸透である。フィリピン共産党(CPP)は9つの主要労働組合組織に浸透し、統制している。また青年運動を食い物にして、いまや11の主要青年・学生組織に共産党フロントを作ることに成功している。それ故約30の大衆組織が活発にCPPの利益を推進しており、その中にはMASAKA、KM、MAN、青年民主同盟(SDK)、モラーベ同盟(SM)、フィリピン青年自由連盟(MPKP)などがある。1971年8月現在KMはフィリピン全土に245の活動中の支部をもち、そのうち73はマニラ首都圏にあり、60は北部ルソンに、49は中部ルソンに、42はビサヤ地方に、21はミンダナオとスルにあった。1970年に共産党は258件の大デモを行ない、そのうち約33件は暴力事件に発展し、15人が死亡、500人以上が負傷している。このような行動のうち大部分は前記のフロント組織によって組織されるか指導されている。暴力デモは通常、小さなしかしく訓練された武装した煽動者のグループにそそのかされていた。1971年の今までに行なわれたデモの数は1970年のそれをすでに上まわっている。これらのデモのうち24件は暴力的で、15人の死者と非常に多くの人々の負傷をもたらした。

「その後に起こった諸事件…も新人民軍(NPA)の治安に対する脅威…を証明している。すなわち、1971年8月21日以来、北ルソンで6件の遭遇戦と1件の襲撃事件が

あり、その結果7人の兵士が死亡し、他の2名が負傷し、暴徒側は5人が死傷した。1971年8月26日には軍からの脱走者ピクトル・コルプス中尉に訓練された、新人民軍の十分に武装したグループがイサベラ州にあるラーウィン機動部隊のまさに戦闘司令所を攻撃し、ヘリコプター2機と飛行機1機を破壊し兵士1人を負傷させた。中部ルソンではNPAは全部で4件の交戦事件を起こし、政府側の2名を殺し3名を負傷させ、村落自衛隊(BSDU)員1人を殺した。一方KM-SDKの指導者3人、身元不明の反徒1名、および反徒グループのリーダー、パンチト指揮官がそれぞれ殺された。1971年8月26日、南カマリネス州イリガ市のサン・ペドロ村でPCとNPAの間で交戦があり、PCに1人、KMに2人の死亡者が出了た。コタバト、ラナオ諸州における最近の紛争はCPP=NPAが介入することによって複雑さを増している。なぜなら1971年半ば、ホベンシオ・エスピラゴサにひきいられたKMグループが東ミサミス州マグサイサイに入植しているヒガオノン族と接触をもち、彼らに毛沢東の本やパンフレットや宣伝文書を提供し、保留地でティーチインを行なった。1971年9月22日エスピラゴサは前記保留地でPCの作戦により殺されたと伝えられている。そして現在ミンダナオ島には2名のNPAの幹部がいる。

「また以下の諸点が注目されるべきである。CPPとそのフロント組織の成員が、情報機関の探知によれば、国内で入手できる材料で強力な爆発物を確実につくる能力をもつて至った。制憲議会議場爆破に使われた爆弾は『クレモア』爆弾といって、アメリカ軍で使われている強力な爆破装置で、2、3日前にスピック海軍基地から多量に盗まれたもののうちの一つであったと考えられる。大統領は以下のような趣旨の機密情報を手に入れている。それは波状的に暗殺、誘拐、テロ、財産の大量破壊を起こそうという7~8月計画の存在である。何かおどろくべき出来事がその事件の開始の合図となろう。ミンダナオ、特にコタバトとラナオにおけるかなり深刻な治安情勢のため、情勢に対処できるに十分な兵力を配置することが必要である。わが軍のかなりの部分は他の任務を受け持っている。そしてCPPの活動が中部ルソンから他の地方へ、特にマニラおよび近郊、カガヤン渓谷、イフガオ、サンパレス、ラグナ、ケソン諸州、ピコレ地方などに拡がったため、その余りの軍隊は広大な地域に薄く展開することを余儀なくされている。」

フィリピン国民とその合法政府に対する革命戦争を執拗に押しすすめる中で、前記の非合法分子たちは1972年の5月、6月、7月中に推定約3,500丁のM-14ライフル、ロシア製ロケット発射機を原型にしたチコム(中共)コピーと呼ばれる40ミリロケット発射装置数ダース、80ミ

リ・ロケットと弾薬多数、その他戦闘用具をイサベラ州パラナンのデイゴヨ・ポイントなど、およびルソン島の太平洋岸に面した未確認諸地点から、わが国に持ち込むことに成功した。それらの兵器のうちあるものは政府軍によって発見、捕獲されているが、このような量と種類の兵器がわが国に持ち込まれたことは、前述の非合法分子たちが、わがフィリピン国民とその合法政府に対し現に行なっている、革命戦争の拡大を急ぐ陰陥な計画を無言に、しかし雄弁に物語っている。

彼らの全般的革命計画の実行の中で、前述の非合法分子たちは、さまざまな戦闘指揮官と党活動家に「1972年地方活動計画」という見出しの文書を作成し、配布している。そのコピーの一部が、フィリピン警察軍第116および第119中隊の隊員によって、1972年6月18日にイサベラ州コードンのタリンシン村で捕獲された。その原文は次のように述べている。

1972年地方活動計画

「以下の1972年地方活動計画は大衆の不満を助長し、全国的な大衆の革命運動の潮をたかめるため、党の全般的計画の一部として実行されるよう作成されたものである。ファシスト・マルコスと彼の反動的議員たちは1973年以降に備えているものと見られる。」

「1月～6月：

「1. 特に労働者農民階級からの新党員の補充を強化する。幹部は種々の地方局の組織化のために訓練される。これらの地方局は大衆的革命運動を押しすすめるため大衆活動と組織化に集中しなければならない。中央委員会で承認された『行動綱領草案および調査会議報告』を参照せよ。」

「2. 武装都市パルチザンと都市ゲリラを補充、訓練し、彼らを党幹部と大衆団体活動家の下に部隊に編成すること。これらの部隊は爆発物、破壊工作および他のサボタージュ形態についての特別の訓練を経験しなければならない。」

「3. 地方の特定地域の限定攻撃準備のため新人民軍の新隊員を補充、訓練することの強化。」

「4. 反動的軍隊と制憲議会に反対する煽動と宣伝を更に攻撃的なものとする計画を援助する。」

「7月～8月：

「この時期に党はマルコスかいらい政権がバス料金の値上げをして、学生、労働者、農民の生活困窮をさらに悪化させることを予想している。」

「1. すべての党地方委員会はゼネスト運動のための計画をたてなければならない。地方作戦司令部は、マルコスのファシスト軍が抑圧されたフィリピン大衆をおどそうとするときには、武装援助をする計画を立てなければならぬ。」

ばならない。」

「2. 学校、単科大学、総合大学の授業料値上げに対するサボタージュを行なうこと。」

「3. 指導的党幹部に対する事件を扱うかいらい判事と法廷に対しサボタージュと煽動を行なうこと。」

「4. ファシスト・マルコス政権がいかに平和と秩序を維持する能力がないかを劇的に示すため、以下のように地方における騒乱と無秩序をつくり出すこと。」

「a) アメリカ帝国主義の支配する銀行や人民の敵が所有する銀行への窃盗、ギャング行為。」

「b) 陸軍兵営、アメリカ基地、街への攻撃。」

「c) さらに暴力的なストとデモ。」

「9月～10月：」

「暴力、無秩序、混乱を次のように強化する。」

「1. 政府建築物、大使館その他公共物のサボタージュと爆破を次のように強化する。」

「a) 議会 b) 最高裁 c) 制憲議会 d) 市役所

e) アメリカ大使館 f) アメリカ基地施設 g) 州庁

h) 電力施設 i) フィリピン電信電話社 j) 放送施設。」

「2. 基地、町、市への散発的攻撃。」

「3. 議会、司法、制憲議会の高級公務員とかいらいマルコスに同情的な民間人に対する暗殺。」

「4. 町と市に大衆の支持のもとに地方革命政権を樹立すること。」

「5. われわれの同盟国の同調的な援助を得て臨時地方革命政権を樹立する。」

「フィリピン共産党中央委員会」

この「1972年地方活動計画」によって前述の非合法分子たちは最近大マニラ地域で、今年になって次のように暴力とテロ行為を強化しつつある。3月15日パサイ市タフト通りのアルカ・ビル、4月23日同市ドメスティック通りのフィリピン・オリエント航空の会議室、5月30日ベトナム大使館、6月23日産業関係裁判所ビル、6月24日ケソン市クバオのフィリピン信託会社支店、7月3日マニラ市国連通りのフィラムライフ・ビル、7月27日マニラ市マルケス・デ・コミリヤスのタバカレーラ葉巻タバコ社工場、8月15日ケソン市イースト通り PLDT の交換局及びケソン市ディリマンのノース通りフィリピン砂糖協会ビル、8月17日マニラ市サンパロックのサン・ラファエル通り社会福祉省ビル、8月19日ケソン市アウロラ大通りとマジソン通りの水道本管、8月30日フィラムライフ・ビルが再びやられ、この時は近くのファー・イースト・銀行信託会社ビルにひどい被害をもたらした。8月30日には、マニラ港地区レイルロード街でもう1件の爆発があり、フィリピン・バンキング社の護送車

とビル、投資開発社ビルおよびディリー・スター出版社がやられた。9月5日マニラ市キアポのカリエド通りのジョーホテルで爆破があり、1人の婦人が死亡、38人が負傷した。上院広報部で不発弾が発見された7月18日の議事堂ビル爆破未遂、8月30日の外務省の爆破未遂に次いで、1972年9月18日ケソン市役所に爆弾が仕掛けられた。

同じ「1972年地方計画」によれば、前述の非合法分子は、また、大マニラ地域に「スパロー部隊」「シンバド部隊」などのいくつかを配置して、上級の政府職員、軍人、著名な市民に対する殺害作戦を企て、すでに無関係の国民に加えられている破壊と略奪をさらにエスカレートさせようとしている。そのすべては国民の間に、テロと恐怖と騒乱をまき散らし、政府が助けにならず、国民の生命財産を守る能力がないようにみせようと、注意深くなされているのである。

これまで述べてきた社会的無秩序に加えて、ミンダナオとスルには同様に深刻な無秩序状態がある。それは、ミンダナオとスルのクリスチャンと回教徒の一部分子間、クリスチャンの「イラガス」派と回教徒の「バラクダス」派との間、および、わが政府軍と「ミンダナオ独立運動」のような一部非合法組織との間の未解決の衝突によって生ずるものである。

「ミンダナオ独立運動」は、外国の政治的・経済的利害による活発な物質的・経済的援助をうけ、歴史的にも、政治的にも、法的にもフィリピン共和国の領土の一部であり、司法権と統治権の範囲内であるミンダナオとスルに、暴力と力で政治的に分離した、独立した国をつくるための、公然たるあからさまの企てをおこなっている。

前述の如く、武力衝突、殺人、虐殺、放火、凌辱、略奪、町や村全体の破壊といった無秩序状態があり、そのため農業・工業活動の停止が避けられず、それらはすべてクリスチャン、回教徒、イラガス、バラクダス、ミンダナオ独立運動の彼ら同士での、また、それと政府軍との間の衝突によってもたらされたものだが、その結果、いまやミンダナオとスルの大部分は、事実上戦争状態に陥っている。

ミンダナオとスルにおける暴力的無秩序状態は、今日までに、1,000人以上の市民と約2,000人の武装した回教徒およびクリスチャンの死をもたらした。言うまでもなく、50万人以上の人々が負傷したり、土地や家を失い、同様に政府軍も多く死傷者を出し、ミンダナオとスルの経済活動は麻痺している。

前述の武装反乱、野蛮な人命と財産の破壊、政府とその機構、機関、公務員に対する一向に治らない無制約の

宣伝活動がある事実、前述の非合法分子の急速な拡大の事実、全国に無法、無政府状態が拡がった事実など、すべての事実を総合して、政府はその権能を行使し、全市民に法の保護を与え、また一般にその支配権が全領土に及ぶことを妨げられている。その結果、わが国民の間に深刻な退廃をひきおこし、国民一般に懸念と恐怖を巻き起している。そして最後に、公の秩序と安全、国の治安のために早急に、迅速で決定的で効果的な行動をとること、すなわち、国及び国民の平和、秩序および安全と政府の権威を守り、確実なものとするための行動が必要となった。

侵略、反乱または暴動、またはそれらの切迫した危険の際、フィリピン大統領としての私には、憲法に従って三つの道が許されている。すなわち、(a)現在の無法な暴力を鎮圧するため軍隊を出動させること、(b)これら非合法分子の逮捕を、もっと容易で効果的なものにするため人身保護令状特権の停止をすること、(c)フィリピンまたはその一部を戒厳令下におくこと。

私は、すでに最初の2つの行動方法は用いている。第1に、前述の非合法分子の無法な暴力を鎮圧するため軍隊を出動させた。その特別任務に、わが国全軍隊のほとんど50%を使わせている。またサラナイ機動部隊、パラナン機動部隊、イサログ機動部隊、パグカカイサ機動部隊、ランカフ機動部隊など、その目的のためいくつかの機動部隊を創設している。第2に、1971年8月21日から1972年1月11日まで人身保護令状の特権を停止した。しかし、これらすべての手段を用いたにもかかわらず、両者の道ともわが国の暴動と無法状態を封じこめる、ましてや解決するには不十分で効果がないことが判明した。それは次のような事実で明らかである。

1. 左翼過激派は、そのフロント組織の人員と行動地域を拡大し、都市と農村においてとくに青年のうちから、新しい支持者を補充し、訓練することを強めたこと。

2. KM——左翼過激派のもっとも戦闘的で公然たるフロント組織——は、支部の数を1970年末の200を1972年7月31日までに317に増やし、その加盟員を、1970年末の1万人から1972年7月末現在の1万5000人に増やし、きわめて明確にわが国における共産主義運動の急速な成長を示していること。

3. SDK——左翼過激派のもう1つの戦闘的で公然たるフロント組織——は、やはり1970年末の、とるに足りない数の支部組織を、1972年7月末には159に増やし、現在、強い信念をもち、強固でほとんど狂信的と言えるほど献身的な1,495名の加盟員を有している。

4. 新人民軍——もっとも活発で、もっとも暴力的で

残忍な左翼過激派の軍隊——は、1972年1月1日現在、6,500名（正規兵560人、戦闘支援員1,500名、役務支援員4,400人）の戦力であったが、1972年7月末現在には、約7,900名（正規兵1,028名、戦闘支援員1,800人）にまで増え、6カ月という短期間に、正規軍が100%以上増えるという顕著な増加を示している。

5. イサベラ、サンバレス、南カマリネス諸州とミンダナオの一部で暴徒達が聖域を確立したが、これは従前のわが国における破壊活動と反乱鎮圧作戦では知られていない情勢発展である。

6. 約3,000人の高校生、大学生が行方不明となり退学した。彼らは、銃器、爆発物の取扱い方の訓練を受けに暴徒に加わったと報ぜられている。

7. イサベラ州パラナンのデイゴヨ・ポイントからカラガタン号によってわが国へ、兵器および部品等大量の軍需物資が持ち込まれ、この兵器・部品の多くが、現在暴徒たちの手に渡り、政府軍に対して用いられている事実。

8. 暴徒に同調的な人間による、マスコミに対する浸透と統制、およびその結果として、政府および政府軍事組織に反対する宣伝活動が強化されている事実。

9. 一般民衆レベルで「政治権力機関」の形成がなされている事実。それは、わが国の従前の共産主義運動の歴史にはなかったもので次のものから成る。村民を、革命に積極的に参加するよう動員するための村組織委員会(BOC)。村革命委員会(BRC)は、CPP=NPAの支配地域と考えられる村で、「地方政権」として活動する。労働者組織委員会(WOC)はあらゆる層の労働者を組織化する。学校組織委員会(SOC)は、煽動と宣伝を行なって、学生の間でフロント組織拡大を助ける。自治体組織委員会(COC)は、都市において、BOCと同じ方法で活動する。

これら共産主義者の非合法分子その他、暴力と力でフィリピン共和国を転覆するために組織された武装集団による反乱と武力行動は、いまやフィリピンの国民と共和国に対し、実際に戦争状態と言ってよい程度に達している。

したがって私、すなわちフィリピン大統領フェルディナンド・E・マルコスは、いま、憲法第7章第10条第2節によって私に与えられた権限により、憲法第1章第1条の定めによりフィリピン全土を戒厳令下に置く。これによって、フィリピン軍最高司令官としての私の権限により、フィリピン軍を指揮し、法と秩序をフィリピン全土において維持し、反乱、暴動のいかなる行動をも、無法な暴力のあらゆる形態をも鎮圧し、また、わたしが直接公布するか、または、私の指示により出された布令、

命令、規程を強制的に守らせるものである。

さらに、私は、これによって次のように命ずる。現在拘留されているすべての人間および以後、暴動または反乱の罪、またはそれを助長し、またはそれに際して、またはそれに付随して、またはそれに関するとして犯されたすべての罪および違反、および國の治安および國の法に対する犯罪、國家の基本的な法に対する犯罪、公の秩序に対する犯罪、権威・地位・職名の偽称と名前・制服・記章の不適当な使用を含む犯罪、公務員によって犯された犯罪、それに、私が直接または私の指示により下した布令、命令または規程を犯した結果の犯罪で、同様に逮捕された者はすべて、私または私が合法的に指名した代行者の別命があるまで拘留状態が続けられる。

右証拠として、私は手すから、この文章の上にフィリピン共和国章を貼布する。

マニラ市にて、1972年9月21日

フィリピン大統領

フェルディナンド・E・マルコス

副署 官房長官代理

ロベルト・レイエス

注意：私は、この布告を、9月21日に作成し、署名したが、国防当局者フォン・ポンセ・エンリレ国防長官には、私が施行裁可をした後、9月22日に渡された。その施行裁可は、エンリレ国防長官が、午後8時10分、リサール州マンダルヨンのワクワク地区で狙撃された直後の9月22日午後9時に出された。

（署名）フェルディナンド・E・マルコス

2. 戒厳令以後の主要措置リスト

1. 出所：*Philippine Daily Express, Business Day, FBIS, Daily Report.*

2. 戒厳令時点から11月末日まで収録。

3. 一般命令第15号、大統領布令第21号、指令書第20号までは、その後の改正は別にしてほぼ原文に当って確認。その後は新聞記事によって可能な限り再構成したので、日時、号数等不確実な点が多い。

4. RAとは「共和国法律」の略。

A. 一般命令

No. 署名月日 内容

1 9.20 フィリピン軍総司令官として國の支配、政府全体の運営指導、一切の権力大権行使する。

2 9.22 国防相に添付リストの人物の逮捕、拘留および暴動、反乱、治安関係犯罪を犯したその他人

- 物の逮捕、拘留を命ずる。
- 2-A 9.26 同上の改正。逮捕・拘置すべき犯罪者19項目。
- 2-B 10.24 同。外貨のヤミ処罰。
- 2-C 10.27 同。ダイナマイド漁法の処罰。
- 2-D ? 殺人・傷害を犯した者。
- 3 9.22 全政府省庁、政府所有・支配会社、地方自治体は別命あるまで現行法、現員で運営。特定の件を除き刑事、民事裁判の続行。
- 3-A 9.24 同上の改正。
- 4 9.22 全土を通じ午前零時～4時の間の外出禁止。
- 5 9.22 全土であらゆる集会、デモ、ストライキ、ピケット等集団行動の禁止。
- 6 9.22 承認された者を除き住居外で火器の保持、所有、携行の禁止。
- 7 9.23 戸外で武器携行を承認される者（公務中のフィリピン軍、警察、警備員等）およびその取扱い。
- 8 9.27 フィリピン軍参謀総長に軍事裁判所を設置して軍人の事件その他事件を裁判する権限を与える。
- 9 9.28 戒厳令関係命令、布令、指令実施の際外国人とその財産への暴行が行なわれないための措置。
- 10 9.30 フィリピン軍下士官兵の宿舎手当の増額。
- 11 9.30 フィリピン軍将校の月給増額。
- 12 9.30 一般命令8号で設置権限を与えられた軍事裁判所が裁判する事件の範囲。
- 13 9.30 一切の住民、市民に自己の周囲の宅地、水路、道路、街路の清掃に着手するよう要求し、公共の場所にごみを捨てるとの禁止。
- 14 ? ?
- 15 10.5 あらゆる住民、市民に富や浪費の誇示を禁止する（町祭り、社交を含む）。
- 16 11.9 ? 国防相に対し、軍が中核となって逮捕から事件処置までを担当する全国司令部の設置を命令。
- B. 大統領布令**
- No. 署名月日 内容
- 1 9.24 総合機構改革計画の採択、認可、公布。
その一環として大統領府内の報道部を情報省に昇格。
- 1-A 11.5 国家経済開発庁創設。
- 2 9.26 全国を土地改革地域と宣言。
- 3 9.26 復興・資本開発関係公共事業へ資金を支出し、かつ以前の公共事業諸支出と同時に行なう。
- 4 9.26 「米とうもろこし業を発展させ国家穀物庁を設置しそのための資金を与える法案」の採択、認可、公布。
- 5 9.26 「フィリピン国立銀行(PNB)憲章(RA 1300号)改正案」の採択、認可、公布。
- 6 9.27 政府職員・雇員の規律に関する若干の規則改正。
- 6-A 9.29 教育開発プロジェクトの開始、その実施機構、そのための資金調達その他の権限を与える（「1972年教育開発布令」）。
- 7 9.30 家畜・畜産物のオーダリー・マーケティングの規定および新畜産規則。
- 8 10.2 「国産石油の発見、産出を振興しその資金を支出する法案」全体の採択、認可、公布。
- 9 10.2 一般命令6号、7号の違反を非合法と宣言し刑罰を課すこと。
- 10 10.2 株式取引税率の引下げ（2%→0.25%）。
- 11 10.3 民間警備会社法(RA 5487)の若干の条項の改正。
- 12 10.3 警察委員会内に市町警察官の行政事件を裁定する裁定委員会を設置する。
- 12-A ? 同上の改正。
- 12-B 10.29 非行警察官の処罰。
- 13 10.4 布告1081号とそれに関連するその他の命令、布告、指令の結果生じる支出に行政府留保金を使用できるよう1973年支出法一般条項第5条を改正。
- 14 10.5 憲法会議運営に420万ペソの追加支出する法案を採択、認可、公布。
- 16 10.5 改正国家内国税法を改正してRA 6141号2条に規定する法人の持分をのぞきキャピタルゲイン税を免除する。
- 16-A 10.25 同上の改正。
- 17 10.5 1953年フィリピン・ハイウェイ法改正——改正フィリピン・ハイウェイ法採択、公布。
- 18 10.7 マニラ首都圏洪水制御・下水道会議設置。
- 19 10.11 RA 4883号(RA 4569号の改正)でいう公告は政府機関による全国的定期刊行物といずれかの地方で刊行・編集されている新聞紙もよい。
- 20 10.12 家賃統制法(RA 6359号)の改正——低所得層家賃の凍結。
- 21 10.15 國家労働関係委員会(NLRC)設置。
- 22? 10.18 大統領砂糖委員会設置。

- 23 10.18 脱税に対する大赦措置——73年3月末までの自発的申告者に対し課税されなかった所得・財産に一律10%。
- 23-A ? 同上の改正。
- 24 10.18 社会保障法 (RA 1161号) 改正——退職年金、疾病給付等増額。
- 24-A 11-19? 同上の改正。
- 25 ? 不動産の所有・管理者はその真の評価額を報告する要件。
- 26? 10.19 協同組合の基本法。
- 27 10.21 小作人を土地の束縛から解放し、その耕作する土地の所有権を彼らに移譲し、そのための手段と機構を与える布令小作人解禁布令。
- 27-A? 11.20 同上の改正——地主の受取る土地代金はキャピタル・ゲイン税免除。
- 30 10.27 國内国税法改正。
- 31 10.27 外国人旅行者に対し滞在中ホテルのルーム税を免除。
- 32 10.27? アジア開発銀行出資金増額。
- 33 10.27? 嫦娥的、エロチックなビラ、リーフレット、ポスターなどの印刷、所持、配付、落書きなどについて。
- 34 10.27 関税法改正 (発効11月26日)。
- 35 ? 上パンパンガ川プロジェクト (UPRP) の資金追加支出 (2億ペソ)。
- 36 11.2 反政府陰謀に加わった報道機関のフランチャイズ・許可・認可の撤回、マスメディア会議設置。
- 39 ? 軍事委員会の軍裁管轄・手続きの規定改正——公秩序、公共の安全に対する犯罪被告の欠席裁判を認める。
- 42 11.9 土地収用権訴訟の原告は課税評価額を供託した上で不動産の所有権を得る。
- 43? ? 漁業資源の総合開発促進、漁業開発会議設置。
- 44 11.9 危険薬物法改正——刑罰強化。
- 45 11.11? 電力産業基本政策。
- 46 11.10 政府職員・雇員に対する贈物その他物質的報酬の授受を違法とする。
- 47 経済開発庁に公共事業プロジェクトの実施促進のため規則・細則制定を命ず。
- 48 11.? フィリピン農業調査会議 (PCAR) 設置。
- 49 11.16? 「知的財産に関する布令」——著作権法改正。
- 51 11.16 貨物飛行機取得のために債務を負う権限を大統領に与える。
- 52 11.18 免税自動車を譲渡された者は自己申告によって税金軽減。
- 53 11.18 密輸物資の輸入・仲介・所持・所有者は期日までに正当な関税を払えば罰せられない。
- 54 11.18 非合法伐木に対する刑罰強化。
- 55 11.18 すでに正当に設置されている電話から許可なく配線することは違法。
- 56 11.20 賃金委員会、石油業委員会、物価統制委員会は国家経済開発庁の管轄とする。
- 57? 11.20 外国貿易区庁 (FTZA) 憲章の改正——輸出加工区庁 (EPZA) と改称。
- 58 ? フィリピン大学の制度改正——ロス・バニヨス分校に完全な自律権。
- 60 11.20 財務省保管処分局の廃止、機能は関税局に移管。
- 61 11.21 会計検査院の管轄権。
- 62 11.21 タバコ法改正。
- ? 11.22 保険法 (RA 2427) 改正——保険会社は払込資本200万ペソ以上あること、外国会社はこれに同額の供託金を上積み。
- 67 ? 23号の若干条項修正。
- 71 11.29 一般銀行法 (RA 337) 改正。
- 72 11.29 中央銀行法 (RA 265) 改正。

C. 指 令 書

- | No. | 署名月日 | 内 容 |
|-----|------|---|
| 1 | 9.22 | 報道官、国防長官宛。 新聞・ラジオ・TV 施設その他一切の情報機関の接収・管理。 |
| 2 | 9.22 | 国防長官宛。 マニラ電力、フィリピン電信電話社、国家上下水公社、フィリピン国有鉄道、フィリピン航空社、エア・マニラ社、フィリピナス・オリエント航空社、その他公益事業施設の経営・管理・運営の接収。 |
| 3 | 9.22 | 国防長官宛。 フィリピン籍の一切の私有航空機・船舶の所有・管理・運営の接収。 |
| 4 | 9.22 | 外務長官宛。 以後公務を除き外国行きのフィリピン人市民に旅券その他旅行書類を発給しないこと。 |
| 5 | 9.22 | 司法長官宛。 同じく外国渡航希望のフィリピン人市民に警察・出国クリアランスを発行しないこと。 |
| 6 | 9.22 | 財務長官宛。 同じく納税クリアランスを発行しないこと。 |
| 7 | 9.22 | 中央銀行総裁宛。 同じくフィリピンで営業する銀行に外貨を使用させない。 |
| 8 | 9.24 | 労働長官宛。 賃金委員会設定の砂糖労 |

- 労働者賃金水準の即時実施。
- 9 9.26 國防長官、財務長官宛。あらゆるジャック・ポット機械所有の接収と完全な破壊、持込阻止の措置。
- 11 9.29 全関係省庁宛。大統領任命職の職員は10月15日までに省長官を経て辞表を提出すること。憲法に定められた職は除く。
- 12 9.29? 財務省長官(管下各庁)宛。さきの報告にもとづき、職員・雇員の免職、辞職を命令。
- 13 9.29 映画検閲委委員長宛。破壊活動・反乱・暴動教唆、政府当局の信頼を破壊するもの、犯罪者美化、暴力・ポルノを満足させるもの、人種・宗教攻撃、禁止薬剤教唆、法律・公序良俗に反するもの。
- 14 9.29 全省庁の長宛。職員・雇員で訴追を受けている者、不誠実・無能その他非行により著しく望ましくない者は1週間以内に辞表を提出されること。
- 14-A 9.29 全省庁宛。同上の改正。
- 14-B 11.9 同上の改正。14-A に地方政府の職員・雇員を含める。
- 15 9.29 公共事業通信長官宛。マニラ電力に対する5月29日付公共事業委員会の電力料金暫定承認の値上率を引下げる(36.5→20.9%)。
- 16 10.1 農業天然資源長官、國防長官、州知事、市町長、物価統制委宛。大統領布令7号の実施細目。
- 17 10.1 財務長官宛。国内、外國にある隠匿の現金、資金、証券、個人財産、不動産等の申告猶予期間(~72年12月31日)。
- 18 ? 全省庁の長宛。情報省と協力して広報活動を改善せよ。
- 19 10.2 国防・公共事業・社会福祉各長官、公共事業局長、フィリピン住宅公社総支配人、フィリピン住宅改善補佐官、知事、市町長、市・区技監宛。水路、堤防、鉄道上および公私有地の無許可建築物の撤去、出身州と再植地への住民移転等の協力。
- 20 10.3? 公共事業通信省長官、ハイウェー局長、郵政局長、陸運局長、電信電話局長、放送電波管理局長、民間航空局長、灌漑事業局長宛。職員・雇員の免職、停職、辞職。
- ? 10.3? 外務長官宛。職員・雇員の免職、停職、辞職。
- ? 教育長官宛。同。
- 24 ? 農業天然資源長官宛。同。
- ? 10.13 追放公務員の退職金について。
- 26 10.13 國防長官宛。外国旅行のクリアランス
- に例外12カテゴリー。
- ? 11.1 ?宛。省の新設:國家經濟開発庁、地方自治・地域開発省、農地改革省、情報省。改編:公共事業・運輸通信省、農業天然資源省、保健省。
- 37 11.7 フレイトのペソ建て。
- 40 11.11 刑事事件の裁判促進。
- 41 11.27 私有農地所有者に対し、農地リスト、主作物、各小作人平均収穫総量、優先権所有者の住所氏名申告要件。

3. フィリピン軍編成

Republic of the Philippines, *Official directory* 1970より作成(70年10月31日現在)。人事は新聞報道で確定。

国防省 Camp General Emilio Aguinaldo(ケソン市)
長官 Juan Ponce Enrile

フィリピン軍 総司令部 Camp Gen. Emilio Aguinaldo
(ケソン市)

参謀総長 Romeo C. Espino 大将
副参謀総長 Rafael Illeto 准将

①フィリピン陸軍 司令部 Fort Bonifacio(リサール州)
司令官 Rafael Zagala 准将
第1歩兵“TABAK(短剣)”師団

Fort Magsaysay(ヌエバ・エシハ州)

陸軍第2歩兵旅団(独立)

Camp Capinpin(リサール州 Tanay)

陸軍第3歩兵旅団(独立)

Camp Lapu-Lapu(セブ市)

陸軍第4歩兵師団

Camp Evangelista(カガヤン・デ・オロ市)

第51工兵旅団

Santolan Barracks(ケソン市)

②フィリピン海軍 司令部 ロハス大通り(マニラ市)
艦隊司令官 Hilario M. Ruiz 准将

マニラ要港部

海軍作戦部隊

海兵大隊

③フィリピン空軍 司令部 Nicholas Air Base(リサール州)
司令官 Jose Rancudo 准将

ニコラス・フィリピン空軍補給部
空軍士官学校

第100訓練航空隊(F空軍基地)

第520基地航空隊(Nicholas 空軍基地)

第5戦闘飛行隊(Basa 空軍基地)

第205混成飛行隊(Basa 空軍基地)

- 航空輸送隊
- フィリピン空軍第580航空管制気象隊
- フィリピン空軍第1航空団
- フィリピン空軍第560戦闘訓練隊
- フィリピン空軍第533基地管理隊
- ④フィリピン警察軍 司令部 Camp Crame (ケソン市)
司令官 Fidel V. Ramos 准将
- 首都圏警察軍
- 警察軍第55大隊
- 第1警察軍管区 Camp Olivas (パンパンガ州サン・フェルナンド)
- アブラ、バタアン、バタネス、ベンゲット、ブラン、カガヤン、イフガオ、北イロコス、南イロコス、イサベラ、カリンガ・アパヤオ、ラ・ウニオン、マウンテン、ヌエバ・エンハ、ヌエバ・ビスカヤ、パンパンガ、パガシナン、タルラク、サンバレス各州司令部、警察軍第51大隊
- 第2警察軍管区 Camp Vicente Lim (ラグナ州)
アルバイ、バタンガス、北カマリネス、南カマリネス、カタングアネス、カビテ、ラグナ、マリンズケ、西ミンドロ、東ミンドロ、ペラワン、ケソン、リサール、ソルソゴン各州司令部、警察軍第52大隊
- 第3警察軍管区 Camp Sergio Osmeña, Sr. (セブ市)
アクラン、アンチケ、ボホール、カピス、セブ、イロイロ、レイテ、南レイテ、マスバテ、西ネグロス、東ネグロス、ロンプロン、東サマール、北サマール、西サマール各州司令部、警察軍第53大隊
- 第4警察軍管区 Camp Evangelista (カガヤン・デ・オロ市)
北アグサン、南アグサン、ブキドノン、カミギン、コタバト、南コタバト、北ダバオ、東ダバオ、南ダバオ、北ラナオ、南ラナオ、西ミサミス、東ミサミス、スル、北スリガオ、南スリガオ、北サンボアンガ、南サンボアンガ各州司令部、警察軍第54大隊
- ⑤その他
- フィリピン沿岸警備隊 海軍司令部 (マニラ市ロハス大通り)
- フィリピン士官学校 Fort Del Pilar (バギオ市)
4. フィリピン大統領行政命令第384号により、社会主義・共産主義諸国との貿易に関する政策ガイドラインを公布する
- Central Bank, *News Digest*, Vol. XXIV-No. 13.
- 社会主義・共産主義諸国を含め、あらゆる国々との貿易その他の関係をできるだけ早期に発展させるという、わが国のあらゆる重要部門の支持を受けた政策が国益であるにより、そのような関係を秩序正しく行なうには政策ガイドラインを採択しなければならないので、したがって私、フィリピン大統領フェルディナンド・E・マルコスは、今、法律によって私に賦与された権限により、ここに次の政策ガイドラインを公布する。
- A. 商品パターン
1. あらゆる現在ある、また潜在的なフィリピンの輸出生産物が許容される。
 2. 輸入の場合は次の商品が優先される。
 - a. 部品を含む重機械・設備、中でも何らかの技術の移転を伴うもの。国産されていないものを優先する。
 - b. 国産されていない原料 (燃料を含む)。
 - c. 国産されていない必須消費生産物。
- B. 貿易経路
1. 輸出貿易は通常の民間商業経路およびNETRACOR (国家輸出貿易公社) のような政府貿易会社を通して取扱われよう。しかし輸入貿易は当初、政府の経済開発計画に従い NETRACOR を通してのみ行なうものとする。フィリピン業者間のありうべき破滅的な競争を避けるため、あらゆる商業取引は商工省を通すものとする。
 2. 社会主義・共産主義国からのフィリピン駐在貿易代表部設置が万一必要になった場合は、問題は商工省に付託し、同省は外務省、移民局および(または) 関係政府部局と調整するものとする。
 3. 貿易の目的で社会主義・共産主義国に渡航する時の要件は、他の諸国への渡航に対する現行の条件と規則・細則に従って正常化される。
 4. フィリピンと社会主義・共産主義国との貿易連絡は許される。
 5. 社会主義・共産主義国籍の商業用船舶のフィリピン港湾への入港・出港は許される。
 6. フィリピンと社会主義・共産主義国との適法の貿易代表団と貿易業者の交流は許される。
- C. 支払とりきめ
1. 支払はフィリピンおよび当該社会主義・共産主義国の中銀銀行が、各自の外貨規則に沿って受け入れられる、定められた支払手段を通じて行なうものとする。
 2. 支払は中央銀行が受け入れられる交換可能通貨で行なうものとする。現行フィリピン中央銀行規則では、米国ドル、英國ポンド、ドイツ・マルク、スイス・フラン、

フランス・フラン、イタリア・リラ、オランダ・ギルダー、カナダ・ドルまたは日本円が、外貨準備を構成する、受入れられる交換可能外国通貨である。差額を交換可能通貨で決済する振子式信用規定をもった清算契約による支払を、双方中央銀行が相互に受入れられる個別ケース毎に採用してよい。

3. フィリピン金融機関と社会主義・共産主義国金融機関との正常な取引関係樹立は許される。

D. その他

1. 社会主義・共産主義国からわが国に輸入される商品の書類作成は、フィリピンがこれら諸国と外交および（または）領事関係を樹立する時まで、外務省が指名する大使館、領事館または名誉領事が行なうものとする。

2. フィリピンおよびこれら諸国が輸入、輸出する商品の検査は通常の手続き、すなわち双方に受入れられる独立的な国際監督官または調査官を通す手続を履むものとする。

3. 紛争の際は双方が相互に受入れられる調停に付すものとする。

前記ガイドラインのいかなる条項も、フィリピンと社会主義・共産主義国との貿易を、貿易と外国為替に適用されるフィリピンの法律、規則、細則から免れさせるものとはみなさない。

1972年3月11日、マニラ市において。

（署名）フェルディナンド・E・マルコス

（副署）官房長官 アレハンドロ・メルチョール

5. 中央銀行の主な金融措置（1～10月）

▷公認外為取引業者に対する覚書72-1号（1.26）——雇客からの外為の購入、受入れ規則。買レート：USドルは銀行間ガイディング・レートから2%低い最低レートで、米ドル以外の公認通貨は中銀買レートから1%低い最低レートで購入。中銀は業者から銀行間ガイディング・レートより1%以内低い保証レートで購入。

▷回状337号（1.31）——回状135号（1962.1.21）の修正。中銀公認外為取引業者に貯蓄信用組合と農村銀行を追加。

▷回状338号（2.7）——貯蓄信用組合はいかなる場合も、借入者に貸出金の一部を貯蓄性または定期性預金の形で預金することを要求してはならない。

▷回状339号（3.7）——回状135号（1962.1.21）の修正。中銀公認外為取引業者に旅行業者を追加。

▷公認外為取引業者への覚書72-2号（3.14）——全公認外為取引業者は、取得した外為を直接中央銀行に、当日のガイディング・レートで売渡すことができる（72-1号第2項の変更、即時発効）。

▷回状340号（4.7）——あらゆる銀行間外為取引はもっぱらフィリピン銀行協会外為取引所（FOREX）で行なうこと。規則1. 個別の外為取引の取引相場は取引日のガイディング・レートの上下4.5%の範囲で買手銀行と売手銀行の間で自由に決める。2. 中銀は各取引日の初めに前日なされた全売買の取引相場の加重平均を基礎にしてその日のガイディング・レートを告示する。3. 前日売買が行なわれない時は、最後に取引が行なわれた日の全売買の取引相場を加重平均する。（即日発効）

▷回状341号（4.7）——D/A および O/A による輸入は次の場合のみ認められる。1. 1970.2.21現在、最終用途のため恒常に D/A および O/A 輸入実績をもつ生産業者はその企業が1970年にこれらの契約で輸入した量を限度とする。2. 70.2.21以後設立された企業で通貨委員会が D/A、O/A により最終用途必要物輸入を特に承認したものは、各自が操業初年にこれらの契約で輸入した量を限度とする。3. D/A および O/A 契約で以前に承認され回状時点に船積港を出航済みの船積み。現行中銀規則内でのそれ以上のおよび他の輸入はひきつづき L/C 開設を通して自由に行なわれる。（即時発効）

▷回状342号（4.14）——全商業銀行、貯蓄・抵当銀行、開発銀行（DBP を含む）、協同組合銀行に対する規則。1. すでに期限が経過した貸付は、担保、無担保、部分担保貸付のいずれも、利子所得は生じないものとする。2. 銀行は月末の現有貸付と期限経過貸付残高とそれから生じた利子を報告すること。

▷回状343号（4.24）——共和国法律6424号〔フィリピン外貨建預金法〕施行規則——1. 外貨建預金を受入れる権限の資格：申請により中銀が選定。2. 開設できる預金口座の種類：要求払・貯蓄・定期。3. 外貨準備の一部として受入れできる外国通貨。4. 預金可能外貨の出所。5. 信託勘定。6. 譲渡可能預金証書および預金の貸付担保としての使用。7. 利子率：法定最高限度（現在年14%）の範囲で自由。8. 外國通貨カバー要件。9. 中銀利子率。10. 国内輸出向け企業への外貨貸付け。11. 預金の引出し可能性と流動性。12. 預金の秘密保持。13. フィリピン預金保険公社の下で預金保険カバー。14. 本規則の発効。15. 会計。16. 定期的報告。17. 法律、規則合致の検証。18. 法律、規則実施。

▷公認銀行への覚書（4.28）——大統領行政命令第384号〔社会主義・共産主義諸国との貿易政策ガイドラインの公布〕、3.11付）および関連商工長官代理発出の「商工省の社会主義・共産主義諸国との貿易申請処理ガイドライン」の引用。

▷回状344号（6.19）——フィリピン非居住者および回状304号および（または）343号による預金者による国内証

券に対する外貨投資。1. 中銀公認証券業者が中銀代理として次の規則で売買を承認する権限を与えられる。a. 「フィリピン国内証券」とはフィリピン証券取引所上場の国内法人の株式および中央政府の債券。b. 購入支払いは非居住者の場合外貨送金により、外貨預金者の場合買手の外貨口座からの引落しによる。c. bにひきつづく売却は他の外貨預金者または非居住者に対して外貨を行なわれ、外貨代金は外貨建預金または非居住者への送金可能。d. 非居住者、外貨預金者を代行する売買はその証券の公正な市場価額で行なう。e. 源泉税控除後のペソ配当は外貨預金勘定に預金することも非居住者への海外送金も次の限度まで可能。BOI登録または輸出向け産業、フィリピン国民が支配する会社、国内金融を取り入れていない会社の株式の場合100%，その他会社の株式は25%。中央政府債券の利子は全額外貨預金または海外送金が可能。d. 証券は希望すれば同一の公認証券取引業者により輸出することが承認される。外国籍株式への移転も可能。2. 国内株式購入のための非居住者の海外送金は公認銀行が行なう。

▷回状346号(7.7)——回状344号1c. の変更。ひきつづく売却が外貨またはペソで居住者または非居住者に対して行なわれる時は、その代金は売却がペソで行なわれ、外貨に再交換され、その額が当初投資のため売られた外貨額の範囲という条件で、回状343号による再預金または外貨送金可能。(同一公認証券業者を通して。)

▷回状347号(7.28)——D/A, O/A 輸入の許容条件。

1. 70.2.21現在最終用途のため恒常に輸入の実績をもつ生産業者は実際の必要まで。2. 70.2.21以後設立されたD/A, O/A 輸入が特に認められた生産業者もまた実需量まで。3. 70.2.21現在輸入実績がなく、中銀が輸出向けと認定するか、BOIに登録するか、フランチャイズを与えた公益企業であるかの生産業者。4. D/A, O/A の支払期間はいかなる場合も360日を超えない。(即時発効。)

▷公認銀行への覚書(7.28)——中銀は次の場合公認銀行との間で、銀行の外国取引銀行への外貨負債をカバーするためスワップ取引を行なう。その負債が輸出前金融

をカバーするための銀行引受けから生じた場合。中銀はFOREXの当日の銀行間ガイディング・レートでスポット買い(T/T 最低2万5000ドル)、同額を90日を超えない期限で先物売り(T/T)を行なう。(プレミアム: 30日-1/8%, 60日2/8%, 90日3/8%, 電報料金、印紙税は銀行負担)(即時発効)

▷公認銀行への覚書(9.15)——日本政府供与の第2次7500万ドル政府援助に関連し、公認銀行は中銀に日本からの輸入と銀行による支払の証拠書類提出のこと(略)。

▷貯蓄・信用組合を含む全銀行への覚書(9.24)——フィリピン銀行協会とフィリピン貯蓄銀行協会の要請に沿い、通貨委員会が、低い現金ポジションのため預金引出しに対応して資金を必要とする、貯蓄・信用組合を含めた銀行に対し、即時緊急援助・貸付を与える権限を与えたことを通知する。1. 中銀は銀行が差出したあらゆる中銀保証の債権または有価証券を買取る。中銀発表の期間内に買戻し可能。2. 中銀債務証書と中銀の保証のない証券は中銀請求後7日以内に買戻す契約で中銀に売却。3. 中銀は該銀行の純資産を超えない額まで、商業銀行は満期末到来の貸付手形、貯蓄銀行は不動産抵当書類、を抵当として貸付ける。期間120日、中銀の裁量で更新可能、年利10%以内。(9.25農村銀行にも通告。)

▷貯蓄信用組合を含む全銀行への覚書(10.5)——大統領の指令により、全金融機関と公衆に、銀行預金の機密性と秘密性ならびに法律上の預金者の権利がいずれの場合も尊重されると再保証。

▷全公認外為取引業者への回状(10.26)——9.13付フィリピン銀行協会長宛中銀総裁書簡に沿って公認銀行は貴下取得外為を一般のガイディング・レートで買取る用意がある。米ドルの最低買レートは銀行間ガイディング・レートの2%安、米ドル以外の公認通貨は同1%安のまま。

▷公認銀行への覚書(10.30)——組立てのためのCKDオートバイ、同スペア・取換部品の輸入申請は一切、中銀へ承認を照会すること(即時発効)。

▷回状349号(10.31)——改正中銀回状157号(貯蓄信用組合施行規則)の22、24、33、36条の改正(略)。

主　要　統　計

- 第1表 産業別世帯経済活動人口
 第2表 職業別世帯経済活動人口
 第3表 産業別国内純生産
 第4表 世帯所得分布
 第5表 非農業労働者賃金率指数
 第6表 マニラ消費者物価指数
 第7表 主要生産指標
 第8表 通貨増減要因分析
 第9表 中央政府現金勘定
 第10表 新規登録企業国籍・産業別投資

- 第11表 新規登録企業国籍別投資
 第12表 10大輸出入品
 第13表 最終用途別輸入構成
 第14表 相手国別輸出入額と比率
 第15表 國際収支総括表
 第16表 対外債務構成予測
 第17表 投資委員会登録プロジェクトの外債資金調達
 第18表 米国の対比直接投資残高
 第19表 政府間援助・贈与

第1表 産業別世帯経済活動人口¹⁾ (1970年)

(単位 人)

	合　計	都　市 ²⁾	農　村 ²⁾
合　計	12,296,583	3,383,447	8,403,136
農・林・漁業	6,332,071	571,881	5,760,190
鉱業・採石業	52,669	13,412	39,257
製造業	1,401,781	668,052	733,729
電気・ガス・水道・衛生サービス	33,877	23,370	10,507
建設業	461,132	231,452	229,680
商業	861,975	533,132	328,843
運輸・通信・倉庫業	512,283	305,193	207,091
サービス業	1,927,025	1,284,243	642,762
分類不能	188,858	87,927	100,931
はじめての求職者	524,912	174,785	350,127

(出所) Bureau of the Census and Statistics, 1970 census of population and housing, May. Advance report, national summary, 1972.

(注) 1) 1970年センサスで集計された世帯人口の5%から推計。非経済活動人口(①家事従事者、②学生、③退職者、無能力者、慢性病者、自発的無職者)を除いた10歳以上の雇用者、非雇用者。

第2表 職業別世帯経済活動人口¹⁾ (1970年)

(単位 人)

	合　計	都　市 ²⁾	農　村 ²⁾
合　計	12,296,583	3,893,447	8,403,136
専門職・技術労働者	667,916	423,825	244,091
管理・監督労働者	139,722	90,826	48,896
事務労働者	382,626	299,908	82,718
販売労働者	798,728	476,106	322,622
農民、漁民、林業その他労働者	6,252,742	553,515	5,699,222
鉱業労働者	33,807	9,370	24,437
運輸・通信労働者	513,161	293,500	219,661
工業生産労働者	1,701,082	769,199	931,883
サービスなどの労働者	893,712	591,817	301,895
荷役その他労働者	263,528	146,151	117,377
分類されない労働者、軍人	124,647	64,445	60,202
はじめての求職者	524,912	174,785	350,127

(出所) 第1表に同じ

(注) 1) 1970年センサスで集計された世帯人口の5%から推計。10歳以上の雇用者と非雇用者。

第3表 産業別国内純生産(要素価格表示、1967年価格)

	価格(100万ペソ)			対前年増加率(%)		構成比(%)		
	1969年	1970年	1971年	1970年	1971年	1969年	1970年	1971年
農林漁業	8,516	8,796	8,934	3.3	1.6	33.2	33.2	32.2
鉱業	471	562	662	19.3	17.8	1.8	2.1	2.4
製造業	4,812	5,054	5,423	5.0	7.3	18.8	19.1	19.5
建設業	931	688	726	(26.1)	5.5	3.6	2.6	2.6
運輸・通信・倉庫・公益	1,010	1,055	1,109	4.5	5.1	3.9	4.0	4.0
商業	3,858	4,020	4,290	4.2	6.7	15.0	15.2	15.4
サービス業	6,087	6,323	6,630	3.9	4.9	23.7	23.8	23.9
国内純生産(要素価格)	25,685	26,498	27,774	3.2	4.8	100.0	100.0	100.0
国民所得(要素価格)	25,384	26,009	27,414	2.5	5.4	98.8	98.2	98.7
国民総生産	30,589	32,221	34,314	5.3	6.5	—	—	—

(出所) National Economic Council, *Statistical Reporter*, Apr.-Jun. 1972.

(注) 1) 1972年5月22日現在改訂推計。

第4表 世帯所得分布(1956-57年, 1961年, 1965年, 1971年)

所得階層	1956-57年		1961年		1965年		1971年	
	家族数	所得	家族数	所得	家族数	所得	家族数	所得
合計(単位千)	3,959	5,824,296ペソ	4,426	7,981,766ペソ	5,126	13,023,610ペソ	6,347	23,714,284ペソ
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—%
500ペソ以下	22.5	5.3	17.0	3.3	11.6	1.4	5.2	—
500~999	32.4	16.0	29.3	12.0	17.7	5.3	12.1	—
1,000~1,499	16.5	13.7	17.8	12.2	16.7	8.1	12.2	—
1,500~1,999	10.5	12.3	12.0	11.5	13.5	9.2	11.8	—
2,000~2,499	5.2	7.8	6.7	8.3	9.9	8.8	9.6	—
2,500~2,999	3.2	6.3	4.1	6.2	7.6	8.1	8.1	—
3,000~3,999	4.1	9.5	5.0	9.4	8.9	12.1	12.5	—
4,000~4,999	1.6	4.9	2.4	5.8	4.6	8.0	7.5	—
5,000以上	3.9	24.2	5.8	31.3	9.5	39.1	5.0	—
5,000~5,999	—	—	1.8	5.5	2.8	6.0	6.4	—
6,000~7,009	—	—	1.9	7.1	2.5	6.8	3.6	—
8,000~9,999	—	—	0.7	3.4	1.5	5.4	3.7	—
10,000~14,999	—	—	—	—	—	—	2,454	—
15,000~19,999	—	—	1.4	15.3	2.6	20.8	—	3,736
20,000~以上	—	—	—	—	—	—	—	—
中位所得(ペソ)	—	924	—	1,105	—	1,648	1.1	—
平均所得(ペソ)	—	1,471	—	1,804	—	2,541	1.3	—

(出所) Bureau of Census and Statistics, 1971年は *Special Release*, No. 139. 他は *Economic Monitor*, Nov. 3, 1969 から転載。

第5表 非農業労働者賃金率指数（マニラ・同郊外）

(1955=100)

	名目賃金		実質賃金			名目賃金		実質賃金	
	熟練	未熟練	熟練	未熟練		熟練	未熟練	熟練	未熟練
1961年	104.8	104.4	92.6	92.2	1967年	125.5	137.6	79.8	87.3
1962年	106.1	107.5	88.6	89.7	1968年	135.8	153.1	86.0	96.9
1963年	109.3	113.4	36.4	89.6	1969年	143.0	160.3	89.2	100.0
1964年	111.0	114.4	81.2	83.6	1970年	151.9	177.9	80.9	94.5
1965年	114.4	122.5	81.5	87.3	1971年	159.8	189.9	71.5	85.1
1966年	120.1	131.4	80.6	88.2					

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1971.第6表 マニラ消費者物価指数¹⁾ (1971-72年)

(1965=100)

	全品目		食 品		衣類		家 貨 ²⁾		光熱水道		その他の	
	1972年	1971年	1972年	1971年	1972年	1971年	1972年	1971年	1972年	1971年	1972年	1971年
1月	165.2	147.2	185.8	159.7	183.4	158.2	145.6	131.7	146.8	143.4	145.9	137.4
2月	165.1	146.7	184.9	158.0	185.0	159.5	145.6	131.8	146.9	143.9	146.8	137.7
3月	165.1	145.7	184.7	155.2	184.9	160.6	145.7	132.0	146.9	143.7	146.9	138.3
4月	163.8	146.7	181.2	157.2	185.2	162.6	145.7	132.0	146.9	143.7	147.7	138.4
5月	164.9	147.4	183.0	158.3	185.8	162.7	145.8	132.0	149.7	143.9	148.3	138.9
6月	166.6	149.1	183.7	161.9	186.1	164.8	145.8	132.1	185.1	143.9	148.5	139.1
7月	172.0	155.3	195.3	169.5	186.9	167.3	146.3	141.9	189.3	144.1	148.9	141.8
8月	177.9	158.1	207.7	174.9	187.3	169.1	146.6	142.1	189.3	144.1	150.3	142.9
9月	a	159.5	a	177.0	a	175.1	a	142.0	a	144.8	a	143.7
10月	a	161.9	a	181.5	a	179.2	a	141.9	a	145.8	a	144.3
11月	a	160.7	a	178.7	a	180.9	a	142.0	a	146.3	a	144.0
12月	a	160.6	a	178.2	a	181.6	a	142.0	a	146.7	a	144.4

(出所) Central Bank, *News Digest*, Vol. XXIV, No. 39.

(注) 1) 1972年から物価に関する基準年次は1965年。

2) データ収集は年2回(1月、7月)。

a データ未収集。

第7表 主要生産指標

	食糧	穀米 (1,000メートル・トン)			1969年		1970年		1971年 ^a		1972年 ^a		
		とうもろこし	"		4,444.7	5,233.4	5,342.9	5,100.1	2,008.2	2,005.0	2,012.6	—	
農 ¹⁾	輸出作物	ココナツ油(蜜糖)(アバカ)	"		1,515.5	1,656.2	1,574.1	1,607.2	1,596.1	2,050.8	1,997.4	—	
		木(原材)	(未加工アバカ)		105.9	122.4	104.6	95.1	4,991.5	4,665.9	4,528.1	3,577.3	
		鉱業	(純金、オニス)		621.0	568.4	348.9	553.2	571.1	602.7	638.6	—	
		鉱石	(純銀、1,000オンス)		1,561.3	1,701.9	1,909.5	—	1,561.5	1,869.9	2,066.8	—	
		鉱物	(鉄鉱石)		469.4	566.4	429.5	—	131.1	160.3	188.5	—	
	製造業	全(非耐久)	製造業(材)	(材)	256.3	256.9	275.8*	—	246.0	250.7	275.5*	—	
		256.3	256.9	275.8*	—	305.1	286.3	276.8*	—	4,787.0	5,006.1	5,289.0	—

(出所) Central Bank, *Annual Report*, 1971 および *Statistical Bulletin*, Dec. 1971. 1972は *News Digest*, XXIV-47。

(注) 1) 作物年度。

p 暫定数字。 e 推定。 a 1~9月。

第8表 通貨増減要因分析

	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年*a
A. 公的部門						
1. 中央政府						
a. 中銀保有有価証券	+ 90.1	+118.9	+521.1	+142.3	+ 38.5	+298.1
b. 商銀保有有価証券	+ 99.7	+134.4	+263.4	-138.3	+ 10.9	- 45.2
c. 中銀貸付	+ 72.0	+ 19.4	+ 4.2	+ 60.6	- 25.7	+ 1.0 ^b
控除 d. 中央政府残高	-108.1	-130.7	-130.5 ^b	-226.6 ^b	+166.4 ^a	-181.3 ^b
国庫金	- 11.7	+ 6.8	+ 0.6	- 1.8	+ 4.5	- 2.3
商銀預け要求払預金	- 19.5	- 30.4	- 66.2	- 21.7	+ 16.8	- 49.2
中銀預け要求払預金	- 33.0	+ 18.1	- 38.1	-101.5	- 22.4	-358.7
中銀預け信託基金	+ 41.7	- 8.4	+ 2.3	+ 8.0	- 51.3	+ 11.7
e. 貯蓄・定期預金計	-133.6	+ 44.6	+ 49.8	- 67.0	+ 24.7	+ 27.8
合計	+ 20.1	+186.6	+699.6	-269.0	-118.0	-199.6
2. 地方政府および政府機関						
a. 中銀保有有価証券	+180.4	- 16.5	+104.9	+ 7.9	- 1.8	+ 12.5
b. 商銀保有有価証券	+170.6	+ 18.8	+102.0	+125.7	- 14.0	- 68.7
c. 中銀貸付	+ 1.7	+ 8.3	- 1.6	+ 27.0	+ 68.7	+ 35.6
d. 商銀貸付	+247.5	+ 66.8	+258.1	- 5.5	- 92.2	+ 20.2
控除 e. 貯蓄・定期預金	- 46.9	+ 36.2	- 25.3	+ 11.3	-108.0	- 4.4
f. 政府銀行のその他勘定純計	-260.3	+173.9	- 53.9	-234.7	-291.2	-114.9 ^c
合計	+293.0	+287.5	+384.2	- 68.3	+143.9	-119.7
公的部門計	+313.1	+474.1	+1,083.8	-337.3	+ 25.9	-319.3
B. 民間部門						
a. 商銀の貸付、割引、当座貸越、手形貸付	+904.7	+718.7	+266.9	+1,180.2	+1,284.5	+633.3
b. 商銀保有有価証券	- 0.1	- 1.2	+ 43.7	- 7.0	- 39.3	- 0.1
控除 c. 貯蓄・定期その他預金	-751.9	-690.1	-122.6	-811.7	-732.6	+ 10.2
d. 民間商銀その他勘定純計	+ 35.0	-106.8	-107.5	-200.7	-624.4	-419.5
民間部門計	+187.7	- 79.4	+ 80.5	+160.8	-111.8	+223.9
C. 国外要因						
a. 外貨準備	+184.8	- 11.2	-138.1 ^b	+730.8 ^b	+200.0 ^b	+353.5 ^b
b. 補助勘定—外貨特別勘定	—	—	—	+148.1	+203.7	- 38.4 ^c
控除 c. 外貨準備再評価	+247.2	+ 1.6	+ 8.4	- 1.2	+ 3.2	- 34.8 ^c
d. 海外調整借入、IMF 引出し	-521.6	-185.7	-262.7	-407.6	+199.0	- 41.7
e. 直接および委託預金(回状 304 号)	—	—	—	—	—	- 36.9
f. その他の対外借入れ	—	—	—	—	—	-311.0
国外合計	- 89.6	-195.3	-392.4	+470.1	+605.9	- 95.4
D. 通貨供給純増 (A + B + C)	+411.2	+199.4	+771.9	+293.6	+520.0	-190.4
E. 通貨供給高	3,782.5	3,931.9	4,753.8	5,047.4	5,567.4	5,377.0

(出所) 中央銀行年報各年。* は Central Bank, News Digest, XXIV-38。

(注) a. 1971年12月～1972年6月。b. 中央政府海外支出を含む調整。c. 無為替取引を含む調整。

第9表 中央政府現金勘定(暦年)

(単位 100万ペソ)

	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年	1~6月*	
						1971年	1972年
期首現金残高	490.2	602.4	556.0	457.1	843.0	843.0	881.1
A. 経常勘定純計	-120.8	-114.3	-805.6	349.7	130.8	324.2	26.5
受取	3,576.4	4,055.9	4,510.9	4,849.3	5,869.4	3,184.0	3,080.2
支払	-3,697.2	-4,170.2	-5,316.5	-4,499.6	-5,738.6	-2,859.8	-3,053.7
B. 金融勘定純計	-1,042.8	-1,230.3	-1,298.8	-1,895.9	-2,803.7	-1,525.5	-1,207.8
利子支払	-81.9	-101.2	-128.0	-207.1	-221.4	-113.4	-120.2
減債基金支払	-32.6	-58.0	-61.5	-74.0	-87.0	-53.7	-54.6
債務償還	-928.3	-1,071.1	-1,108.4	-1,614.8	-2,495.3	-1,358.4	-1,033.0
うち中銀借入	-380.0	-237.0	-304.2	-324.9	-351.0	-31.5	-25.0
C. 現金勘定残高(A+B)	-1,163.6	-1,344.6	-2,103.5	-1,546.2	-2,672.9	-1,201.3	-1,181.3
D. 公的借入	1,275.8	1,298.2	2,004.7	1,932.1	2,711.0	1,485.6	1,560.7
うち中銀借入	452.0	270.0	369.9	325.0	326.0	26.0	25.0
E. C+D	112.2	-46.4	-98.8	385.9	38.1	384.3	379.4
期末現金残高	602.4	556.0	457.1	843.0	881.1		

(出所) 中央銀行年報各年。*はCentral Bank, News Digest, Vol. XXIV, No. 38.

第10表 新規登録企業国籍・産業別投資(払込資本)(1971年)

(単位 1,000ペソ)

	合計	% 合計	フィリピン人		中国人		アメリカ人		その他	
			%	%	%	%	%	%	%	%
合計	670,179	100.0	645,108	100.0	8,230	100.0	814	100.0	16,027	100.0
農業	10,187	1.5	9,987	1.5	—	—	100	12.3	100	0.6
林・漁業、畜産	19,190	2.9	19,165	3.0	18	0.2	—	—	—	0.0
金属・鉱業	3,023	0.4	3,023	0.5	—	—	—	—	—	—
非金属・鉱業	17,561	2.6	17,260	2.7	32	0.4	218	26.8	51	0.3
製造	128,491	19.2	126,232	19.6	1,968	23.9	228	28.0	63	0.4
建設	42,298	6.3	41,869	6.5	397	4.8	32	3.9	—	—
電気・ガス・水道	1,143	0.2	1,137	0.2	6	0.1	—	—	—	—
卸・小売業	206,882	30.9	201,435	31.2	5,177	62.9	76	9.3	194	1.2
金融機関	19,750	2.9	19,750	3.1	—	—	—	—	—	—
保険	1,305	0.2	1,305	0.2	—	—	—	—	—	—
不動産	103,556	15.4	103,334	16.0	68	0.8	154	18.9	—	—
運輸・通信	28,615	4.3	13,115	2.0	—	—	—	—	15,500	96.7
各種サービス	88,178	13.2	87,496	13.5	564	6.9	6	0.7	112	0.7

(出所) Central Bank, Statistical Bulletin, Dec. 1971.

第11表 新規登録企業国籍別投資(払込資本)

	合計	フィリピン人		中国人		アメリカ人		その他	
		%	%	%	%	%	%	%	%
1950~54年	808,598	550,197	68.0	231,214	28.6	10,082	1.3	17,105	2.1
1955~59年	703,459	548,281	77.9	133,884	19.0	14,480	2.1	6,814	1.0
1959~64年	1,417,872	1,223,706	86.3	164,839	11.6	21,151	1.5	8,173	0.6
1965年	327,267	268,835	82.2	36,641	11.2	17,776	5.4	4,015	1.2
1966年	387,967	354,292	91.3	27,994	7.2	4,066	1.1	1,615	0.3
1967年	419,180	381,802	91.1	28,962	6.9	2,599	0.6	5,817	1.4
1968年	470,815	426,691	90.6	29,811	6.3	6,121	1.3	8,192	1.8
1969年	410,024	391,272	95.4	13,115	3.2	4,539	1.1	1,098	0.3
1970年	437,967	425,018	97.1	9,576	2.2	1,928	0.4	1,445	0.3
1971年	670,179	645,108	96.3	8,230	1.2	814	0.1	16,027	2.4

(出所) Central Bank, Statistical Bulletin, Dec. 1971.

第 12 表 10 大輸出入品

(単位 100万ドル)

	輸出					輸入										
	1969年		1970年			1971年		1972年								
	1971年		1972年													
丸太・木材	226.0	249.8	225.9	131.3	86.6	非電気機械	258.5	235.2	225.1	137.9	120.5					
砂糖	149.0	187.6	212.3	106.4	106.4	石油、潤滑油	106.7	118.9	141.2	64.2	78.9					
銅精鉱	132.8	185.2	185.9	88.3	77.4	輸送機械	124.9	106.0	122.2	48.9	54.2					
コブラー	87.3	80.1	114.0	46.3	55.8	基礎金属	116.3	144.4	90.7	42.4	44.6					
ココナツ油	50.6	95.6	103.4	48.4	41.1	電気機械	60.2	59.2	66.3	32.2	28.6					
乾燥ココナツ	16.0	19.4	20.7	9.6	7.8	穀類、同製品	38.0	32.5	65.1	19.7	48.2					
パイナップル罐詰	17.2	21.4	19.7	13.3	8.8	爆薬、化学製品	41.7	49.8	56.4	23.2	26.5					
合板	19.4	19.7	16.4	7.9	8.2	織維原料	41.8	40.2	48.8	18.1	23.5					
コブラー・ミール	10.9	13.9	16.2	7.0	6.6	化学原料	34.5	36.7	39.9	19.1	21.6					
同ケーキ(1)						酪農品	37.4	32.4	38.5	20.6	21.3					
バナナ(2)	14.3	15.3	13.5	5.3	7.2	10品目計	860.1	855.4	924.2	426.3	467.9					
10品目計	723.5	888.1	928.2	463.8	405.9	輸入総額	1131.5	1090.1	1186.0	548.6	606.2					
輸出総額	854.6	1061.7	1121.8	559.2	491.4											

(出所) Central Bank, Annual Report 各年。*は News Digest, Vol. XXIV, No. 38.

(注) (1) 69年はベニヤ。(2) 1969~70年は未加工アバカ。

第 13 表 最終用途別輸入構成

	1967年		1968年		1969年		1970年		1971年*		1972年*	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
合計	1,062.2	100.0	1,150.2	100.0	1,131.5	100.0	1,090.1	100.0	1,186.0	100.0	606.2	100.0
生産財	908.2	85.5	1,021.8	88.8	1,022.7	90.4	1,015.5	93.2	1,079.5	91.0	545.4	90.0
機械設備	216.4	20.4	233.6	20.3	243.1	21.5	205.2	18.8	202.9	17.1	88.9	14.7
未加工原材料	138.6	13.0	163.0	14.2	156.2	13.8	158.0	14.5	187.2	15.8	109.4	18.1
半加工原材料	502.1	47.3	574.0	49.9	574.1	50.7	595.4	54.6	628.5	53.0	315.4	52.0
サプライズ	51.1	4.8	51.2	4.5	49.4	4.4	56.9	5.2	60.9	5.1	31.7	5.2
消費財	154.0	14.5	128.4	11.2	108.7	9.6	74.7	6.8	106.4	9.0	60.8	10.0
耐久財	12.8	1.2	11.6	1.0	10.2	0.9	6.5	0.6	4.8	0.4	2.9	0.5
非耐久財	141.2	13.3	116.8	10.2	98.6	8.7	68.1	6.2	101.6	8.6	57.9	9.5

(出所) 中央銀行年報各年。1971年は CB, News Digest, Vol. XXIV, No. 38.

(注) *1~6月暫定数字。

第 14 表 相手国別輸出入額と比率

(単位 100万ドル)

	米国		日本		西ヨーロッパ		アジア(日本を除く)	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%
1949~50年	362.2	78.1	208.3	72.0	15.1	3.3	16.7	5.8
1951~55	336.7	70.4	252.1	63.9	28.8	6.0	45.6	11.6
1956~60	282.4	50.3	264.3	53.6	94.0	16.7	100.6	20.4
1961~65	280.2	41.2	316.5	48.0	134.8	19.8	173.1	26.3
1966	284.5	33.4	346.4	41.8	243.9	28.6	246.3	31.9
1967	362.7	34.1	352.6	42.9	306.9	28.9	278.6	33.9
1968	372.2	32.4	391.5	45.6	326.7	28.4	283.3	33.0
1969	320.2	28.3	360.3	42.2	336.7	29.8	328.8	39.2
1970	315.1	28.9	440.2	41.5	344.9	31.6	420.8	39.6
1971	291.2	24.6	452.7	40.4	359.1	30.3	391.4	34.9
1972*	152.9	25.2	198.3	40.4	169.1	27.9	167.3	34.1

(出所) Central Bank, Statistical Bulletin, Dec. 1971. 1972年は CB, News Digest, Vol. XXIV, No. 38.

(注) *1~6月、暫定数字。

第15表 国際収支総括表

(単位 100万ドル)

	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年
1. 経常収支	162	-25	-250	-234	-29	33
(1) 貿易収支	-25	-241	-292	-278	-28	-64
輸出	828	821	857	855	1,062	1,104
輸入	-853	-1,062	-1,149	-1,133	-1,090	1,168
(2) 貿易外収支	90	30	-93	-111	-120	-37
非貨幣用金	16	17	18	20	21	22
投資収益	-37	-76	-97	-78	-130	-97
米政府支出*	74	93	110	74	52	59
その他用役	37	-4	-124	-127	-63	-21
(3) 移転収支	97	186	135	155	119	134
民間	53	114	91	106	93	104
政府	44	72	44	49	26	30
2. 資本収支**	-36	21	400	224	257	122
民間	-15	60	363	200	217	52
政府	-21	-39	-37	24	40	70
3. 誤差脱漏	-81	-72	-199	-127	-225	-165
4. 総合収支	45	-76	-49	-137	3	-10
5. 金融勘定	45	-76	-49	-137	3	-10
(1) 商銀純資産	-75	-55	8	29	36	93
資産	-22	-25	-6	17	4	-23
負債	-53	-30	14	12	32	116
(2) 通貨当局	30	131	41	108	-39	-83
IMF勘定	-23	28	55	-	14	21
SDR配分	-	-	-	-	18	17
その他中銀資産	23	36	36	45	-101	-125
その他中銀負債	30	117	-32	68	59	4
委託資産	-	-150	-18	-5	-29	-

(出所) IMF, International Financial Statistics, Oct. 1972.

(注) * 他に含まれない政府支出。** 他に含まれない資本。

第16表 対外債務構成予測¹³ (1972年8月31日現在)

(単位 100万ドル)

	残高 1972年9月 ～73年6月	1973-74 会計年度	1974-75 会計年度	1975-76 会計年度	1976年6月 30日以降
I 元本	2,124.6	270.8	338.5	310.0	200.7
A 回転短期信用	320.6	-	-	-	-
1. 民間	261.1	-	-	-	-
2. 政府	59.5	-	-	-	-
B その他短期信用	28.0	6.4	0.5	-	-
1. 民間	24.0 ²⁾	2.4	0.5	-	-
2. 政府	4.0	4.0	-	-	-
C 中期信用	455.1	124.9	163.7	102.2	21.9
1. 民間	219.9	57.6	69.5	40.5	19.6
2. 政府	235.2	67.3	94.2	61.7	2.3
D 長期信用	1,320.9	139.5	174.3	207.8	178.8
1. 民間	741.2	94.4	111.9	109.8	103.6
2. 政府	579.7	45.1	62.4	98.0	75.2
II 利子	-	94.3	89.0	73.3	53.9
III 満期到来債務計	365.1	427.5	383.3	254.6	835.1

(出所) 中央銀行発表—Business Day, 1972. 11. 21.

(注) 1) IMF (SDR) を除く。

2) うち 2110 万ドルは期日到来済みか要求払いがであって、満期期日が決まっていない。

第17表 投資委員会登録プロジェクトの対外資金調達 (1972年3月末現在)

(単位 1000ドル)

	合 計	台 湾	フ ラ ン ス	西 独	日 本	ス ウ ェ ー デン	米 国	そ の 他
合 計	611,321	1,850	10,354	80,820	301,903	9,211	160,620	46,563
農 工 業	196,242	1,850	10,354	72,766	76,548	7,726	15,312	11,686
鉱業, 鉱産加工	280,798	—	—	125	152,484	1,485	100,155	26,549
それ以外の製造業	134,281	—	—	7,929	72,871	—	45,153	8,328

(出所) 投資委員会—*Business Day*, 1972. 11. 10.

第18表 米国の対比直接投資残高

(年末現在: 単位 100万ドル)

	計	製造業	公益事業	商 業	その他の*	純資本流出	利益再投資	利 益	配当・利子
1961 ^p	439	89	104	55	191	— 1	27	27	63
1962 ^p	374	89	28	59	198	— 16	16	42	23
1963 ^r	415	110	21	64	214	21	16	38	20
1964 ^r	473	131	42	69	230	37	13	46	28
1965 ^r	530	154	40	78	259	31	23	50	25
1966 ^r	579	180	48	88	263	19	24	53	26
1967 ^r	639	216	39	87	296	26	30	61	26
1968 ^r	673	238	39	91	305	21	12	53	34
1969 ^r	742	270	—	—	473	41	26	65	38
1970 ^r	701	251	—	—	451	—50	10	47	37
1971 ^p	719	258	—	—	461	4	14	54	35

(出所) U.S. Dept. of Commerce, *Survey of current business*, 各年。

(注) * その他産業には鉱業、石油業(1969年からは公益事業、商業も)が算入されている。純資本流出～配当・利子欄は1969～70年をのぞきすべて暫定数字。

r は改訂数字, p は暫定数字。

第19表 政府間援助・贈与 (1968—71年)

(受取り, 100万ドル)

	1968年		1969年		1970年		1971年		1972年
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
合 計	14.06	8.75	9.36	5.94	5.34	5.71	4.63	4.94	4.51
米 国	0.09	0.09	0.07	0.07	0.05	0.07	0.06	0.06	0.04
オーストラリア	6.50	0.50	0.46	0.46			0.02	0.02	0.30
CARE	0.71	2.15	2.52	1.56	1.97	0.84	0.75	0.79	0.70
WHO	0.46	0.68	0.17	0.35	0.17	0.31	0.10	0.37	0.15
UNICEF	0.33	0.55	0.27	0.27	0.38	0.38	0.34	0.35	0.36
フォスター家族計画	0.55	0.68	0.61	0.70	0.52	0.63	0.57	0.67	0.62
宗教諸団体	4.24	2.92	4.28	1.55	2.25	3.48	2.79	2.68	2.34
そ の 他*	1.18	1.18	0.98	0.98					

(出所) Central Bank—*Business Day*, 1972. 11. 21.

(注) * フィリピン大学が諸外国政府・団体から受取った贈与。